

512

134



始





572-134

横田英夫著

小作問題研究

東京 巖松堂書店發兌

大正  
12.6.18  
購求



# 小作問題研究目次

## 序篇 地主と小作人

- 第一章 小作問題とは何ぞや……………一
- 第二章 小作制度と賃銀制度……………八
- 第三章 分配より觀たる地主と小作人……………一六
- 第四章 小作人の所得額……………三〇
- 第五章 小作人と賃銀労働者……………四〇
- 第六章 農村の階級闘争……………五六

## 前篇 小作及小作料

- 第一章 小作起源概説……………六七
- (1) 小作の原因としての土地私有……………六七

目次

一



(ロ) 我國に於ける小作の起源……………七七  
 (ハ) 地代概説……………八七

第二章 小作料に影響する地代の増減……………九七

(イ) 農作物價格の騰落と地代の増減……………九七  
 (ロ) 土地の利用と地代の増減……………一〇四

第三章 小作料と資本利子……………一一三

(イ) 地代と利子……………一一三  
 (ロ) 土地の資本代(小作料の利子代)……………一二〇  
 (ハ) 利子として觀たる小作料……………一二七

第四章 小作料は何故に高きか……………一三九

(イ) 土地國有時代に於ける地代……………一三九

(ロ) 所謂五公五民の分配……………一四七

(ハ) 利益分配上の掠奪……………一五八

(ニ) 農業利潤の行衛……………一六五

(ホ) 利潤の地代化……………一七二

(ヘ) 利潤及勞銀の小作料化……………一八四

第五章 小作料の決定……………一九四

(イ) 小作料の決定に関する諸説……………一九四

(ロ) 小作料將來の騰落……………二〇一

後篇 小作料は幾許を相當とするや

第一章 現在の小作料は如何して定められしか……………二一五

第二章 地主の主張正しからず……………二二三

第三章 國民經濟の有様及分配の原理……………二三四

目次



第四章 現在の分配による小作人の境遇と其の將來……………二五一

第五章 公平なる小作分配の條件……………二七三

第六章 相當小作料……………二九五

—(終)—

# 小作問題研究

横田英夫著

## 序篇 地主と小作人

### 第一章 小作問題とは何ぞや

我が國に將に起らんとする小作問題は、古き農奴解放の問題であると同時に、新らしき労働者解放の問題であつて、この點に於て、二重の文明史的意義を有する。私は以下、筆を進むるにしがたがつてこれを立證説明すべく、而してこの點が分明に證明されるれば、我國に小作問題が起るや否やの問題も、また、小作問題が如何なる性質と意義とを有し、如何に重大であるかといふことの問題も、自ら明瞭になると信ずる。

かの農奴問題が、貴族的地主と農奴との不合理なる支配關係に於ての存在を根據として生れたと同じく、我國の農村に小作問題を發生せしむる根據は、地主と小作人との不合理なる分配關係

地主と小作人 第一章 小作問題とは何ぞや



に於ての存在である。また、所謂労働問題が、資本家と労働者との階級的衝突によつて起つたと同じく、我が國の農村に小作問題を惹起せしむる原因は、地主と小作人との階級的對抗である。私の觀るところによれば、今日の如き資本主義的社會制度の下にあつては、我國の農村に於けるが如き地主と小作人との存在は、支配階級と奴隸階級たる點に於て、また、有産階級と無産階級たる點に於て、資本階級と労働階級たる點に於て、封建時代に於ける貴族的地主と農奴との關係に於ての存在、及び現代に於ける資本家と労働者との關係に於ての存在と、全く同一理由に基づく同様の關係に於ての存在である。換言すれば、地主と小作人との存在と、貴族的地主と農奴との存在、及び資本家と労働者との存在とは、強者と弱者との競争に基づける封建社會の階級組織及び資本と労働との分化に基づける近世社會の階級的分裂とを、同根として派生せる時代的及び地理的の異枝である。

斯くの如く、小作問題の理論的根據は、奴隸問題及び労働問題の理論的根據と共通なるが故にそれ等の理論的根據が既に哲學者、倫理學者、經濟學者等によつて闡明せられ、それが一般に理解せられ常識化して居る今日、あらためて小作問題の一般理論的根據を闡明するの必要はあるまい。故に、この點に關する説明は、次の如くで充分であると信ずる。曰く、歴史的に現はれた奴

隸問題及び労働問題は、我國の農村に於ては、遂に一舉にして小作問題となつてあらはれて來た。小作問題は今日及び今後我國の農村に起る奴隸問題及び労働問題である。即ち封建的思想及び事實よりの解放に後れた我國の小作人は、新なる資本的勢力の壓迫に依つて、二重の桎梏にあることを自覺し、同時に、封建的勢力と資本的勢力よりの解放を要求する問題である。私は、小作問題の理論的根據に關する説明はこれで充分となし、ここにはその實際的根據を主として述べる心算である。

我國の農村に於ける地主と小作人との關係を、封建時代に於ける貴族的地主と農奴との關係と同視することに就いては、その類推が餘りに明白であるから、私は今これを絮説するの要を見ない。唯、世人をして聊か疑問を感せしむるものは、これを資本家と労働者との關係と同視することである。この疑問を根據として、小作問題を労働問題と區別する議論は、世上に往々見受ける所である。依つて私は、この點に就いて少しく考察して見ようと思ふ。

我國の農村に於ける地主と小作人との關係を、資本家と労働者との關係と同視することの聊か首肯し難き理由は、貸銀制度と小作制度とに表面的の相違が存するからである。即ちこれを換言すれば、兩者の關係を繋いで居る契約上の性質に、若干の相違點を見出だし得るからである。



これを例説すれば、資本家と労働者との関係は、賃銀制度に據る労働雇傭契約なるに對し、我國の農村に於ける地主と小作人との関係は、賃銀制度とは聊か異なる一種の利益分配制度の形を具へた變體制度（即ち小作制度）に據る土地賃借契約になつて居る。兩者にはこの相違がある。殊に、我國の農村には（極めて少數ながら）純然たる賃銀制度に據る労働雇傭契約の下に、小作人とは別種な農業労働者が存在して居ることに依つて、この相違は著るしく目立ち、従つて、小作人の地位が頗る變體のものに映じて居るのである。少なくとも、地主と小作人との関係が賃銀制度に據る労働雇傭契約でなく、全く別種の小作制度に依つて繋がれて居ると云ふことは、利益分配の問題に於て、小作人は普通の労働者よりも遙に優越した地位に置かれてあるように感せしめる。故に、賃銀制度の下に於ける分配問題を中心問題として惹起された労働問題に於ては、純然たる農業労働者こそ問題の對象となり得るが、小作人はその對象となり得ないような觀を呈し、従つて、世人をして、小作人は労働問題の圏外に置くに至當とするような感を抱かしめる。

これが、小作問題を労働問題として觀ることに疑問を感せしむる所以であるが、斯かる疑義の生ずる事は、決して理由のないことではない。私は斯くの如き疑問に接し、その疑問の理由に多少の根據を認めるが故に、こゝに先づ我國の現行小作制度の下に於ける地主と小作人との實際の

状態及び關係を説き、農村の労働問題たる小作問題の實際的根據を明かにして置く必要を感ずる。蓋し、この點を明かにすることは、如上の疑問を解く所以であり、如上の疑問を解くことは、小作問題は如何にして起るか、而して如何なる性質のものであるか、また、如何にしてこれを解決すべきか等の諸點に關する前提的知識を提供する所以であり、以て小作問題の適當なる解決に資すること少なからざるを信ずるからである。

彼の資本家と労働者との存在に於て、階級的に區別された兩者の關係を繋ぐものが賃銀制度であると同様に、我國の農村に地主と小作人とを存在せしめ、階級的に區別された兩者の關係を繋ぐものは、云ふまでもなく、こゝに主題とする小作制度である。故に、小作制度と賃銀制度との表面上の比較検討は別として、小作人の地位が現代社會の如何なる階級に屬して居り、賃銀労働者よりも優越して居ると云ふ豫想が、如何なる程度まで眞實であるかは、小作制度の下に於ける地主と小作人との分配契約、及びこの契約に基づく小作人の實際の所得を検して見れば、明かに解ることである。思ふに、小作人の地位に對して如上の疑問が抱かれるのも、小作制度なるものが、分配關係から觀て頗る不明瞭な變體制度であるがために、この制度の下に存在して居る地主と小作人との各地位が如何なる關係にあるか、また、地主と小作人との各分配所得が如何ほどで



あるか、これ等の内容が能く明かにされて居ないからである。

單に、小作制度と云ふものゝ大凡の概念だけならば、大抵の人が知つて居るであらう。然し、小作制度の解説とか批判とか云ふことは、これまでは、學問的興味以外に、一般世人から問題として注意される機会と必要とが絶えてなかつたから、小作制度そのものゝ發達及び價値に關する考究は勿論のこと、小作制度に於ける利益分配の契約、及びこれに依つて分配せらるゝ小作人の所得が如何ほどであるかと云ふことなどに就いては、一般世人は多く熟知して居ない。私は今簡單にこれ等の點を明かにするために、先づ左に農商務省農務局で調査蒐集した全國の小作契約書の中から、最近の代表的（特に現行民法に遵據した合法的）なもの一通を抜いて、これを材料として必要な説明を試みて行かう。

地所 小作證書

何縣何郡何村の内何字何番地

一 田段別何反歩

此小作米何石何斗何升也

右の地所大正何年何月何日より何年何月何日まで何年間（私註、大抵は一年間）前書の小作米を以て我等借受小作仕候處真正也隨つて該地所に就き左の條項堅く締約仕候

- 第一 小作米袋裝の儀は四斗入を改良規定通り新に作製し五つ所結びにして立繩掛として古袋等決して使用致間敷候事
- 第二 小作米は精選米を御納め申すべきは勿論なるも持歩の節惡米を御認め相成候節は幾何にても取換可申事
- 第三 小作期限中は豐作たりとも小作増米を爲さざるは勿論假令如何様の凶作に遭遇するとも減米の儀相願申間敷候事
- 第四 小作米は毎年十一月二十日限り前記の小作米無滞吃度上納可致候若し期日に至り納米難出來候節は地所御引揚は勿論其當時の價額を以て小作米に相當代金御請求相成候共一言苦情なく速に支拂致候事
- 第五 小作米皆納するまでは該地所より收得せし米穀は一粒たりとも賣却又は他人へ擔保として差入申間敷候事
- 第六 小作期限に於て連印者の内失踪旅行其他如何様の事故出來候共殘る印形の者百般の義務を負擔し決して御損難且つ御迷惑等相懸申間敷候事

右の契約は小作人連帶責任にて履行可致後日の證書として茲に署名捺印致候也

何縣何郡何村の内何字

小作人	何	某	印
同			
小作人	何	某	印
同			
小作人	何	某	印

何之誰殿

右は小作人から地主へ差入れた小作證書の一端、現行民法に遵據して比較的に整頓した認め方であるが、大抵の場合は、これほど明確に契約條件が記入されて居らず、法律上から觀れば、極



めて不完全な契約證書に據つて居る。而して法律上極めて不完全な契約證書を差入れて居ることは、常に必ず小作人の不利となる結果を豫示するものである。のみならず、中には全く成文契約をなさず、昔からの慣行のまゝに委して契約して居るものが少なくないが、さう云ふ契約の場合には、特に、強制契約の痕跡が明かに認められるほど、小作人に苛酷な條件を課した片務的契約が行はれて居るのが多い。然し、私は小作制度そのもの、根本的批判をなすことは暫らく措き、こゝでは、單に分配問題より觀たる現行小作制度の如何なるものであるかを解説する便宜として、自由契約の形式を整へて居る前出の小作契約證書を代表的のものと思ひ、これに依つて分配契約の實際的内容を検べて見よう。

## 第二章 小作制度と賃銀制度

賃銀制度の下に於ける労働雇傭契約が、名は自由契約に據ると雖も、契約に依つて生ずる實際上の權利義務の所在、及びその履行の實狀に徴すれば、その實、全く一種の強制契約と目すべきものであることは、既に一部の論者に依つて、明白に指摘された所であるが、我國の小作制度の下に於ける土地貸借契約は、その形式が自由契約化されて居り、また、單に土地の貸借だけであ

るが、その實際は、労働雇傭契約の場合よりも更に甚だしき強制契約であり、また、賃銀制度よりも更に甚だしき小作人を拘束するものであることは、私の特に茲に指摘して、世人の注意を求めんと欲する所である。

賃銀制度なるものは、云ふまでもなく、近世資本主義の所産であつて、封建制度が破壊して自由思想が社會の各方面に高潮瀾漫した後に起源を發した。従つて、自由の觀念がすべての根底を支配した社會に發達して來た。然るに、我國の小作制度なるものは、原始的社會の奴隸制度に起源し、封建制度の最も嚴格に維持されて居た時代を通じて發達して來た制度である。而してこれが現代に存續せらるゝに至り、已むを得ず、唯、僅にその形式が自由化したのみで、その實質内容は、依然として舊時のまゝに慣行されて居るのである。故に、我國の小作制度ほど、封建的勢力の殘存を認められるものは少ない。前者は、その起源に於ても、その發達に於ても、(歴史的關係は別として)全く封建的奴隸制度を知らないに反し、後者は、その起源發達共に封建的奴隸制度を知り、寧ろその所生と所有に係るもの、變體的進化であると云ふてよい。我國の小作制度は於ける地主と小作人との土地貸借契約が全く對物的であつて、賃銀制度に於ける労働雇傭契約の對人的なるに比して、頗る小作人の人格的自由に干與せざる性質のものなるにも拘らず、更に著



るしく強制契約の風が現はれて居り、而して極端なる奴隷制度的思想に浸潤して居る理由は、恐らくは、斯くの如き歴史の相違あるがために生じたのであらう。

文献に徴して小作制度の起源及びその發達を歴史的に研究することは、學問上、極めて興味あることであり、且つまた必要なことではあるが、私は今こゝにその餘裕を有つて居ない。故に、それ等の研究はすべて他日に譲り、こゝでは小作制度に現はれた現在の事實だけを記すに止めるが、兎に角、我國の小作制度は、その起源を遠く氏族時代の賤民的家僕奴隷使用に端を發し、降つて封建時代の土着的奴隷制度に變形して發達し來り、やがて現代の民法契約的色彩を附着した土地貸借關係に進化したもので、徹頭徹尾、武力または權力の征服及び強制關係の所産であることは、史實に徴して争はれない事實である。私はこゝではこれだけの歸納的結論に止めて置くものであるが、これだけの知識を豫備として置くことは、現行小作制度の實際的内容を知る上に於て、極めて必要なことに屬する。この種の豫備的知識は、比較的理論的形成の不明な我國の小作制度の真相を開く上に於て、極めて必要な一つの鍵である。

我國の小作制度が一種の變態制度であることは、その内容が甚だしく封建的臭味を纏綿し居るにも拘らず、その契約的形式が頗る進歩的である點に於て看取される。私の觀る所に依れば、現

今行はれて居る産業制度の中で、利益分配關係から觀て、小作制度（殊に我國の小作制度）ほど進歩した制度は、全く見當らないと云つても過言でない。米國のヘドワツク教授も、社會學會報告書の中に於て「小作制度は良制度なり」と云ふて居るが、それは、小作制度の利益分配法に目を着けたからである。我國の小作制度を形式的に新時代眼を以て觀察すれば、その利益分配法は、現在の貸銀制度の比にあらざるは勿論、この貸銀制度の更に進歩したものと稱せらるゝ所謂利益分配制度、所謂損益分擔制度よりも更に一層進歩的であり、且つまた合理的な制度であるとも解し得られる。これを強いて云へば、我國に於ける小作制度の利益分配法は、資本主義制度の下に於て豫想し得る最も進歩した制度、最も合理的な制度に近いものであらう。故に、今日利益分配問題に於て非難さるゝ貸銀制度の缺陷、即ち資本家は労働者の賃銀を掠奪して資本を蓄積すると云ふ疑惑は、我國の小作制度に於ては、表面上は完全に拭ひ去られて居るのである。否、表面上は斯くの如き非難に値する餘地がないのである。

先づ第一に、我國の小作制度は、分配問題の形式が最も公平に近い利益分配法に依つて居る。即ちその分配率の多寡は別問題として、兎に角、資本家たる地主は地代（或は利子）として、それに相當する一定の分配を得て居るだけで、その他の生産利益はいくらあらうと、それは悉く利



潤及び勞賃として小作人の所得に分配されて居るのである。地主は一定の小作料を收得するだけで、土地の耕作經營から生ずる利益がいくらあろうとも、毫も關係する所でないのである。小作人の所得が、賃銀勞働者のそれよりも遙に多いかの如くに誤解されるのはこれがためであらう。

第二に、我國の小作制度は、産業組織として最も理想に近い「勞働者の生産機關管理」を完全に實行して居る。即ち地主は單に土地資本を貸與するに止まつて、全く企業的經營に參與せず、その企業の一切及び生産機關（土地資本及び農具等）の管理は、すべて小作人が司る仕組になつて居る。別言すれば、地主と小作人との關係は、單に土地資本の貸借契約だけであつて、生産に關する一切の企業及び勞働は、悉く小作人がこれを擔任して居る。我國の小作人は、何等の能力を疑はれることなしに、完全に生産機關の管理を遂行し、自由なる企業的努力に依つて生産利益の増加を計る機會と地位とを有し、而して企業的能力及び努力に依つて増加し得た收益の大部分は、これを利潤及び勞賃の増加として、完全に自己の所得となし得るのである。小作人に分配される所得の性質は、勞銀でなくして利潤と勞銀との合したものであると解せられるのは、全くこれがために外ならぬ。故に、理論の上からこれを觀れば、小作制度と賃銀制度とが同一でない通りに、地主對小作人の關係は、資本家對勞働者の關係と、決して同一ではないのである。

私が改めて説くまでもなく、從來不可分の所在であつた資本と企業と勞力との三者は、彼の産業革命に依つて一度分化されたが、新なる資本主義制度に於ては、企業は資本の維持及びその増加に缺くべからざるものとなつたがために、資本家の有する所となり、勞力と資本とのみが明確なる階級的分裂を起すに至つたことは、善く人の知る所である。而して賃銀制度なるものは、この兩者の階級的關係を繋ぐ新制度として、必然的に生れたものなのである。故に、現代の産業組織に於ては、分配問題から觀たる資本階級と勞働階級との關係は最も明白で、即ち今日の賃銀制度が存続する限りは、資本に對する利子及び企業に對する利潤は、全部資本階級の所得に歸し、勞働階級の取得する所は、僅に勞力に對して與へらるゝ所の一定の賃銀に過ぎなくなつたのである。

然るに、我國の農村に於ては、自作組織より農場組織への中間的制度として、小作制度なるものが存続されて居つたがために、資本と勞力との分化（即ち非耕作的土地所有者と土地無所有者の農民）が行はれたにも拘らず、而して地主と小作人との階級的分裂（即ち資本家化した地主と勞働者化した小作人）を現はしたるにも拘らず、農場組織の生むべき賃銀制度へ轉進しないで、依然として従來の收益分配法に依る變態制度（即ち小作制度）を繼承し、これに依つて地主と小



作人との關係を羈束して居る。その結果は、地主は益々資本家化し、否、全く純然たる資本家になり得るが、小作人は單に労働者化しただけであつて、純然たる労働者とはならないのである。少なくとも、普通の所謂賃銀労働者とは、その地位を異にして居るのである。従つて、我國の小作制度に於ける地主と小作人との相互的關係は、今述べた如く、地主は單なる土地所有者たり資本貸與者たるの地位を固守し、小作人は労働者であると同時に、その生産的活動に於ては、企業者を兼ねたものになつたのである。故に、國民經濟上の所謂分配法則に依れば、地主は土地資本に對する利子を取得し、小作人は企業者としては利潤、労働者としては勞銀、これを併せて利潤及び勞銀の二者を取得するものと見做されて居るのである。

前に提起して置いた疑問の如く、地主と小作人との關係は、理論上、資本家と労働者との關係と同一でない。即ち、資本家對労働者の關係は、賃銀制度に據る勞働雇傭契約を以て結ばれて居るに對し、地主對小作人の關係は、利益分配制度に依る土地貸借契約に依つて結ばれて居る。前者は所謂勞力の購買であるが、後者は土地資本の貸出である。これを無産階級側から觀れば、前者は勞力の賣込であるに對し、後者は資本の借入である。従つて、小作人は労働者よりも遙に優越した地位を占めて居るかの如くに觀られる、而してこれ實に小作制度の形式的觀察に於て、右に略

述べたような性質的相違が認められるからである。私は再び云ふ、形式の上に於て我國の小作人は如何にも賃銀労働者ではない、一定の小作料を地主に支拂つて土地の耕作權を獲得し、その土地の上に企業を營んで居る一種の獨立生産者である。故に、土地經營に依つて生ずる収益は、資本に對する利子を除いた外は、全部その所得に歸するのである。従つて小作人は、彼の賃銀労働者の如くに、賃銀制度の下にあつて労働を賣り、賃銀と稱する労働報酬を得て居るものとは、その性質に於て異なつて居る。一種の變態制度ではあるが、利益分配法を適用して居る小作契約の下に、或る意味に於ける企業者を兼ねた獨立生産者である。従つて小作人の労働は、賃銀制度の下に於けるが如く、所謂商品視せられて代價を支拂はるゝことなく、寧ろ土地資本を自由に使用する獨立生産者として、労働に配するに相當の企業的努力を以てし、その収益もまた労働報酬以外に、更に利潤が加はつて居る道理であるから、他からこれを觀れば、賃銀労働者に比して頗る有利の地位を占めて居るように見える。賃銀制度と小作制度とを分配關係に於て形式的に比較し、この形式のみを透して小作人と労働者との地位を比較する時は、成るほど斯う見るのも理由のないことではない。

然し、形式の相違は兎もあれ、實際に於て我國の小作人は、賃銀制度の下にある労働者よりも、



然く優越した境遇地位にあるものであるかどうか。問題は實質の比較である。我國に於ける地主と小作人との關係を支配し、小作人の階級的地位を決定するものは、實にこの實質を検討した結果である。

### 第三章 分配より觀たる地主と小作人

ニニノ一ニニカヲル

利益分配制度や損益分擔制度なるものが、現在の賃銀制度に比して一層合理的であり、且つまた進歩した制度であると想像せらるゝ理由が、分配問題に於て賃銀制度よりも、遂に労働者に有利な結果を齎らすであらうと云ふ點に存することは、私が云ふまでもない。この道理から推して行くと、一種の利益分配制度、損益分擔制度であり、否、寧ろそれ等よりも更に合理的であり、且つまた進歩した制度の觀ある小作制度に於ては、小作人は非常に有益な分配を受けて居るやうに想像せられる。然るに、その實際は如何であるか。

私は先づ直ちに事實を摘舉して、この點を調査して見ようと思ふ。

第一に見るべきことは、地主と小作人との分配實際高の比較である。試みに、明治四十一年より大正元年に至る五年間に於ける平均小作料と、同平均實收高との割合とを比較すれば、次の如

田一反歩の小作料 (一毛作田)		平均實收高		小作料割合	
契約小作料	〇・九六〇	實收小作料	〇・八八九	一・六六六	五三・三六%
同	一・一三三	同	(二毛作田)	一・一三七	五五・八七
畑一反歩の小作料	〇・六〇三	同	〇・五六六	.....	.....

備考 農商務省農務局の調査に據り、假に上、中、下田の各平均數字を加除して更にその平均を算出した。畑は作物多種のために、正確なる比較調査をなし得ざるを以て、これまた假に、米納に依る二十七縣の調査に基づきて、その小作料のみを示し置く。

なほ参考のために、同じく農商務省農務局の別種の調査に據つて、明治四十一年より大正元年に至る五箇年間の全國平均中等田畑一反歩に對する平均實收小作料を見れば、矢張り次の如くなつて居る。而してこの調査は即ちかなり古い數字であるが、その後地主と小作人との分配の割合

地主と小作人

第三章 分配より觀たる地主と小作人



には、さしたる變動を來して居らないから(若し變動があつたとすれば小作料の騰貴である)、この數字を以て現狀を推しても決して不當でないを信ずる。

田	一	毛	作	田	米	〇・八九八
	二	毛	作	田	同	一・一五六
					米	〇・五一七
					金	六・四四三
					大豆	〇・四五三
					裸麥	〇・八〇三

右に依れば、畑に就いてはこれを比較することは困難であるが、分配割合の明瞭な田に就いて觀れば、實收高に對する小作料の割合は、一毛作田に於ては五割三分五厘、二毛作田に於ては五割六分九厘(この計算に於ては裏作は全部小作人の所得として計算に加へず)に當り、これを假に平均すると、地主の所得は五割五分に當つて居る。これに依つてこれを觀れば、いづれの調査に徴するも、單なる土地資本提供者である地主の方が、數量の上に於て遙に多額の分配を受け、企業者にして同時に労働者を兼ねて居る小作人の方は、割合に於て少ない分配を受けて居ることが明瞭である。

今日、正當なりと思惟せられて居る國民經濟上の所謂分配法則は、土地、資本、労働、企業の四者に對して、各々地代、利子、勞賃、利潤が分配せらるゝものとして居るが、これ等のものが生産價値の分配に與り得るは、その使用及び提供が生産を助けたがためであるとされて居る。即ちこれを換言すれば、土地、資本、企業、勞賃の生産上に於ける功勞に對して、それに應じて生産結果が分配せられるのである。故に、若し右の分配割合が相當なものと認められるとすれば、數字に表はされたる土地の對生産的功勞は、資本、労働、企業の三者を合したる和よりも多大なことが承認された譯になる。何故なれば、前出の表示に明かにされて居る如く、單なる土地提供者である地主の分配所得は、土地以外の資本(即ち肥料、農具等)提供者であり、企業者であり、兼ねて勞力提供者である小作人の分配所得よりも、遙に多大だからである。然し、農業生産上に於ける土地資本と、その他の資本及び企業、労働との價値率を測定することは至難である。換言すれば、農業生産に對するそれ等のもの、功勞を、一定の比例を以て表はすことは出來難いことである。故に、我國に現行されて居る如上の數量上の分配割合が、果して眞に正當視せられる分配法則に據り、それ等のもの、對生産的功勞率(即ち生産上に於ける價値率)に比例して居るかどうかは、全く不明に屬するのである。而してこれが全く不明であるが故に、如上の地主と小作人と



の分配割合は、甚だしく不公平であるとも速断し難いが、また、決して公平であるとも断じ難いのである。即ちこの點から嚴正に観たならば、その當否は全く不明なのである。従つて、この場合に比較的公平の程度を測るには、如上の分配割合に依る地主と小作人との所得額を検し、これを他の所得と比較して、その收得の妥當性を見なければならぬ。これを檢することに依つて、私は稍々判断の標準を求め得ると信ずる。依つて私は左に地主と小作人との各分配所得高を、世間普通の利率及び利潤や勞賃に照らして檢して見よう。蓋し、收入としての妥當性を見るには、その所得をこれ等に依つて測定するのが最も自然であらうと思ふ。

唯、私の遺憾に感ずることは、この意味に於ての調査に使用する數字は、少なくとも十年前位まで遡及して、田一反歩から得る生産收益の小作分配所得高の累年統計を擧げることが有力であるが、唯今私の手許には生憎それ等の材料がないから、私は已むを得ず、最近六箇年間に於ける數字を擧げよう、これでも大體は觀察し得て誤らないと信ずる。

最近六箇年間に於ける前記の分配割合に據る地主と小作人との所得高を求め、これを世間普通並の利率及び勞賃に比較して見れば、田一反歩の米作に就いて次の如き數字が表はれて居る。

	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年
平均米價	三・四四	一六・二五	一三・〇六	一三・六六	一九・七六	三・四四
耕地時價	三〇三・〇〇	一六〇・〇〇	二七〇・〇〇	二七三・〇〇	三三八・〇〇	四一一・〇〇
地主所得	約四・〇〇	一〇・〇〇	〇・〇七	七・五〇	一五・三〇	一〇・〇〇
資本利廻	四分五厘	三分六厘	二分七厘	二分八厘	四分一厘	四分九厘
小作人所得	約一五・〇〇	一〇・〇〇	七・二〇	八・〇〇	一三・五〇	三二・〇〇
勞働報酬	約〇・三〇	〇・三三	〇・三三	〇・三三	〇・三三	〇・六五

諸賃銀の平均額との比較

農業賃銀	〇・四六	〇・七三	〇・四六	〇・四六	.....	.....
官設職工賃銀	〇・七三	〇・六八	〇・七九	〇・八一	.....	.....
民間職工賃銀	〇・六六	〇・五四	〇・六六	〇・七〇	.....	.....
諸備平均賃銀	〇・七五	〇・七四	〇・七三	〇・七三	.....	.....

備考 本表の數字はすべて内閣統計年鑑及び農商務省、日本銀行、勸業銀行等の調査發表したるものに據れり。缺欄はその調査が前記の報告に缺けるに依る。猶、地主及び小作人の所得の概數は、農商務省農務局發表の次の如き基礎調査に準據して想定算出したるものとす。

全國平均田一反歩より得る地主と小作人との純利得

大 地 主	米價十三圓	同十六圓	同二十圓	同二十二圓	同二十四圓
地主と小作人	六・九六	九・九六	一三・三三	一四・八四	一六・六四
地主と小作人	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三



小作人

七八三

一〇・三六

一三・九七

一六・〇〇

一八・〇八

(労働報酬)

〇・二〇

〇・三三

〇・四四

〇・四六

〇・五八

註 本調査は大正元年及び大正二年の兩度に亘り、農務局長より發表したる「農家各階級の經濟狀態」中より、地主と小作人に關する部分を抄録したるものなり。その内譯を見るに、地主の所得は公課一切を差引きたる純利得にして、また、小作人の所得には裏作の利益全部を加へたり。既掲の地主と小作人との分配割合と相違を來せるは、これに依る。故に、一毛作田の小作人の所得は、本表の所得よりも少額になる譯なり。而して地主の收入たる小作料は全國の平均高に據り、小作人一日當りの労働報酬は、表作男二十六人、裏作同六人四分、合計三十二人四分として割出したるものなりと云ふ。

私は右の比較調査を検して、次の如き事實を判断し得るものである。

第一は、我國の小作制度の分配關係に於ては、土地資本の提供者たる地主の收得は、小作料の名に依つて一定額の數量を保障されて居るけれども、勞力提供者であり且つ企業者である小作人の所得は、生産收益の全得と云ふ名だけで、その所得數量が甚だ僅少であるのみならず、同時にまた少しも保障されて居ないと云ふことである。この點は、前に擧げた小作契約證書の中にも、「期限内は豊作たりとも増米をなさざるは勿論、たとへ如何様の凶作に遭遇するとも減米の儀相願申間敷候事」と云ふ條件があるに徴しても窺はれる。事實に於ても、凶作等に於ける小作米の減免は、全く地主の恩惠の意味からなされるだけであつて、小作人の要求が當然として貫徹せられる

ようなことはない。昔から小作人の對地主運動が、多く凶作に於ける小作米の減免に基因して居るのはその證據である。而して大抵の場合は、小作料の減額と云ふ地主の所謂恩惠的發心は期待し難いので、減收に基づく損害は、悉く小作人に於て負擔しなければならないのである。よし、非常の凶作の場合に於ては、小作人の哀願的要求が容れられて、地主が小作料の減額を肯んじたとしても、小作人の減收の程度と小作料減額の程度とは甚だ遠ざかつて居て、小作人は小作料減額の恩恵を恩恵と感得ないほど、著しい損害を負擔しなければならぬ。即ち小作人の損益は作の豊凶に依つて甚だ不定であつて、常に收入上の不安に襲はれて居るを免れない。尤も、自身が企業者として生産收益の計算に當るからには、損益共にこれを負擔すべきことは當然ではあるが、それには反面に於て、常に相當の利潤(即ち企業益)を得て居るべき筈だからである。換言すれば、平生常に相當の利潤を收得し居るが故に、その代償として損益を負擔し得るのである。然るに、我國の小作人に於ては、果して平生相當の利潤を得て居るかと云ふに、豊作の時に於てすら、猶、小作人の所得の中には利潤と目すべき餘分利益が見當らないのである。こゝに於てか、私は第二の判断を下し得る。

第二に、我國の小作制度の分配關係に於ては、企業者である小作人の所得の中には、企業に對



して報酬せらるべき利潤が厘毫も與へられて居ないと云ふことである。云ふまでもなく小作人が企業者であり同時に労働者であるならば、その所得は、利潤と勞賃とを合計したものであらねばならぬ道理である。然るに、我國の小作人の所得は右の數字に表はれたような薄少な額であつて、常に利潤が見られないのみか、相當の勞賃すらも見られないではないか。小作人の勞働報酬は、普通の賃銀労働者の得て居る賃銀にすら及ばないのである。即ち小作人に分配されるものは、名は利潤と勞働報酬との二者であるが、實際に於ては普通の勞賃にすら及ばない額で、假に、これを賃銀として引去れば、他に何も残らないのである。尤も、小作人の所得が、僅少な勞働報酬以外に何もないと云ふのは、我國の農業が著しく報酬漸減の法則の支配を受け、就中、米作が企業として甚だ不利益の状態に陥つて居ることが、その理由の一半ともなつて居るが、然し、決してそれのみと観ることは出来ない。この點に就いては後に述べる心算であるが、假に、それが米作の企業的不利益と云ふ根本的理由のためのみであるとしても、この不利益が地主の収益には餘り影響せずして、小作人の分配にのみ影響して居るのは、私の看過することの出来ない事實である。即ち、地主は一定の小作料を收得することに依つて、分配所得の確實を保障されて居るが故に、頗る有利の地位に立つて居るに反し、小作人は一定の分配所得高を保障されず、その上、

米作の企業的不利益の犠牲になつて居るが故に、頗る不利の地位に陥つて居ることは、遂に否むべからざる事實なのである。

尤も、これに就いては大分議論がある。中には、米作の企業的不利益は決して小作人のみが負擔して居るのではない、地主も少からずその犠牲になつて居ると論ずるものもある。試みに地主の分配所得を観ても、假に、耕地の賣買時價を土地資本額と見做せば、現在の小作料では、その利廻りは餘り良い割合にはなつて居ない。然も、耕地の賣買時價を土地資本額と見做して、小作料の上に普通並の利率を適用してその利廻りを見ることは、何等間違つた所のない採算とされて居る。然しながら、地主が耕作に土地を提供することは、世間一般の企業的投資と同一でない。既に土地所有が他の資本所有と同一に見做されない如く、土地の提供と資本の投下とでは、その投資觀念に於て根本から異なつたものがあるのが普通である。よし、兩者の間に何等異なる所がないとしても、その性質に於て、その結果に於て、何處にか異なる所が見出だされるのである。即ちこれを單に經濟的方面のみに就いて觀るも、少なくとも、財産管理の安全なる點に於て、子配當の確實なる點に於て、その投資觀念から觀ても、その生産行程から觀ても、その所得意義から觀ても、耕地の提供を他の資本投下と同一に見做すことは不當である。況んや、我國に於て



は、土地所有に依つて特殊の社會的名譽等を受し得らるゝに於てをや。地主の資本家的地位の安全にして、その利子的所得の確實なることは、他に比較すべくもないのである。地主は斯くの如く甚だ有利である。

然るに、小作人はこれに反して、企業者にして労働者を兼ね、一種の獨立生産者の地位に座して居るがために、力作以外に少なからぬ創意及び責任を負担して居るにも拘らず、その實際は僅に寡少なる労働報酬を與へられるに過ぎないで、然も、尙ほ企業的不利益の全部を負担しなければならぬ状態に陥つて居る。而してこれがために、小作人の受けて居る分配所得は、前出の表が明示して居る如く、その全所得が一般の労働賃銀にすら及ばないと云ふに至つては、小作人としては寧ろ企業者の地位にあることを呪はなければならぬまいではないか。故に、米作が企業として不利益であると云ふ根本的事實は別問題として（このことは後に述べる）、兎に角、現に我國の小作制度に於て行はれて居る地主と小作人との分配割合は、明かに地主に有利で小作人に不利であると云ふ結論を下し得るのである。

右の觀察に依つて私の判断し得ることは、我國の現在に於て地主と小作人との間に行はれて居る小作契約の分配率は、甚だ不公平なものであると云ふことである。而して小作制度に於ける分配

の不公平は、小作料の不相當となつて現はれて出る。言葉を換へて、現在の小作料が相當でない

と云ふことは、小作制度に於ける分配率が公平を缺いて居ることになることも云へる。

現在の小作料が相當であるかどうかは、これまでに屢々問題に上つて來たが、その結果は、即ち相當でない<sup>又カス</sup>と云ふことに略ぼ一致して居る。然し、こゝに不思議なことは、この相當でないこと云ふ認め方は、地主側と小作人側とは全く反對して居るの一事である、即ち地主側に於ては、その採算（土地の時價に對する小作料の利率）が他の企業に比較して有利でないと云ふ論據から、寧ろ小作料は過輕であると認め、これに反し小作人側は、現在の米作収益から小作料を差引かれた殘餘は、普通の労働賃銀にも足りないこと云ふのを理由として、小作料は甚だ過重であると判断して居る。然し、私をして判断せしむるならば、現在の小作料は高かるべき理由があつて高くなつたのではあるが、その理由なるものは極めて不合理な根據に立つて居る（前篇第五<sup>章參照</sup>）ものなるが故に、小作人側の主張に理由を認めて左袒するものである。

地主側の主張の論據とする所は極めて擬合理的であつて、眞に合理的ではない。小作料の輕重を判断すべき標準は、地主の投資的意欲でなくして、小作料の本來の性質、即ち地代及び利子の増減に關する法則でなければならぬ。さもなくば、國民經濟上に於ける小作存在の可能點から



これを判断して行かなければならぬのである。若しそれ地主を普通一般の企業的投資家と同一に目することの誤解であることや、資本に對する利子としての小作料の利廻りを普通の採算方法に依つて求めることの間違であること等に就いては、私は再三これを指摘して置いたから、こゝにはこれを省略する。(拙著「農村改造」参照)

なほ、これ等の點に就いては後に詳述するであらうが、試みにこゝに一言して置けば、地主の主張を根據づける右の如き採算には、驚くべき多額の自然増價を投資と同様に見做してなされてあることである。土地の自然増價を投資と同一に見做して採算の基礎となし、以て小作料の利率を求むることは、私は甚だしき不合理であると信ずる。恐らくは、如何なる地主擁護論者と雖も、自然増價に依つて騰貴したる地價を、普通の企業的拂込資本額と同一視することの當否に就いては、大なる疑問なきを得ないであらう。そこで、若しこの自然増價額を土地資本額より控除するとせば、地主の利廻りは決して三分や五分の寡少なものでなくて、小作料の利率は或は十割にも二十割にも當つて居るかも知れないのである。これは前表の調査に徴しても判る如く、地主側の採算の基礎となる土地資本額は、最近五箇年間に於てすら殆ど二倍に近い増價を示し、本年に至つては三倍に當つて居る有様であるから、これを資本額と見做して小作料の配當を採算すれば、そ

の利廻りが二三分にしか當つて居ないとしても、それは世間普通並の利廻りであつて、決して少ないことはない。現に最も有利なる株券の利廻りはこの位に過ぎないのは人の知る所であらう。

前記の表に明示されてある通りに、地主は地代(或は利子)として毎年相當利率の小作料を受取つて居る外に、更に驚くべき莫大の不勞利得を得て居る。即ち米價の騰貴に依る地價の騰貴がそれである。これは地主に取つては、全くの不勞利得である。耕地時價の騰貴に依つて土地資本額が倍增したにも拘らず、利廻りが悪くならず却つて良くなつて行くと云ふことは、地主の所得には、土地増價に依る不勞所得と、米價騰貴に依る不勞利得と、即ち資本額と利子額とに於て、その不勞的所得が二重に増加された證據ではないか。然るに、同じく米價騰貴の利益に浴するとは云へ、それが小作人の場合にあつては、眞に僅少な勞働報酬の増額だけに止まつて、それすら、なほ普通の農業賃銀にすら及ばないのである。況んや他の賃銀にをや。

こゝに於て、私は、我國の小作制度に於ける現行小作契約の収益分配の實際は、單なる土地提供者たる地主に偏重であつて、企業者にして勞働者を兼ね、その上になほ必要の資本を提供して居る小作人に過輕であると、明白に斷言し得るのである。立派な獨立生産者である小作人が、僅に勞働報酬にも足りない寡少な所得しか分配されて居ないと云ふことは、明かに小作料が過重で



ある證據であるが、それは兎に角として、小作人の實際の境遇が、企業者と云ふ名に相應はしくなく悲惨なものであることは、何人も能く看取し得る所の事實である。而して若しそれが米作の企業的不利益なるに原因して居ると云ふならば、その不利益を小作人のみが負擔して居ると云ふことは、明かに不公平なことである。この一事だけを以てしても、我國の小作人が名實甚だ相反するものであることを明瞭に知り得るではないか。

#### 第四章 小作人の所得額

現行小作契約に於て、以上の如き不利な分配を受けて居る小作人の實際所得額、及びこれに依つて支持されて居る小作人の生活状態は如何なるものであるか。これ、私の次に知らんと欲することである。何故なれば、この點が、小作人と賃銀労働者との間に階級的區別を附するの當否、及びこれに差別的待遇を與ふるの可否を決定する主要な問題となつて居るからである。私はこの點を明かにするために、先づ左に二つの代表的調査を掲げる。

田畑一町歩を耕作する小作農の所得

米價十三圓	米價十六圓	米價二十四圓
一四三・〇〇	一八六・〇〇	二三七・〇〇

生活費	一四四・〇〇	一七三・〇〇	二二五・〇〇
差引	不足 一・〇〇	殘 一三・〇〇	殘 一二・〇〇

全國平均田一反歩より得る小作農の利得

米價十三圓	米價十六圓	米價二十圓	米價二十二圓	米價二十四圓	
純所得	七・八三	一〇・三六	一三・九七	一六・〇八	一八・〇九
一日當り労働報酬	〇・三五	〇・三元	〇・四四	〇・四九	〇・五八

備考 何れも農務局の調査に據る。前の調査は大正元年、後の調査は大正二年の發表に係る。

但し、私はこの調査を引用するに當つて、一の注意的説明を附さなければならぬ。それは、この調査はいづれも歐洲戦前（即ち米價が毎年不定的に十三圓から二十圓前後を上下して居る時代）の調査で、かつ頗る大體的のものであると云ふことである。殊に農民生活を樂觀する傾のあつた農商務省の調査であることに依つて、更に大體的のものであることを承知しなければならぬ。故に農務局の右の調査に従へば、米價二十圓の時は生活費を差引いて、そこに二十二圓の収入剩餘を現はして居るが、これは殆ど動物的生活に近い小作人の現實的生活を調査した結果であつて、人間の生活に要する諸費用は、毫も計上されて居なかつたことは云ふまでもない。のみならず、これは一般物價が現今に比して非常に低廉であつた明治四十四年若しくは大正一二年頃の調査で、



かつこの生活費なるものは、その當時すら最低の生活程度たる一人一日當り十錢前後にしか當つて居ないのである。

また、更に附加すべきことは、田畑一町歩を耕作して居る小作農家は、我國の農村に於ては頗る富裕に屬する階級であつて、試みに、農務局の調査に係る大正八年度の農事統計に據れば、僅に全數の二割内外しかないのである。故に、これを今日の現在の事實に言ひ換へれば、この最富の部に屬する約二割の小作農家ですら、一般物價の騰貴に基づく支出の激増は、果してなほこの調査通りの收支の權衡を持続せしめて居るかどうか疑はしい。少なくとも、その後の米價騰貴に依つて収入の數字が倍額以上に上つたと假定しても、生活程度の自然的向上は、一戸七八口の労働家庭の生活費を、四百圓前後の収入で補ふて、果して収入の剩餘を生ずるかどうか、更に大疑問であることは、必ずしも識者を俟つまでもないことである。況んや、それ以下の約八割の多數を占むる小作農家に於てをや。假に、一町歩の田畑を耕作するに二人半の勞力を要するとすれば、その年收額を四百圓と見ても、一人當りの小作労働利益は、年額百六十圓前後の労働報酬額しかない譯である。また、假に、この小作農家を一戸七口と見れば、その一人當りの生活費は、一日僅に十六錢強にしか當らない譯になる。一戸七八口の小作農家の平均生活費を、米價二十圓

の場合に於て年額二百十五圓と見た農務局の調査が、如何に最低度の生活を標準としたかは、この數字に依つて證據立てられるではないか。恐らくは、これ殆ど動物的生活に近い我國の小作人にして始めて可能なので、普通の賃銀労働者及び都會生活者の堪え得る生活程度ではあるまい。小作人の悲惨なる状態は、即ちこゝにも物語られて居る。觀よ、小作人の生活費にして斯くの如くんば、最低度の労働者の生活状態に比して、果して何の優れたる所がある。私は再び繰返して置くが、これすら我國に於て約二割の少數に過ぎない最富の小作農家の生活なのである。以て大多數の小作農家の生活状態が、如何に憐むべき状態に置かれてあるか、略ぼ察するに足るではないか。

次に、私は第二の調査を檢べて見る。この調査の結果は、小作人の階級的地位を決定する上に於て非常に重要なものである。而してこれを賃銀労働者の境遇と比較するに於て、極めて明白なる判斷を下し得るものである。

前にも説いた如く、小作人が賃銀労働者と同様に見做されず、賃銀労働者に比して階級的優越を信ぜらるゝ理由は、小作人は所謂賃銀奴隷でなく、一種の獨立生産者の地位に居るからである、即ち土地資本の借用に對して、小作料と稱する地代（或は利子）を支拂ふのみで、米作と云ふ企



業から生ずる収益の全部を、悉く自己の所得となし得る地位に居るからである。更に換言すれば、小作人が土地の耕作經營に依つて收得する生産収益は、労働報酬たる賃銀のみに止まらないで、例へば賃銀以外に別に利潤が加算されて居ると想像されて居るからである。

然るに、こゝに明かにされた「全國平均田一反歩より得る小作農の利得」額は果して如何であるか。その項目は如何ようにも分類設定し得るが、實際に於て、労働報酬以外に企業者としての利潤を見出だし得るかどうか。

これを右の調査に就いて觀るも、米價二十四圓の場合に於ける労働報酬額が僅に五十五錢、最近まで屢々継続的に遭遇した米價十三圓の場合に於ては、實に二十五錢の少額にしか當つて居ないではないか。而してそれ等の額は、實に當時の労働者が收得して居る諸賃銀に比して、常に殆ど比較にならぬほどの少額ではなかつたか。世人或は、一昨年来の米價の大暴騰に依つて、小作人の労働報酬も激増したものと想像して居る。如何にも、米價の騰貴はそれだけ小作人の労働報酬にも増額を齎らして居る。併し、米價の騰貴は小作人の労働報酬を増額せしむると同時に、一般賃銀をも増額せしむることを忘れてはならぬ。然も、統計に徴すれば、小作人の労働報酬の増加率は、一般賃銀の増加率よりも、常に少ないのである。(拙著「農民の聲を聞け」中「生産對消費闘争と労働關係」参照) 故に、米價の

騰貴は如何ほど小作人の労働報酬額を増加せしめた所で、常に一般賃銀に及ばないことになるのである。

小作人は如何に米價騰貴の利益に浴したとしても、現在の小作制度、小作契約の下に於ては、小作労働に依る報酬は、到底賃銀労働者の所得に相及ぶことは不可能の状態にある。然らば、若し米價十三圓の場合に於て、小作企業に於て普通の労働賃銀を支拂ふたものとすれば、小作人は企業者として、一反歩の米作に就いて、常に必ず多大の損失を負擔しなければならぬのである。この事實は、私が前掲した表に依つて、米價十三圓の年に小作人が労働報酬として受取つた額と、當年度の農業賃銀及び一般労働賃銀とを比較して見れば、一目瞭然たるものがある。否、如何なる年と雖も、小作收支計算にこの損害が現はれないことはないのである。

こゝに於て私の特に注意して置かなければならぬことは、我國の小作人は企業者にして労働者を兼ねた一種の獨立生産者であるが、その生産物たる米價の騰貴に依つては、労働報酬の増額以外に、何等の利益（即ち當然得べき筈の利潤）をも得られないと云ふことである。而してまたその労働報酬の増額は、常に必ず一般賃銀の増加よりも少ない額であつて、決して賃銀労働者の所得を超越することは出来ないこと云ふことである。世人は、米價の騰貴は小作人にも相當の利益を



與へるもの、如くに想像して居るが、これは事實に徴して大なる誤解である。否、無論相當の利益は與へられて居るが、その「相當」は世人が思惟するような程度の「相當」ではないのである。企業者と労働者とを兼ねた獨立生産者の地位にある小作人が、米價の騰貴に依つて相當利益の増進を見られないと云ふことは、普通の經濟上の理論から云へば不可思議であつて、到底有り得べからざるこのようであるが、それが我國の小作人に於ては、儼乎として儼たる所の事實なのである。その理由の何故であるかは、今日、我國の農業(就中米作)を支配してその企業的地位を窘窮せしめつゝある報酬遞減の法則、及び地代の性質より複雑に轉化し來れる小作料の性質、内容等を考究すれば、稍々明かにせらるゝことゝ信するが、それ等は後に譲り、私はこゝでは専ら事實上の叙説を試みたいから、如上の事實が儼乎たる事實であることを證するため、先づ左に「米作に依る小作農の收支計算」を擧げて、その實際を檢して見よう。

田一反歩に於ける小作農の收支計算

内		米價二十四圓
小作料支拂殘(〇・七七五)		一七・〇五〇
種		二・四〇〇
稗、屑米、糠等		〇・七〇〇
合計		二〇・一五〇
内		米價二十四圓
小作料支拂殘(〇・七七五)		一八・六〇〇
種		二・四〇〇
稗、屑米、糠等		〇・七〇〇
合計		二一・七〇〇

支		出	
種子代		〇・四五〇	
肥料代		六・一〇〇	
農具、農具費外雜費		一・四〇〇	
合計		七・九五〇	
米作純益		一一・二〇〇	
平均農作益金		三・八八〇	
益金合計		一六・〇八〇	
一日當り労働報酬		〇・四九六	
米作純益		一一・二〇〇	
平均農作益金		三・八八〇	
益金合計		一六・〇八〇	
一日當り労働報酬		〇・四九六	
米作純益		一一・二〇〇	
平均農作益金		三・八八〇	
益金合計		一六・〇八〇	
一日當り労働報酬		〇・四九六	

備考 本調査は大正二年二月農務局より非公式に發表したる「米價産地石代二十二圓及び二十四圓の場合に於ける農家各階級の經濟状態」の中より「小作農の收支計算」の部を採録せるものなり。内譯の内譯、即ち肥料代等の内譯等が如何なるものなるかは省略されあるを以て不明なれど、大體に於て農家經營の實際に近き數字を調査したるものなるべし。一日當りの労働報酬は、表作人夫男二十六人、裏作六人四分と見做して割出したるものなりと云ふ。故に、これが一毛作田の小作收支に於ては、その益金は更に小額となり、小作人の労働報酬も割合が減少することゝなる。

今、右の調査を信用し得べきものとなし、その數字の内譯に徴しても、米價の騰貴は小作人に取つて利潤を與へしむるに足らず、唯、鰻上りに労働報酬が増額されるだけに止まつて、到底それ以外の利得を與ふるに至らないことは、明かに知り得られるであらう。尤も、米價のみが殆ど無制限に暴騰し、一般貸銀の騰貴がこれに併行せずして、小作人の所得が相當貸銀の上層限界を



突破して増加するものとすれば、小作人の懐に若干の利潤が入らない譯ではない。

併しなら、斯かることは唯理論上の假想だけであつて、到底實現され得べきことではないのである。何故なれば、米價の無制限的騰貴と云ふことは、消費者側の壓迫のために不可能であり、また、米價の騰貴は同時に勞銀の騰貴を促すからである。即ち米價騰貴に依る小作人の利潤收得は、不可能の事情の上に築かれた假想に過ぎないのである。理論上は有り得ることではあらうが、實際に於ては全く望み得ないことに屬すると云ふの外はない。現に、米價が不當不法の騰貴なりとして激烈なる消費者側の反抗を買ひ、遂にその解決として政府が米價政策を執らなければならなくなつた小賣値段五十錢の場合ですら、小作人の所得は僅に一圓前後の勞働報酬にしか當らず、一圓乃至三圓と云ふが如き一般賃銀に對して、甚だしき劣差を生じて居たではないか。所詮、米價の騰貴に依る小作人の所得増加は、國民生活の脅威と云ふ大問題に衝突するが故に、その多くを期待することは出来ないのである。而して米價一升五十錢の小賣相場時代に於ける勞働者の平均賃銀は、抑々どの位の騰貴を來したかと云へば、都會地の賃銀の高率なるは比較にならないとして、地方農村に於ける賃銀さへ、遂に一圓以上だつたのである。私は繰返して云ふ、我國の實狀に於ては、米價の騰貴に依つて小作人に相當勞働報酬を收得せしめると云ふことは、到

底望むべからざることである。況んや、相當利潤を收得せしむることをや。

試みに、右の農商務當局の調査數字を信用して、生産出費が毫も増加せずして米價のみが六十圓に騰貴したとしても、小作人の得る所の勞働報酬額は、僅かに一圓三十錢強に増加するに過ぎないではないか。然り、唯、この勞働報酬の増額だけで、他に厘毛の利潤をも生じ來らないのである。(この點の調査に就いては、拙著「農民の聲を聞け」参照を請ふ)。然るに、米價が六十圓に騰貴し來る時には、必然に肥料代その他の騰貴に依つて、小作人の負擔すべき出費も從つて増嵩するが故に、實際の勞働報酬が一圓三十錢に増加すると云ふことは、云ふまでもなく全然期待し難き所であつて、恐らくは、一圓前後に過ぎないであらう。矢張り一般賃銀の騰貴率に及ばないことは變らない。而して斯くの如く、金槌の川流れのように何日まで經つても小作人の頭が上らない所以のものは、地主に收得されて居る小作料が、種々の理由に依つて著るしく不當的性質に轉化し來つたがために、當然小作人の懐に入るべき利潤的利益までが、全く地代或は利子の名の下に地主に依つて蠶食さるゝに至つたからである。小作人が土地の上に加へたる生産的、企業的努力の結果は、土地に附屬的に現はるゝが故に常に地主に掠奪さるゝを免れない」と云ふ社會主義者の觀察は、實に我國に於ては事實に的中して居る觀がある。が、それは兎に角として、勞働報酬より觀たる小作人の境遇は、賃銀勞



働者と毫も撰ばないのである。否、寧ろ遙に劣つて居るのである。

### 第五章 小作人と賃銀労働者

幾度も言ふ如く、企業者の地位を兼有して居る小作人と、賃銀制度の下に奴隷視し商品視せらるる労働者とは、もとより同一ではない。併し、私は仔細に兩者の地位及び境遇等を、その収入や生活の實際状態から観察し比較して見た結果、殆ど同一視しても差支ないまでに類似して居ることを信するものである。故に、若しどうしても兩者を同一でないと認めなければならぬとすれば、私は寧ろ世人の判断と反對の判断を取らんと欲するものである。即ち兩者が同一でないこと云ふことは、決して小作人が企業者なるが故に賃銀労働者よりも優れて居ると云ふことでなくて、寧ろ企業者の地位に立つて居るが故に更に遙に劣つて居ると云ふ點に、その不同を發見するものである。試みに、左に兩者の地位及び境遇の大體を比較してその異同の點を述べ、以て私の言の虚妄でないことを證して見よう。

無産階級であり且つ労働階級であると云ふ點は、小作人も賃銀労働者も全く同様であつて、何等異なる所がないと云ふてよい、而して無産階級であり且つ労働階級であるが故に、兩者は同様に貧乏に虐げられて居る。貧乏の原因及び理由は、全く兩者に共通して居る。唯、問題として設議すべき點は、企業者と労働者とを兼ねた一種の獨立生産者である小作人は、労働者が賃銀制度に依つて束縛された所謂賃銀奴隷であるが如くに、果して奴隷的であるや否やに存する。表面の觀察に従へば、既に企業者であるから奴隷的ではない、その名が既に獨立生産者である。然しながらその實質はどうであるか。設議は名義だけに止つてはならぬ。その實質にまで突込んで見なければならぬ。

改めて奴隷の定義から説明することは面倒であるから省くが、要するに、労働者が賃銀奴隷であるとは、所以は、自己の労働に依つて生じた價值が、他のものゝために掠奪されること、従つて、自己の生活が他のものゝために直接支配されること、の二つの事情を有つた境遇にあるためである。換言すれば、自己のなしたる労働價值を他に掠奪されながら、これを如何ともすることが出来ないで、空しく他の掠奪に委せざるを得ない境遇にあるのが、即ち奴隷の奴隷たる所以である。また、自己の生活が直接他のものゝために支配されるを欲しないにも拘らず、この他の支配を有力に抗拒することが出来ないで、空しくその願使に甘んせざるを得ない境遇にあるのが、即ち奴隷の奴隷たる所以なのである。賃銀制度の下にある労働者が、資本家の奴隷であること



謂はるゝのは、如上の境遇に陥つて居るがために外ならぬのであらう。

賃銀労働者が奴隷であると謂はるゝ意味を斯くの如く解すれば、私は小作人もまた明かに奴隷であると思ふ。その理由を詳しく説明しようとするには、是非とも小作制度の本體、及び小作制度の下に於ける地主と小作人との關係を説かなければならぬから、私はこれを後の機會に譲つて置くが、一言にしてこれを盡せば、小作人がその小作労働價値を、小作料の名に依つて地主に掠奪されることは、恰も、労働者がその労働價値を、利子及び利潤の名に依つて資本家に掠奪されることゝ、全く同様である。その間に何等異なる所あるを見ない。小作制度に於ては、生産收益より小作料を差引いた残餘は、小作人に僅少な労働報酬額しか與へないではないか。然も、それは普通の労働にすら如かないのである。賃銀制度に於ては、労働者は生産收益の中より僅少な賃銀を與へられるだけで、殘餘はすべて資本家の手中に收められるではないか。小作人及び労働者自らが生んだ労働價値である生産收益は、小作人及び労働者に労働報酬と稱して僅少な賃銀を残すだけで、あとは全部、小作料及び利子配當の名に依つて、地主及び資本家と稱する所謂資本階級の分配所得に歸して仕舞ふ。唯、小作人と労働者との異なる點は、賃銀制度に於ては收支計算が資本家に依つてなされ、労働者の所得は賃銀として、資本家より労働者に支拂はるゝ

に對し、小作制度に於ては收支計算が小作人に依つてなされ、地主の所得が小作料として、小作人より地主に支拂はるゝのである。即ちその分配上の手續に於て反對の相違はあるが、小作人も労働者も共に無資本者であるが故に、その分配される所のものが労働報酬だけであることは、毫も異なる所がないのである。即ち労働報酬取得の形式が異なるだけであつて、その取得する所のものが労働報酬であることは異なつて居ないのである。

賃銀制度の下に於ては、労働者はその勞力を資本家に賣り、その労働價値の大部分（マルクスの所謂餘剩價値の部分）を利子及び利潤の名に依つて資本家に掠奪されて居ると云ふ。その如く、小作人もまた間接ではあるが、事實に於ては勞力を地主に賣つたと同じく、その小作労働價値の大部分は小作料の名に依つて地主に獲取されて居る。故に、労働者が僅少な賃銀に依つて生活し、ために貧乏であるが如くに、小作人もまた僅少な労働報酬に依つて生活し、ために頗る貧乏である。これを社會主義者の見解に従へば、資本家に取得される利子配當が労働者の労働價値の一部を掠奪したものであると同じく、地主の取得する小作料もまた小作人の小作労働價値の一部を掠奪したものであると云へる。少なくとも、小作料の中に、小作労働價値の一部（然もそれは當然小作人に分配せらるべきもの）が併合されて居ることは社會主義者の見解に従はなくとも事實



である。

右に依つてこれを観れば、賃銀労働者が奴隷であると同様に、小作人もまた奴隷であることは疑へない。何故なれば、小作人は自己のなしたる労働価値を地主に掠奪されながら、これを如何ともすることが出来ないで、空しく地主の掠奪に委せざるを得ない境遇にあるからである。地主の小作労働価値掠奪は、小作料の名に依つて、小作料の増加として行はれる。小作人にはこれを如何ともすることが出来ないのである。恰も、資本家の労働価値掠奪が、利子及び利潤の名に依つて、利益配當の増加として行はれ、労働者がこれを如何ともすることが出来ないのと、何等擇ぶ所がないのである。従つて、小作人の生活が地主のために直接支配され、小作人は如何にその支配を欲せずとも、これを抗拒することが出来ない境遇にあるは、これまた、恰も、労働者の生活が資本家のために直接支配され、労働者が如何にその支配を欲せずとも、これを抗拒することが出来ない境遇にあると同一なのである。労働者の解雇は小作人の解約に當り、小作権獲得競争は、勞力供給競争に同じである。共に小作人及び労働者に取つては、同様の不安であり、同一の不利を齎らす。唯、その契約が労働契約たる小作契約たるに異なり、その制度が賃銀制度たると小作制度たると相違し、その生産が農業生産たると工業生産たるとの差あるのみに過ぎない。

依つて私は云ふ。小作人と労働者とは、その地位及び境遇に於て、全く同一の状態にあると。故に、これを異なるものと観らるゝ所以が、小作人が企業者の空名を有して居るがためであるとするれば、小作人は寧ろ企業者の名を呪はなければならぬのである。

私は聽つて、小作人と労働者とが同一でない點を述べて見よう。私は、小作人と労働者とが同一でないとするれば、それは、小作人が労働者よりも優れて居ることではなくて、寧ろ劣つて居ることであると云つた。然り、この不同は明かに事實の上に發見せられるのである。その事實は、第一、小作人の労働報酬は労働者のそれよりも、常に必ず少額であること。第二、小作人は企業的不安及び不利益より生ずる損害を負擔し居るが故に、その寡少なる收得すら不安定であること。第三、小作人の所得増加は容易でないこと。第四、小作人は労働の自由を束縛されて居ること。數へて見れば、大體以上の如きものがある。左に、簡單にこれ等の事情を説明して置かう。

第一の事實、即ち小作人の労働報酬が労働者のそれよりも少額であること、而して常に必ず少額であるべき運命にあることは、前に述べた所であるから再説の煩を避ける。

第二の事實、即ち小作人は企業的危険及び不利益より生ずる損害を負擔し居るが故に、その所



得が不安不定であることは、事實に徴して證明されることである。同じく労働報酬の取得であつても、それが賃銀労働者にあつては、最低の生活を營むに足るだけの賃銀（所謂最低賃銀）を資本家から與へられて、企業的危険及び不利益より生ずる損害は、労働者に於て直接負擔するが如きことは決してないが、これが小作人にあつては、豊凶に依り、また、米價（その他の農作物の價格）の下落により、これ等の企業的危険及び不利益より生ずる損害を、直接負擔しなければならぬのである。これは前にも述べた如く、小作人が利潤を取得し得る企業者の地位に座して居る當然の反面であるが、今日、これがための有利な場合は全く理論上の假在に過ぎなくて、實際は不利な場合のみであることが確定的事實となつて居るのである。故に、小作人は如何に努力した所で、小作労働に於ては、賃銀労働者と同額の収入を獲得し、以て悲惨なる現在の物質的生活を改善し得る見込は全くないのである。この點に於て、小作人は同じ労働階級でありながら、その境遇は賃銀労働者よりも遙に劣つて居るのである。現に、労働者の賃銀は常に最低の生活を營み得るや否やを社會から顧慮されて居るに反し、小作人の労働報酬は人間的最低生活を營み得るや否やを顧慮されることなく、否、全く生活と無關係に決定されて居るのである。

第三の事實、即ち小作人の労働報酬の増加が容易でないことも、小作人の不利益の境遇にある

ことを雄辯に物語つて居る。小作制度の實際的狀態や、農業（殊に米作）の企業的性質を知らない人は云ふであらう「賃銀労働者にあつては、賃銀の決定は勢力の需給關係に基づく所謂市場賃銀を標準とすると云ふものゝ、主として資本家の意志に依つて決定されて居る。而して名は自由契約であるが、實は強制的なものである。即ち資本家の採算上の都合に依つて勝手に決定された額を賃銀として支拂はれるのであるから、その増額は労働者自身の任意にはならぬ。少なくとも、資本家の承諾を得た上でなければ、賃銀収入の増加を計ることは出来ない状態にあるが、之れに反し、小作人は自身企業者を兼ねて居る獨立生産者であるから、自己の創意に基づく企業的努力、及び能率増進に基づく労働の量的並びに質的增加に依つて、毫も地主の強制支配を受くることなしに、任意に労働報酬を増加せしめることが出来るではないか」と。併しながら、これは前にもその一斑を叙べた通りに、少しも事實に觸るゝ所なき空論假想に過ぎないのである。何故かと云ふに、今日に至れる我國の農業（主として米作）は、既に企業的能力を現はす餘地の少ない（寧ろ殆どないと云ふてよい）企業に化して居る。それほど、報酬漸減の法則に支配されることが深い性質の企業である。如何に資本勢力を投じ、如何に巧妙なる耕作經營を試みたとしても、相對的に多額の増収は期待し難いのである。のみならず、農業は他の企業と異なつて、その収益が自



然力（例へば天候の如き）に支配されることが多いが故に、自然の作用である是れ等の不可抗力と、當然の法則である報酬漸減の不可變法とを突破しなければ、容易にその収益の増加を實現することが出来ない。然も、これを完全に突破することは到底不可能である。假に、その餘地が多少は存して居ても、今日の如き労働奴隷の境遇に置かれてある小作人にこれを求めることは、事實に於てこれまた殆ど不可能に近い。この點に於て、單に一人若しくは數人の資本家を動かさへすれば、容易に収入増加の途を開き得る賃銀労働者に比して、小作人は一層の不遇にあるものと云はなければならぬ。労働者は可抗的な人間を相手であるが、小作人は全く不可抗的な自然及び法則の鐵壁を相手である。

唯、比較的可能に小作人が労働報酬を増加し得る途は二つある。その一つは米價の騰貴であり、他の一つは小作料の輕減である。けれども、小作人に一日當りの労働報酬一圓前後を取得せしむるに過ぎない小賣値段五十錢の米價が、他物價との權衡を破り且つ國民生活を脅威する不當の騰貴であるとして、國を舉げて露々と非難呪咀せられ、各種の政策を通じて消費者側から激烈な壓迫を蒙る位であるから、米價の騰貴に依つて小作人の労働報酬を相對的に増加せしめると云ふことは、遂に望むべくして行ふべからざることである。これ現實の事情に徴して、何人も首肯する

所であらう。若しそれ労働の量的並びに質的增加に基づく労働報酬の増加に至つては、彼の請負賃銀制度の場合と同一であるから、これ決して小作人の實質的労働報酬増加と見做すべきものでないことは、私の言を俟たぬことであらう。のみならず、労働時間よりこれを觀るも、労働能力よりこれを觀るも、また、労働状態よりこれを云ふも、小作人を今日以上に過働せしめることは頗る慘酷の感なきを得ない。それだけ、今日に於てはその餘地がないのである。假に、さうして小作労働價值を増加せしめた所で、その大部分は小作料の名に依つて地主の取得に歸すべき状態にあるから、小作人の労働報酬のみがこれがために増加することは期待し得べからざることになる。

然らば、小作人の収入を現在以上に増加する唯一の途は、地主に向つて小作料低減の要求を提出し、その貫徹に依つて分配所得を多からしむる一途あるのみであるが、これは即ち労働者の賃銀値上の場合と同じく、矢張り地主の應諾を得なければ駄目である。即ちこの點に就いては、賃銀労働者が賃銀収入の増加を計るに、値上に對する資本家側の承諾を得なければならぬと同じではないか。

而してこの點になると、小作人の要求は労働者の要求よりも、一層その貫徹が至難な事情が存



して居る。それは何かと云ふに、我國の現状に徴して、商工資本家は比較的多くの利潤を得て居るから、その一部を割いて労働者の賃銀値上の要求に應ずることは比較的容易であるが、これに反し、地主の収益は利率が非常に少なく現はれて居るから、地代または利子を犠牲にするのでなければ、小作料低減の要求に應じ得ない状態になつて居る。これは、商工業はなほ報酬漸増の餘地があり、農業（殊に米作）は既にその餘地がなくなつて、反對に報酬漸減の法則に支配されて來たことも一理由であるが、兎に角、地主に地代または利子を犠牲に供せしめることは、たとへその間に如何よの當然の理由及び事情があるにもせよ、實際問題としては頗る至難のこと、云はなければならぬ。斯う考へて來ると、如何なる點から觀ても、小作人の収入を自力的に増加せしめると云ふことは、賃銀労働者の収入を増加せしめることよりも、遙に至難であると云ふことが分明するであらう。

私の觀る所に依れば、一般の労働者は所謂賃銀奴隸として労働を商品視せられると云ふが、勞力の供給過剩状態に於て極端な競争がない限りは、兎にも角にも、労働者は労働を賣ることに依つて、資本家からその最低生活を保障されて居る。所謂最低賃銀の事實上の承認に依つて、生存權の經濟的確認だけは得て居る。勿論、所謂労働市場が起つて勞力の需要が自由に得られるよう

になつてからは、資本家が労働者に對する自利的他愛、即ち必要上の奴隸的愛撫の事實は消滅し去つたであらうが、それだけ、一面に於て労働者は自由になつたのである。然るに、小作人に至つては、徒らに有名無實の獨立生産者の地位に居るがために、而して我國の現状が小作人過剩の状態にあるがために、實際は地主から小作労働價値の大部分を掠奪されて居るにも拘らず、篤志なる地主の慈悲的憐憫以外、親切なる生活の保障者と云ふものを有つて居ない。その生存權の確認などと云ふことは、今日の地主としては經濟的必要外の同情に屬するを以て、毫も眼中に置かれず、生きようが死なうが一切顧みられないのである。偶々地主が親切なる生活保障者に立つとすれば、それは小作人を愛撫することが國家の財産を最も良好に管理するための手段だからであつて、決して生存權の確認などと云ふ意義から來たのではない。この點から觀れば、小作人は一層奴隸的境遇が濃厚な譯である。従つて、小作人と労働者との經濟的地位を、現在の状態に於て収入から比較して見れば、小作人の方が遙に劣つて居り、且つ一層の不安があるのである。

唯一、小作人が有して賃銀労働者が有せず、事情を知らない世人及び労働者をして、小作人を羨望せしめるものがある。それは即ち小作人が労働の保障を得て居ることで、私の前に擧げた第四の事實、小作人は労働の自由を束縛されて居る條目に相當するものである。小作人は地主から



土地を一定期間、一定の小作料を支拂ふて借用し、その耕作管理権を獲得して、その上に小作企業をなしつゝあるものであるから、成るほど、小作権のある限りは労働が保障されて居る譯である。併し、これもその真相を明かにして見ると、必ずしも然く小作人の幸福とはなつて居ない。何故なれば、小作人の有する如上の労働の保障なるものは、その實、労働の自由を得て居ないと云ふことなのだからである。小作権を保障されて居ると云ふことは、云ふまでもなく、一面に於てこれを觀れば、土地に束縛されて居ると云ふことを意味する。要するに、土地の上に於ける小作権の獲得が、労働の保障であるか、労働の束縛であるかは、小作人の労働状態と心理とに依つて判断せらるゝことである。若し小作人が有利な状態に於て小作権を獲得して居るならば、それは労働の保障であつて、小作人の幸福を齎らすものであるが、反對に、他の労働条件よりも不利な状態にあるならば、それは土地に束縛されたる労働の不自由であつて、決して小作人の利益とは云へない。結局に於て、小作人はそれを幸福とは感じないであらう。我國の小作人の収入及び労働條件は、前に述べた如く、決して賃銀労働よりも優れて居ないのである。否、寧ろ甚だしく劣つて居るのである。然らば、現時の如き状態に於て小作人が小作権を獲得し、その土地に束縛されて居ることは、それは労働の保障を得て居ると云ふことよりは、寧ろ労働の自由を得て居ない

と云ふことの謂であつて、小作人のためには却つて不幸ではないか。我國農村の現状は、小作人に取つては不幸にして後者である。小作人は小作することに依つて労働の自由を束縛せられて居るがために、ともすれば小作権獲得競争に陥つて互に相食まざるを得なくなり、遂に地主の權威を増長せしめて居る。地主に増長した權威を振廻されても、自由に有利の労働に移り得ざるがために、已むを得ず、それを忍ばなければならなくなつて居る。

而して何處にも見るこの出來る事實であるが、斯くの如き場合に小作人の蒙らなければならぬ不利は、單に地主の獨占的利益を多からしむることだけでなく、同時に強者の權威を與へるに至ることである。この種の例から生れる悲惨な事實は、農村に殆ど枚擧に遑がないほど多く現はれて居る。小作人は、その思想も境遇も容易に土地から解放されないために、如何に小作労働報酬が尠なからうとも、従つて、如何に生活が窮迫しようとも、飽までその不利を忍んで小作労働に従事しなければならぬのである。そこへ行くと、労働の自由を得て居る賃銀労働者の方が、自由を得て居るだけ、遂に幸福と利益とを求め得る可能的境遇に置かれて居ると云へる。彼等は多少の不安は伴ふであらうが、高率の勞銀を趁ふて自由に労働を選択することが出來るのである。



斯くの如く、小作人の有して居る所謂労働の自由なるものは、決して幸福なる保障でなくして、實は不幸なる束縛なのである。故に、現在の小作人が如何に土地よりの解放を欲し、如何に労働の自由を冀ふて居るかを觀よ。彼の農村人口の都會集中と云ふ現象は、決して一部農民の虚榮的都會熱の發現のみではなくして、實に下級農民たる小作人が、衷心から労働の自由を欲した結果に外ならぬ。換言すれば、不利な農業労働より有利な商工労働へ、低率な農村貸銀より高率な都會貸銀へ趨かんとする小作人の自然的要求に外ならぬ。都會に集中する農民を目して、徒らに虚榮兒と嘲る勿れ、徒らに趨炎附熱の徒と罵る勿れ、下級農民をして趨炎附熱の徒たらしめ、一部の農民をして虚榮の虜たらしめたのは何の故か。そこを考へて見なければならぬ。吾をして賃銀労働者たらしめよ」と叫ぶは、實に小作人が所謂労働の保障たる土地の束縛に忍び得ず、労働の自由を熱望するの聲であつて、これを經濟的立場から觀れば、小作人が賃銀労働者よりも更に一層悲惨なる最下級の労働階級にある事實を、最も雄辯に物語つて居るものではないか。若しこれを疑ふものあらば、小作人と賃銀労働者との兩境遇の經驗あるものに向つて、試みに、そのいづれを欲するやを問ふて見るがよい。必ず賃銀労働者たらんことを欲するであらう。失業問題の解決として政府が折角歸農を奨励するにも拘らず、また、農業労働に歸ることが精神的安慰を得

# 欠



# 欠

## 前篇 小作及小作料

### 第一章 小作起源概説

(イ) 小作の原因としての土地私有

小作とは、シユタインの所謂「土地所有から分離したる土地管理」である。従つて、小作制度の存在には、耕作せざる土地所有者と所有せざる土地耕作者との二者あるを必要とし、この兩者の間に所謂小作契約が成立して居ることは、改めて云ふまでもない道理である。而してこの小作制度のあるがために、農業収益分配方法に一大變化を來し、土地所有者と土地耕作者とが階級的分裂を見るに至つて、即ちこゝに勞資的關係に髣髴として、地主は所謂資本家に列し、小作人は所謂労働者に伍して來たのである。

小作は何故に生じたか。詳言すれば、何故に「土地所有から土地管理」が分離したか、また、何故に「土地所有から分離した土地管理」の必要を生じたか。而して何故にその事實が社會制度の上に現はれたか。これ等の問題は、廣くは人文史上、狭くは經濟史上、極めて興味ある考究題目であるが、私は今これを詳説する餘裕を有つて居ない。この問題はいづれ別箇の問題として、



土地制度を研究する際に述べる心算であるが、唯、こゝに必要を感じる程度の概括的説明を試みるならば、小作の必要を生じた理由は、土地が有限的存在であると云ふことであり、小作制度が発生した原因は、云ふまでもなく、土地の私有と云ふことに歸着する。

土地が有限的存在であること、その中でも、更に耕地が有限的存在であることが、小作の必要を生じた理由となつて居ることは、私の言ふを須むないことであらう。然し、それは土地私有権確認後に於ける経済的觀察に基づいた客觀的理由だけの指摘であつて、社會的に觀た小作制度發生の根本的原因は、正にチユルゴウの説破して居る如く、全く土地の私有である。土地私有の制度的原因を外にしては、小作發生の根本理由を解くことが出来ぬ。従つて、小作制度の如何なるものであるかを解かうとするには、どうしても土地私有の濫觴を尋ねて、その如何にして行はれたかにまで遡らなければならぬのである。依つて私は、土地私有権の發生に就いての研究は土地制度の検討の際に譲るとしても、土地私有の濫觴と小作制度の起源に關する一瞥だけは、一應こゝで試みて置きたいと思ふ。

世界いづれの邦國に於ても、土地私有権の占有は、所有権の法律的保障を得ない時代に濫觴して居る。換言すれば、土地私有権の獲得は正義以外に實力に依つて承認されて居る。而してその

多くは、發見及び企業的利用の優先に基づく先取か、若しくは權力に依る掠奪併合に依つて行はれて居る。故に、大抵の經濟學者はその所有権の獲得方法に對して道德的承認を躊躇し、社會主義經濟學者に至つては、無遠慮に、これを掠奪に依るものと喝破し、その發生の經路をまで否認して居る。換言すれば、すべての學者が、土地私有権の發生は認めるが、その獲得方法をまで合理的であるとは認めて居ない。唯、史的事實としてだけは認めるので、それが正當であつたと云ふことは、遂に立證することに苦しんで居るのである。

掠奪と云ふ言葉は、土地私有（即ち所有権の獲得）の行はれたすべての場合に當籤めるには聊が語弊があらうが、土地私有の當初に於て、その私有権の獲得及び保障が全く權力のみに依り、他に何等の合理的根據を有たなかつたのは事實である。少なくとも、私有の口實及び理由となつた發見なり利用なり若しくは併合なりは、今日の所謂資本蓄積の場合に於けるが如き有價的承認を経ることなしに、全く僥倖及び權力掠奪等の無價的強制に基づいたもので、一種の不勞利得のものとして所謂強者に受取られたことは、何處の國に於ても共通した所の史的事實である。

私は如何に土地の資本的發生に對して、資本と共通な解釋を試みようとしても、資本の私有的蓄積の場合に於けるような肯定を、それと同じ程度に、土地私有の場合に認めることは躊躇せざ



るを得ない。この意味に於て、「一切の財産はすべて掠奪の結果なり」とする社会主義者の所謂私有否認論には幾多の獨斷ありとするも、この觀察が、土地私有の場合に於ては稍々適切であるように覺える。若しマルクスの資本論、中にもその所謂労働價值論が全部誤謬であるとしても、……私の解する所に依れば、マルクスの資本論はこの「私有財産は掠奪の結果なり」と云ふ命題に、正しい科學的論據を與へんがための偉大なる勞作であると思ふ……土地私有の濫觴に遡つてこれを觀れば、如上の斷定にも半面の眞理は認め得ると思ふ。

有名な「農民に與ふる宣言書」の中には、次の如き一節がある。

土地はその中に包含せられるすべてのものと共に、もとこれ天の賜であつて、須らく人類の共有財産であらねばならぬ。唯、古代に於て、強力なものが劍の力に依つて土地の私有を創めたのである。けれども、贖物はこれを所得すること幾年の久しきを経ることも、變じて正當の所有物となるものではない。また、贈與若しくは賣買に依つて、他人の正當な所有物となすを得べきものではない。……

資本主は唯不正當に得たる購買手段を以てのみ、不正當に得られた土地を取得るに過ぎない。であるから、即ち二重の原因に依つて、彼は正當な所有權を主張し得ない譯である。

新に土地所有者となるのが、不正當に得たる購買手段を以てのみせられたものであるかどうかは異論があらう、土地私有が所謂劍の力に依つて創められたことは、歴史的に觀て疑のない事實である。故に、所謂二重の原因には依らなくとも、少なくとも、この一重の原因に依つて地主が正當な土地所有權を主張し得ないことは、今日多くの學者がこれを認めて居る。土地私有の濫觴が、多く權力に依る掠奪に基づいて居ることは、それほど明白に推知し得られる史的事實なのである。

要するに、土地の支配形式はサヴィニーその他の學者が説く如く、一つ一つの階級を経て進化的發達を來したもので、何處の國でも、原始的社會に於ては所有權がなく、また、それが明かになかつたことは疑のない事實である。我國に於ては無論それが明確に徵證せられるが、外國に於ても矢張りさうであつて、メイヤーは、ヘブライ語には土地所有權を表はす言葉はないと言ふて居り、モンセンに従へば、最初は羅馬に於てすら、所有の觀念は單に奴隸、家畜等に限られて居つて、不動産には及ばなかつたのである。尤も、羅馬帝國時代に入つて土地の所有權が完全に認められて來たことは、絶對的な土地所有權の確立が羅馬法の特徴であることに依つて證せられて居るが、併し、その初期の間は、個人の所有權は宅地（即ち家及びその周圍の半ヘクター位）



に限られて居たのである。

而して斯くの如く何人にも屬せざる（或る意味に於てはまた何人にも屬したる）土地に所有權が發生したのは、土地が有效なる勞働の對象となるに至つたからである。土地が有效なる勞働の對象となるに及び、こゝに始めて價値を發生し、價値を認識せられ、従つて、この價値が掠奪併合等の所謂不正手段に依つて、強力者に占有せらるゝに至つたのである。個人の土地所有權は實にこゝに出づ。故に、土地の所有權を獲得したものは、實に權力と習慣とだけであつて、他に何等の合理的根據はない。これを嚴正に詮議すれば、彼の「農民に與ふる宣言書」中に於ける社會主義學者の喝破せる前半は、私共の襟を正しうして聽かなければならない警語なのである。

土地私有化の事實は早くから現はれて居たが、自由にこれを認める制度は、何處の國でも餘り古くはない。而して土地の自由所有を認める制度は、究極に於て竟に一種の道德的非難を免れることが出来ないのみならず、論理的にも多少の錯誤を有つて居る。土地所有權の獲得の正當なることを辯護せんとするものは曰ふ、「土地所有權は正當である。何故なれば、貨幣を支拂つて購買されたものだからである」と。けれども、これだけでは、土地所有權の移動が所謂正當に行はれたと云ふだけで、土地の上に所有權を有つそのことが正當であると云ふことの證據にはならない。

所詮、土地の私有が權力者の掠奪若しくはこれに類する手段に依つて創まつたことは、今日争ふに由なき事實であつて、その私有化の経路に徴すれば、土地私有はその合理的根據（就中道德的根據）が頗る薄弱であることは免れない。

今、試みに我國に於ける土地私有の濫觴を尋ねて見ても、その最も適切な事例を見出だすことが出来る。

云ふまでもなく、我國は國家として統一的發達の歴史を有して居る點に於て、世界現文明國中に殆ど類例なき最古の國である。従つて、土地所有權に關する發達變遷の如きも、歴々として掌を指すが如くに看取し得られる。然るに、その我國に於て土地私有は如何に行はれたかと云ふに、決して法制的承認（若しくは有價的取得）に依る正當なる占取または移動でなくして、全く權力に依る掠奪、即ち併合沒收等が原因となつて居る。

國初の原始的社會に於ける民族團體の共有時代、若しくは團體的私有時代は、言ふを須ぬないから暫らく措く。孝徳天皇の朝に於ける土地制度の大改革、即ち大化の革新及び大寶令に於ける土地國有主義斷行は、普く人の知る所であるが、この時代以後に於ける土地所有の變遷はどうであつたか。また、その土地制度の紊亂はどうであつたか。それ等を調べて見れば、如何に權力に



依る掠奪が土地私有の原因となつて居るを知るに足るものがある。

大化の改革に依つて斷行せられた土地國有制度が、莊園の勃興を來せる平安朝時代に至つて全く崩壊し、眞に有名無實のものに化して仕舞つたことは、人の知る所であらう。而してこの土地國有制度を破壊し去つた莊園なるもの、端緒が、實に當時の土地國有政策に於て、除外例として設けた私有地の存在であり、即ち中央政府（當時の王朝）の失威とこれに伴ふ紀綱の廢頽とが、漸次、この私有地を膨大せしめて、後年遂に莊園化するに至つたことは、日本歴史を讀んで莊園勃興の事情を審にした人の、齊しく看取する所である。

大化大寶に於て實行せられた土地國有政策は、後年、何故に所期に違ふて莊園と稱する私領地を設定せしむるに至つたか。即ち口分田班給制度より莊園に至るまでの土地制度の變遷はどんなであつたかは、我國の經濟史上、極めて興味ある觀察の部に屬し、これを説くことは卷を改むるも容易でない。これは土地制度の研究に屬すべき領分であるから筆を染めないが、併し、これを一言にして盡せば、土地の私有が密かに行はれたのは、全く公田の事實上の横領併合に依つたのである。云ふまでもなく、莊園そのものは、國有制度の下に除外例であつた私有地の延長したものであり、また、勢に乗じて膨大したものに外ならない、土地は國有であり、また、國有とすべき

ものであつて、その私有權を認めなかつた大化新政の精神は、極少數の除外例的私有地の存在を許したことが一蟻穴となり、加ふるに、中央政府の勢力の失墜に依つて、遂に蕩々として跡を絶つて仕舞つたのである。換言すれば、土地に對する公權（これを課說權、土地權とも云ふ）の世傳的支配を許した、めに、而してこれ等の特權者の國有地横領を制止し得なかつた、めに、國を擧げて彼の膨大なる莊園領地と化せしめたのである。

當時の土地國有政策に於ける除外例と云ふのは、所謂賜田制度なるものである。即ち位に準じて貴人に賜ふた位田、太政大臣以下の官人に給された職田、勳功あるものに與へた功田、寺社の供進に屬する料田等であつて、外に開墾獎勵のために設定した墾田制度があつた。當時と雖もこれ等の土地の私有權を認めたものではなかつたが、當時の世襲制度及び世傳的法制に依つて、著しく私有財産化したのは事實である。莊園がこれ等の位田、職田、功田、料田、墾田等の發達膨大したものであることは云ふまでもないことであつて、就中、料田、職田、墾田が最も有力なる莊園と化したのである。而してこれ等の土地は、最初の間こそ土地支配の權を與へられて居つたに過ぎなかつたが、この土地權附與に依つて土地の私有的支配を許されて居つた故に、その名に依つて盛んに公田の横領並びに私有地の併合を企てたのである。その計畫が、法制の不備と紀綱



の廢類に乗じて行はれたことは、改めて云ふまでもない。彼の全く私有財産化した莊園が、富豪國司の徒が權勢に乗じて横領し、以てその勢力の大を致したものであることは、更に明白なる事實であつて、文献に徴すると何ほどでもその證據が擧げられる。後年、莊園の由緒を検するに至つて、その悉くが横領奪取の私曲を暴露訐發されざるを得なかつたことは、後三條天皇が記録所を親設して地契を検斷し給ふた時、關白頼通がこれを拒んだのを見ても察せられる。當時、由緒に依る莊園の私領を認められた時でも、なほ如何に不正の手段に依つて莊園を贏得したもの、多いかは、これに依つて窺はれるであらう。否、藤原氏の末葉に至つては、財政收入の途を莊園の領主に杜塞せられたがために、皇室王族まで莊園を私有するの矛盾を現はすに至つたのである。故に、土地私有は勢力者の横領掠奪に創まると云ふも、決して過言ではないのである。而してこの事實は獨り我國に於て然るのみならず、世界いづれの邦國の史に徴するも、悉く然らざるはないのである。

斯くして公有田が續々私有化するに従ひ、而して中央政府がこれを取締ることが出來ず、便宜上、餘儀なくこれを默認するが如き状態に立到つたので、こゝに土地の兼併獨占に依つて必然に伴生する小作人が現はれて來たのである。

小作の原因たる土地の私有が、權力に依る掠奪横領に依つて創められたと云ふことは、小作制度を見るもの、豫め知つて置かなければならないことである。

こゝに概説したのは土地所有權の獲得に就いてである。土地所有權の發生に就いては拙稿「土地國有論」中の「土地所有權の發達」を参照せられんことを望む。

#### (□) 我國に於ける小作の起源

我國に於ける小作の起源に就いては、確實に文献の徴すべきものがない。小作の文字が文書に現はれた史料を求めると、足利時代の末期に至つて始めて「下作」または「作人」として記されて居るが、小作の實は古くから存して居たようである。而してその起源は、純粹の所謂小作として行はれたものと、名義は私有化した口分田も賣買讓渡に依り、内實は小作と同様の分配方法を設けたものと、二つに分れて發達して來たようである。

純粹の小作として起つたのは、彼の地子田の制である。地子田の制は大化の土地國有政策たる班田收授の法が姑息し、戸籍田帳の紊亂に依つて無主の土地が生じたので、一種の剩田利用策として、兼ねて財政收入上の目的を以て採用されたものである。當時、口分田として班給してなほ餘つた公有田は、剩田（史には乘田と記す）として國司がこれを管理し、これを公營田と地子田



とに分つて、その荒廢を防ぐべく利用して居た。公營田は國家自らこれを管理し、農民に一定の賃銀を拂ふてこれを耕作するもので、地子田は國家がこれを農民に貸與し、その地代を國家が收入したものである。故に、口分田の制は久しからずして班給收授の停廢と共に崩壞して仕舞つたが、公營田と地子田とは依然として國司の手に殘存して居たのである。これが主を易へ制を改むる間に、變形變質して小作となつたのである。

當時、地子田に屬するものは、公有田の剩田以外、無主の位田、職田等であつて、その地代收納に二通りあつた。一は賃と稱して春季に一定の地代を前納せしめ、一は地子と稱し秋季に至つて收穫に應じ後納せしめた。而してこの地子田の制度は、大化の改革を距ること百五十年、大寶に後るゝこと九十年代に、既にその率の法定が官符に記されて居る位であるから、その制定の非常に古いものであることが想察される。勿論、この地子田の制は今日の小作制度の如く、重大なる經濟的意義を有つたものでなく、單なる剩田の利用策に兼ねて、財政收入上の目的のために設けられたものではあつたらうが、今日の小作の起源をなしたものであることは、争ふべからざるものである。唯、その當初に於ては、賃若しくは地子は無身の民の租税を代納する意味を有ち、耕作者もまた租税と同様の觀念を以て納入したものであつた。故に、收益分配制度としての意義

は、餘り重要視されなかつたようである。

他の一派、即ち名義は私有化した口分田の賣買讓渡に依り、内實は小作と同様の分配方法を設けた制度は、殆ど大化の政改革に依る土地國有制度實行の直後に起つたと稱してもよい。それと云ふのは、大化の土地國有政策に依る班田收授の方法は、創制當時すら果して實行されたものであつたかどうかを後世から疑はれるほど、それほど、當時の状態に於ては實行至難のものであり、また、完全に實行することは幾多の障礙と缺陷とを有つて居たから、期年ならずしてその停息に依る弊害を現はしたためであらう。今、試みにその史料の一片を採録して見ると斯うである。

方今百姓なほ乏し。然るに、有勢の者、水陸を分け割いて私地となし、百姓に賣り與へて年とその價を索む。今より後は地を得ることを得ざれ。妄に主となりて劣弱を兼併する勿れ。(孝德紀)

右は孝德天皇の下し給へる詔勅の一節と拜するが、當時、何故に斯くの如き詔勅の發布を必要としたかと云ふに、所謂賜田制度のために公私の田地が混淆紊亂し、一方には賜田(即ち位田、職田、料田の類)の名に隠れて土地が兼併され、一方には公田管理の任に當つて居つた國司の横道に依つて公田が私有化したりして、その兼併の弊が既に甚だしくなつたからであらう。云ふま



でもなく、孝徳の朝は大化革新の令が發布された時代である。天皇は在位僅に二十年にして崩御せられた御方であるから、この詔勅は少なくとも土地國有政策實行後二十年とも経ない内、即ち直後に下されたものと見られる。國有政策實行後二十年を経ない間に、既に土地兼併の状態が斯くの如き弊を現はしたとすれば、一部の學者が班田收授法の實行を疑ふのも、必ずしも、理由がないことではないのである。少なくとも、或る地方にはこれが法制通りに勵行されなかつたのは事實であつたらう。

文中「百姓に賣り與へて年にその價を索む」と云ふのは、表面は所有權の讓渡のようであるが、實は今の小作制度と内容を同じうしたものである。國有原則以外、土地に未だ所有權と云ふものが發生せず、従つて、その私有權が認められなかつた當時に於て、土地所有權が讓渡賣買される筈はない。價を索めて賣り與へたと云ふのは、一定の地代（その頃は課稅權の移轉に伴ふ租稅收入）を收納して、その耕作權（即ち土地の收益權）を賣渡した謂なのである。この事實は後年に至つて最も顯著に看取し得られることで、歴代の朝廷は屢次この制度を下して居る。蓋し、班田收授の法は餘りに單簡に過ぎ、また、當時の薄弱な中央權力の上に築かれた行政機關に於ては、餘りに高遠の理想に過ぎて居たので、その實行は極めて困難を極め、従つて、その効果が疑問視

される位であつたから、その間に如上の弊害が現はれたのは已むを得なかつたのであらう。而して斯くの如く貴族王臣が膨大な土地を私領し、また、國司がその管理して居つた公田を私營して、盛んに農民に小作（所謂沽價を求めて賃租）せしめたので、一方には土地の分配が益々不平均となり、一方には價を索めて農民を誅求し、農民が非常に窮乏したので、右の詔勅を下されたものであらう。史には「この勅令のために百姓大に喜ぶ」と記されてある。

我國に於ける小作の起源は、これを求めて右の二つのものに見出だされるが、後年に及び、今日の如き純乎たる小作制度の發生を見るに至り、その來由を尋ねて見れば、前者よりも寧ろ後者の方がその正統の起源をなして居るようである。蓋し、小作料そのものは純租稅よりも地子の性質を繼承して居るが、小作制度そのものを受胎したのは、剩田の賃租の習よりも寧ろ土地分配の不平均状態だったのである。

然しながら、如上の地子田の制及び民間に於ける賃田の制（即ち所謂公營賃租及び私營賃租）は、小作の原始的起源と目すべきものであるが、これ等の制度は今日の小作制度の如き經濟的意義を有して居たものではない。いづれかと云へば、當時は未だ單に一時の收利的若しくは剩田利用策として、これを採用して居たに過ぎないのである。而してこれ土地私有が徹底的に行はれて



居なかつたからである。我國に於て、今日の如き小作制度を發生せしめたのは、土地國有制度を根底から破壊し盡した莊園制度であつた。時代から云へば、正に藤原氏の末葉から源平北條氏時代にまで懸け、足利時代に於て最も著明に小作制度が現はれて來たのである。

莊園勃興の理由を知るには、先づ不輸租田から見て行かなければならぬ。不輸租田とは字の如く、租税を輸納せざる土地である。大寶令に於て不輸租田とせられたのは、主として料田、職田、功田等であつた。蓋し、當時の便宜政策として、寺院、官吏、功臣等に對しては所屬土地の賦課に依つて得る收入を與へ、別に經費俸祿の類を給與しなかつたからである。然るに、後年に至り土地に對する賦課誅求が苛酷を極め、輸租田と不輸租田との負擔が權衡を失するや、輸租田にある人民はその苛歛誅求に堪えず、不輸租田たる前記所領に附屬するの利を思ひ、争ふてこれに附屬せんと企てたのである。而してその手段としては、その耕田を擧げて寺院等の所領に寄附するのであつた。藤原氏時代に、寺院の勢力が勃然として隆興し、國家の外に別に一大勢力をなせるの觀があつたのは、實にこれがためであつた。然し、名は耕田の寄附と云ふも、實は寺領に所屬することを表明したゞけであつて、貢租の代りに寺院に一定の賃料を支拂ひ、實は依然としてその耕田の主たる地位を保つて居たのである。即ち所屬寺院に支拂ふ一種の賃料と、國家に貢獻する

租税との差額だけ負擔を免れんとしたのである。こゝに於てか、國司直轄の地は民力益々疲瘦するに反し、寺社領の地は民力旺然として涵養され、その勢力が愈々大を加へて來たのである。

國司直轄の土地人民が減少したとすれば、その減少したゞけ更に負擔の増加せらるべきは免れ得ない。この間にあつて、勢力ある貴族王臣は、各々寺社領と同様なる私領地を有して居つた故に、而してそれ等の土地は矢張り不輸租田に屬し、または不輸租田化して居つた故に、國司の誅求から免れ、または國司の壓迫に捍抗せんとする人民は、競ふてこれ等の勢力ある私領地に附屬し、貴族王臣の保護下に立たんと欲したのである。而して貴族王臣またこの機に乗じ、その私領地の擴大を企てたのである。莊園は即ちこれであつて、この風は藤原氏の末葉に於て最も甚だしかつたのである。斯くの如く、當時の人民に取つては、莊園は實に唯一安全なる避難所の觀があつたので、天下の人民翕然としてこれに趨き、遂には國家の收入まで涸渴するに至つたので、朝廷自らもまた莊園を私有し給ふの奇觀を呈した。

莊園制度は實に大化大寶以來の土地國有制度を根底から破壊し、封建制度の先驅をなしたものである。國有制度より私有制度への大轉回は、實にこの期に於て行はれた。而して人民の避難所として濫興の勢を得た莊園は、後年、朝廷政府がその濫興の弊を矯めんとして、銳意、その沒收



政策を實行せんとするに至るや、今度は莊園の本主自身の存在が危険に瀕して來たので、彼等はこの危険から免れんがために、恰も會し得たる源平二氏の勃興勢力に頼るの利を思ひ、小弱なるものは相競ふてこれ等の新興勢力者に莊園を寄贈し、その保護下に立たんことを企てた。その狀、恰も曩に人民の試みたる所と同様であつたのである。而して曩日の人民の避難的企畫が寺社莊園の勢力を増大したと同様に、この企畫は源平武士の擡頭と、これに附屬して起れる土豪崛起の勢とを助長するに至つたのである。

藤原氏末葉時代の莊園制度より鎌倉時代の守護地頭制度に至る變遷の叙説は、土地制度の研究に屬するを以て省略する。然し、この間に於て看逃すべからざることは、最初は直接土地の私權（即ち耕作權、收益權、下知權）に交渉して居た公權（即ち課稅權、支配權、上知權）が、漸次に分離して行つたことである。例へば、最初に人民は殆ど土地に附屬した形に於て農奴的存在であつたが故に、土地の支配者は不離的關係のまゝに土地の私權と公權とを併せて所有して居たが、漸次、私權と公權とが分離し行き、支配者は單に公權のみを所有するに止まり、その私權は全く耕作者たる人民の手に移つて行つたのである。殊に、土地の支配者が權力に近づくに従つて、この傾向が著るしくなつたのである。これを別論すれば、土地の勢力を負ふて起つた豪族武士が權

土地の私權と公權とを併せて所有して居たが、漸次、私權と公權とが分離し行き、支配者は單に公權のみを所有するに止まり、その私權は全く耕作者たる人民の手に移つて行つたのである。殊に、土地の支配者が權力に近づくに従つて、この傾向が著るしくなつたのである。これを別論すれば、土地の勢力を負ふて起つた豪族武士が權

力を得るに従ひ、土地に對する私權は截然とこれ等の手から分れて、耕民の手中に歸したのである。即ち土豪より出身したる武士階級が、漸次、上級權力者となるに及んで、實際の經濟的勢力は（權力者の專制的壓迫は別として）、土地私權の所有者たる農民の手に移つたのである。この意味に於て、歴史家の謂ふ下民克上の勢力は、二重の形式に看取し得らるゝのである。この事實は、純乎たる經濟的意義を有する小作制度の發生に對して、非常に重要な關係を有つて居る。端的に云へば、今日の所謂小作制度なるものは、實にこゝに至つて始めて發生したものと云へる。時代を云へば正に鎌倉時代より足利時代に當り、この時代に至つて、小作制度は始めて社會の表面に制度的成形を現はして來たのである。

土地の所有權が農民に附與（或る意味に於ては獲得）せられた當初に於ては、その分配は比較的平等（平等でなくとも）に行はれたのであらう。即ち所有權の確認は、現在の耕作經營を基準として、世傳的管理の理由及びその他の當然とせらるゝ理由に基づいて、一律に認められたものと想察してよい。併しながら、如何に平等の取扱の下に所有權を附與されたとしても、また、所有權を獲得したとしても、土地私有制度の下に於ては、土地を所有せざる耕作者、即ち小作人の發生すべきは必然である。農民が土地所有權を喪失すべき機會はいくらかもある。その理由の如き



は、私が改めて穿鑿し説明するを須むないであらう。故に、當時に於ける小作制度發生の理由の如きは、今更これを縷説するの要なく、これを土地私有制度と云ふ大體に歸結して、唯、この小作制度が發生した結果が、廣くは社會組織上、狭くは農業組織上に、如何なる變移を齎したか、而してまたこの制度が、經濟上に於て如何なる重要な結果を生じたかを觀れば足りる。故に、小作制度の起因を遡源的に求むれば、これを土地私有制度の起因に及ばなければならなくなるのである。私が我國に於ける小作の起源として、土地私有制度に至る経路を比較的熱心に尋ねたのは、實にこれがために外ならぬ。

これを要するに、土地の私有が權勢者の横領、掠奪、即ち無償的、強制的な兼併取得に基づいたものであり、小作の起因がこの土地の私有に發して居ることは、我國に於ては到處の史實に徴して明かな事實である。

思へ、肇國早々にして中央政府が樹立され、中央集權主義の下に國家行政機關が整へられて居つた我國に於てさへ、土地の私有は既にこの通りの事情の下に創められて居る。然らば、遊牧生活に於ける發見利用と、權力争闘に依る掠奪が多かつた外國の事情は、略々察するに足るではないか。唯、年月に長短あり、時代に前後あるだけで、歐洲諸國に於ける土地私有、小作發生の事

情も、殆ど我國のそれと類似した事情を経過して居ることは、これ等の諸國に於ける史實が物語つて居る。

所詮、土地の私有は赤裸々の掠奪の結果であり、故に、小作がその第一次に於て、無償的取得に對する有償的使用である以上、強者對弱者の關係に於て小作が發生し、また、小作制度そのものが強者對弱者の關係を結果したことは、否むべからざる事實的根據を有する觀察である。單に我國のみと云はず、世界のあらゆる邦國に於ける小作制度の起源を究めて見ると、私は、掠奪と權力に依る土地の私有以外に、小作發生の根本的原因を求めることが出来ないものである。否、權力に依る強制労働、即ち農奴制度の殘痕が、小作制度を是認せしめたものであるとも云へる。

#### (ハ) 地代概説

小作の如何なるものであるかを知らうとするには、先づ小作料とは如何なるものであるかを知らなければならぬ。而して小作料を説かうとするには、一通り地代の性質を述べて見なければならぬ。何故ならば、小作料は一種の農業地代だからである。小作料の發生すべき理由は、地代の發生すべき理由の中に潜んで居る。土地には地代なるものが發生すればこそ、その有償的使用の意義が生ずるものである。地代が如何にして發生し、如何なる性質のものであるかを知らなければ



ば、小作料の肯定さるゝ理由が明かでない。併し所謂地代論は普通の經濟學書の中に可なり詳細に論述されてある筈であるから、私はこゝには小作料の設定された理由を明かにし得る範圍だけを採録し、簡単に地代の性質及びその發生の理由を一瞥するに止めて置く。

地代の研究は、早くから重農學派に依つて注目され、アダム・スミス氏の如きも熱心にその理論的説明を試みたが、有名なるリカード氏に依つて遂にその大本を創設され、チューネン氏に至つて全く完成したかの觀がある。リカード及びチューネン氏の地代論も、今日では經濟學者に種々の疑義を挾むものが出て、反對論も少なくないやうではあるが、何と云つても、學界に決定的權威を有つて居り、今日に至るも矢張り最も正しい學說とされて居る。

リカード氏の地代に對する定義は「天然的にして不可壞的なる土地の性能の使用に對して、地主に支拂はるゝ土地生産の部分」である。これは何人も引用する有名な定義であるが、リカード及びチューネン氏の研究する所に依れば、地代は土地の差別的餘剩利益（これを差益とも略稱す）であると云ふことになる。即ち地代は何故發生するかと云ふに、土地には、(一) 沃度の差異があり、(二) 位置の優劣があり、(三) 收穫遞減法が行はれて居るので、そのいづれの理由に依つても、各々耕地としての優劣を生じて來る。この優劣の差異を生じて來るので、劣つた土地と優つた土

地との生産的利益に差額を生じ、即ちこの差別的餘剩利益が地代を形造るのである。

今、手近な例を引いて云へば、同じ生産費を投じて、沃度の異なる甲乙兩地では生産收穫高に相違を生ずる。一反歩で二石五斗穫れる所もあれば、三石の收穫がある土地もある。人口が少なくて肥沃の土地が多く存して居る場合には、最も沃度の優れて居る土地だけを耕作して居ても間に合ふが、漸次に人口が増殖して、食料品に對する需要が増加し、最も肥沃な土地の耕作だけで間に合はなくなると、更に耕作の範圍を擴張して、沃度としては第二の土地に對しても、新に開墾しなければならなくなることは、略易い事實であらう。斯うして最初は假に三石の收穫がある第一次の土地だけを耕作して居たものが、次には二石五斗の收穫しかない第二次の土地を耕作し、更に次には二石の收穫しか擧げ得ない第三次の土地を耕作して行く、と云ふ風に、漸次沃度の劣つた土地に耕作範圍が擴張されて行く。さすれば同一生産費を投じて、第一次と第二次の耕作地、第二次と第三次の耕作地、及び最初の耕作地と最後の耕作地とでは其間に尠からぬ收穫上の相違が現はれる。而して人口が益々増殖し、食料品に對する需要がこれに従つて増加するに伴うて、耕作範圍は段々沃度の劣等なる土地に向つて擴張されて行かなければならぬから、地代は常に増加し、まゝは、新に發生して行く道理である。而してその結局は、食料品の全需要を



充たすために必要な程度まで、沃度の劣等の土地が耕作されて行く。斯くして耕作を必要とせられる最後の劣等地、即ちその時の農産物の價格から觀て、收支が全く相殺せられる所謂耕作限界地まで達する。この時、この耕作限界地と第一次、第二次……耕作地との間には各々その優劣の程度に相應する生産上の差額が生じて来る。假に第一次耕作地の收穫が二石五斗ありとし、耕作限界地の收穫が一石五斗しかないとすれば、そこに一石五斗の差額を生ずる。この一石五斗の差額の餘剰利益は、即ち第一次耕作地の地代となるのである。試みに表示すれば次のやうになる。

土地優劣別		
	收穫高	差益
第一次耕作地	三・〇〇石	一・五〇
第二次耕作地	二・五〇	一・〇〇
第三次耕作地	二・〇〇	〇・五〇
耕作限界地	一・五〇	……

而して耕作限界地には地代がないと云ふことになるので、斯くの如く差益を生じ来る原因は、沃度の優劣に因るのである。これが(一)の沃度の差異から来る場合である。

次に、同一の沃度を有する土地でも、その位置の如何に依つては、同じく差額の餘剰利益を生じて来る。何故なれば、需要地及び市場への交通上の便否に依つて、収益上に多寡を生ずるか

らである。而して漸次交通不便の土地が開墾耕作されて行く理由及び經路は、云ふまでもなく、人口の増殖に伴ふ食糧品の需要増加であることは(一)と變りはない。猶、位置の如何に依つて収益上に多寡を生ずる理由、即ち交通便利の耕地と交通不便の耕地との間に於て所謂差額の餘剰利益を生ずる所以は、運搬その他に要する經費の多寡に存することは判り切つたことであるから、こゝには特に表示することは省いて置かう。

更にまた同一土地でも、粗放に耕作したのと集約的に耕作したのとでは、生産上に多寡の差が生じて来る。例へば、十圓の生産費を投じて一石の收穫がある土地へ、二十圓の生産費を投ずれば二石の收穫を擧げ得るか云ふに、決してさうではない。三十圓を投じて三石は穫れない。これは何故かと云ふに、土地は收穫遞減の法則に依つて支配されて居るからその集約率とは決して比例しないのである。即ち十圓を投じて一石の生産收穫がある土地へ、二十圓の生産費を投じた所で、一石五斗(假定)の收穫しか得られず、更に三十圓を投じた所で、その收穫率は更に遞減して一石七斗五升(假定)しか穫れないのが事實である。斯くの如く、生産費の割合と收穫の割合とは決して同じ割合を以て増減するものでなく、生産費を投ずることの多ければ多いほど、その收穫率は少なくなつて行くのである。而して一定の地方の限度に達すると、最早、生産費の増加は



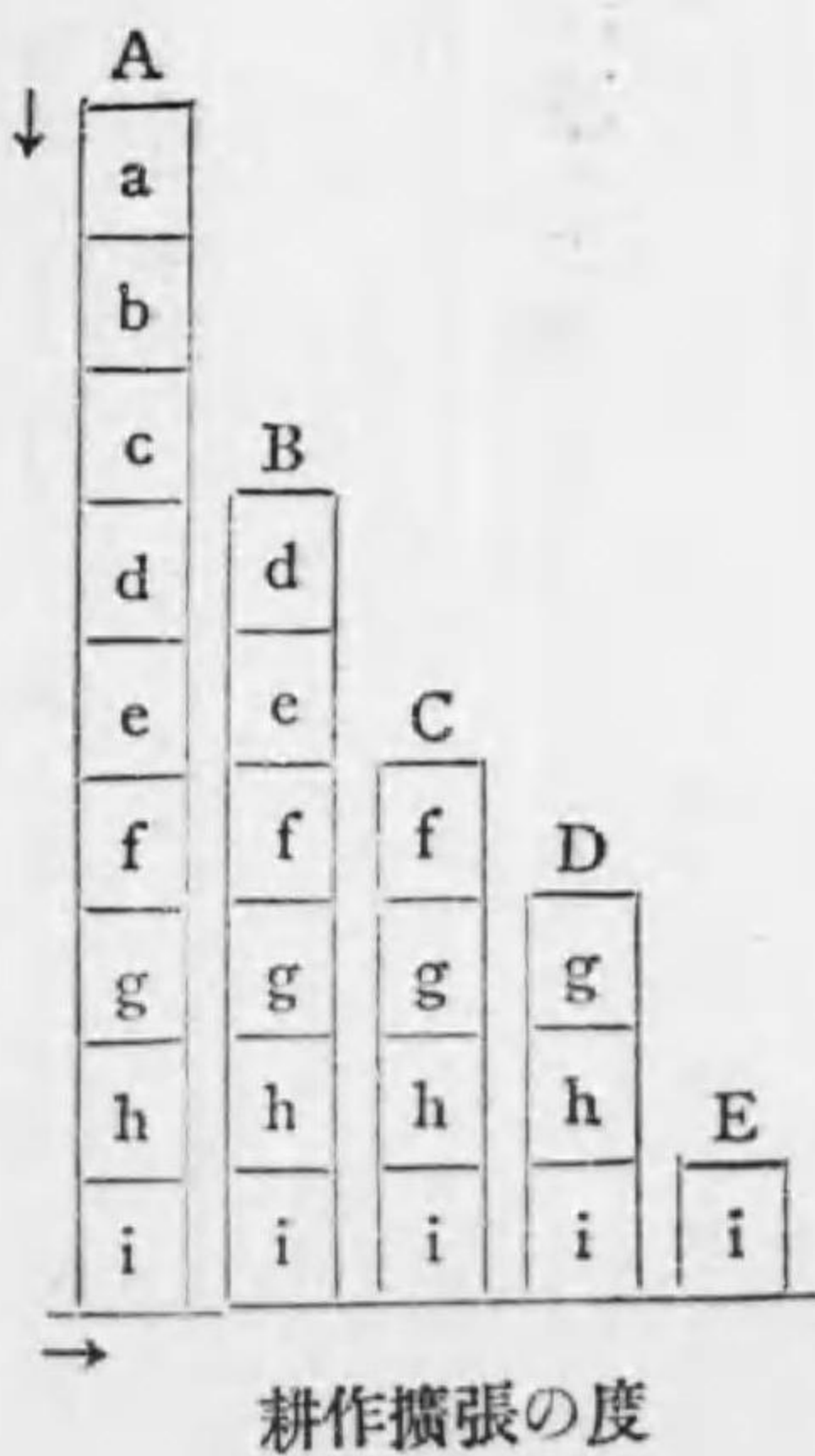
毫も收穫の増加に作用しなくなる。これが耕作擴張の理由となるのである。若し集約率と收穫率とが何處までも正比例して進み、生産費を増加したと同じ割合で收穫の増加が期し得られるものとすれば、一反歩なりまたは一町歩なりの土地へ、何千圓、何萬圓、何百萬圓と云ふ所要の生産費を投じさへすれば、それに比例して何千石でも或はまは何百萬石でも、所要の收穫を擧げ得る筈であるから、土地の面積の廣さと云ふことは無用になる道理である。最も沃度の優れた第一次の耕作地さへあれば、それで如何ほど食料品の需要が増加しても、十分に事足りる道理である。併しながら、土地には收穫遞減法が行はれて居り、一定の地力の限度があるから、無暗に多くの生産費を投じたからと云つて、收穫上の目的が達せられたものではない。收穫増加の目的を限なく達しようとするには、矢張り限なき土地の面積を求めなければならぬことになる。人口の増殖に應ずる食料品の需要増加に伴うて、土地の耕作範圍が擴張され漸次に沃度及び位置の劣等な土地が開墾されて行くのは、實に土地にこの收穫遞減法が行はれて居るからである。故に、リカード及びチューネン氏がその地代論に於て、地代發生の三理由として、今私が述べて來た沃度の差異及び位置の優劣と云ふことを、この土地の收穫遞減法と同様に擧げ、全く並立的に觀察して立論したのに對しては、異論を唱へて居る學者もある。即ち土地に收穫遞減法の行はれることを以て、

沃度の差異のある土地に亘つて耕作が擴張される根本理由であるとし、この收穫遞減法の行はれることを以て地代の發生する根本的理由を説明せんとする類である。結果に於ては、どちらも同じことになるが、觀方はその方が遙に適切であるかも知れない。併し、それはいづれにせよ、兎に角、土地に收穫遞減法が行はれることが、地代發生の有力なる理由となることは事實である。斯くの如く、土地に收穫遞減法が行はれることは、一面に於て、耕地擴張の必要を生せしめて、沃度の差異及び位置の優劣に依つて地代を發生せしめる理由となるが、更に他の一面に於ては、それ自身に耕作集約の必要を生せしめて、其處からも地代を發生せしめる。而してそれが收穫上の所謂差額の餘剰利益を現はして來るのは勿論であるが、これは特に生産収益上に現はれた差額の餘剰利益として明白になつて居るのである。例に就いて云へば、こゝに一反歩に對し十圓の生産費を投じて、三石の收穫がある第一次耕作地があると假定する。第二次耕作地は同じく十圓を投じて二石五斗の收穫があり、第三次耕作地は僅に二石の收穫しか擧げられないとする。然らば、この第三次耕作地を以て耕作限界地と假定し、この限界生産費たる一石五圓を以て、その農作物の價格なりとすれば、一石の生産費が五圓に相當するまでは、第一次及び第二次耕作地に對して集約的耕作が行はれる筈である。即ち第一次耕作地に二十圓の生産費を投じて四石の收穫を擧げ



得るとすれば、その生産費は一石五圓に當るから、その収益は耕作限界地の収益と同じことになり、集約の擴張が耕作の擴張と同一の可能を生ずることになる。さうすれば、耕作限界の擴張を見る前に、若しくはそれと同時に、集約限界の擴張をも見る譯である。勿論、耕作限界と集約限界とは、その収益に於て同一底邊にあるものではないが、集約擴張の可能に依つて、耕作擴張の程度は少なからず緩和されてある筈である。別な言葉で云へば、耕作擴張は土地の平面的利用擴張であり、集約擴張はその立體的利用擴張である。土地に集約擴張(即ち立體的利用擴張)があると云ふことは、著るしくその耕作擴張(即ち平面的利用擴張)を制限し若しくは緩和する道理になる。こゝに於てか、耕作擴張によつて耕地に沃度の差異及び位置の優劣を位づけ、これに依つて優越地に地代が発生すると同じく、集約擴張に依つて土地は集約的利用の相違を生じこれに依つて優越利用地に地代が発生すると云ふことは、何人にも理解し得ることであらう。唯、耕作擴張と集約擴張とが不離密接の關係を有つて居ることは云ふまでもない。寧ろ耕作擴張があるから集約擴張があり得るのである。生産の結果と生産の出費とが相殺する時、これを稱して耕作限界地と云ひ、その限界點を耕作擴張の限界と云ふが如く、一つの土地の資本を投下し、その収益が段々遞減して行つて、収益と出費とが相殺される時、この限界點を矢張り耕作集約の限界と稱する。

土地の實際の利用状態は、第一次耕作地にありては、その上に十分に資本を増投し、十分にこれを集約的に利用して、最早、その上にこれに投資をするよりも、第二次耕作地に投資をすることが有利になつた點に至つて止み、第二次、第三次以下の耕作地に於ても、順次に斯くの如くして行つて、所謂耕作集約の限界に達すると同時に、他方には同じやうな順序に依つて耕作範圍を擴張して行き、終に耕作擴張の限界に到達するのである。故に、耕作集約の限界と耕作擴張の限界とは、常に一致して同一底邊にある。これをフエッター氏の圖解を藉りて示せば、次の如きものになる。



耕作集約の度



説明 沃度の順次劣れるA B C D Eの五の土地ありとすれば、先づ沃度の最も優れたA地が耕作され、その耕作集約の程度が進んでdに至ればB地も初めてdの程度に於て耕作せらるべく、更に兩地の耕作集約の程度が進んでjに至れば、C地もfの程度に於て耕作されて来る。順次、このやうにして進んで行つて、耕作集約の程度がgまたはhに及べば、D地も利用されてE地だけが残ることになる。即ちD地は耕作擴張の限界となり、hは耕作集約の限界となるのである。而してa b c d e f g hが、その各々の土地の地代になる譯である。

以上は、主としてリカード及びチューネン氏の地代論に據つて、通俗的に地代發生の理由及びその性質の概略を説明したのである。猶、これに依つて更に例示的に地代發生の有様を調べて見ると、地代に對する一層の理解が助けられるのであるが、本文は地代を説明することを目的とするのでないから、それ等の詳細に就いては、讀者に於て専門書を參考せられたい。

## 第二章 小作料に影響する地代の増減

### (イ) 農作物價格の騰落と地代の増減

理論上、小作料は地代である。小作料が地代であるとすれば、當然、小作料の増減は地代の増減に依つて支配され、また、支配さるべき道理である。然らば、地代に依つて示される小作料の定住點を知り、その當然の増減であるかどうかを判断しようとするには、是非とも、地代が何に因つて増減すべきかの理を明かにし、更に、増減いづれの原因がより多くより強く働らくべきかを見て置かなければならぬ。

地代増減の原因を大觀すれば、およそ二つの原因に大別することが出来る。第一は、食料品の需要増加に基づく穀價騰貴の事情である。人口の増殖に伴うて食料品に對する需要が従つて増加し、從來の耕作範圍では到底この需要に應じ切れなくなれば、漸次、沃度の劣り位置の不便な土地に向つて耕作範圍が擴張されて行くべきことは、私の前に述べた通りであるが、さすれば、その當然の結果として、限界耕作地に於ける生産出費（即ち限界生産費）は、それに伴うて嵩まつて行く。元來、農作物の價格は原則として、その限界生産費に依つて決定されるから、限界生産費



が嵩まつたとすれば、それだけ、農作物の価格は騰貴して行くことになる。而して農作物の価格が騰貴するとすれば、耕作集約の程度も耕作擴張の程度も共に進む道理であるから、前に述べた地代の發生及び増加の理に依つて、こゝに地代が増加し行くを免れぬ。また、土地狭少の事情等に依つて、最早、耕作範圍を擴張するの餘地がなくなつたとしても、供給が需要に追従することが出来なくなれば、こゝに供給不足の結果として、生産費の嵩否如何に關せず、農作物の価格は矢張り騰貴するであらう。この場合に於ても、矢張り地代増加の原因となり得るのである。リカード氏も言うて居る如く、農作物の價格騰貴は地代増加の直接原因となるものである。而して農作物の價格騰貴は、多くの場合、限界生産費の増嵩か供給の不足（生産の減少若くは需要の増加）かの、二つの原因に依つて惹起されるものであることは、私の説くまでもないことであらう。

これと反對に、農作物の價格下落は、如何なる場合に於ても、地代減少の原因となるものである。而して農作物の價格下落は、矢張りこれも價格騰貴の場合と反對に、多くの場合、限界生産費の低下と供給の過剩（需要の減退が生産の増加）との、二つの原因に依つて惹起される。そこで、價格下落の原因を作す限界生産費の低下若しくは生産量の増加は何に因るかと云へば、第一が、土地及び農法の改良であり、第二は、交通機關の發達に依る運搬の容易である。土地及び農

法の改良は、云ふまでもなく、一面に於ては生産費の減少となり、一面に於ては生産量の増加となる。これは當然の結果である。また、交通機關の發達に依る運搬の容易は、一面に於ては運搬費の輕減となり、一面に於ては供給補充の意味に於ける需給關係の調節となり、共に農作物の價格下落の媒助的原因となる。而してこれ等の原因の輻合的結果たる生産量の増加、若しくは供給の増加は、需要増加の割合がこれに超えざる限は、結局、限界生産費の低下となつて、農作物の價格下落を惹起すべきことは、云ふまでもなく明かなことである。唯、土地及び農法改良に因る生産費の減少も、交通機關の發達に因る運搬費の輕減も、それが部分的に行はれたのでは、却て地代増加の原因となるものである。何故なれば、それが行はれた土地と行はれない土地との優劣の差異を甚だしくし、地代を形造る所謂差額の餘利利益を多からしむるからである。殊に、交通機關の發達に依る運搬費の輕減の場合に於ては、その地方の土地の地代は著るしく増加するは争へない。何故なれば、道路の改修または鐵道の敷設等に依つて、市場に到る運搬が容易になるとすれば、それだけ、その地方の土地利用が擴張されて來て、そこに新に差額の餘利利益を發生せしむるからである。即ちその土地の地代が増加せざるを得なくなる。斯かる理論は、地價騰貴の實例に徴しても明白に論證される。



けれども、斯くの如き地代増加は、單に一時的若しくは一部のであつて、土地及び農法の改良に因る生産費の減少が、やがて全體的に擴充されて行けば（土地及び農法の改良に因る生産費の低減は、必ず全體的に擴充されて行くべきものである）、終局に於て、生産量の増加と云ふ結果を齎すべきであるから、地代減少の原因として働らく方が、より多く、より強く、より廣いのである。加之、交通機關の發達に依る運搬の容易は、その地方に於てこそ地代増加の原因となれ、全體を通じて觀する時は、從來の劣等地（位置上）の優良化に依り、耕作限界地と優良耕地との間に於ける所謂差額の餘剰利益を、著るしく少なからしむることになるから、その結果として、全體の地代を減少せしめる原因を作すものである。即ちその恩典に浴しない優良地ほど、その地代が減少されて來ることになる。換言すれば、土地及び農法の改良に依つて生産量が増加される場合も、交通機關の發達によつて運搬が容易になる場合も、共に結果に於て供給の過剩を現はし來り、延いては限界生産費を減少せしめることになるから、原則として農作物の價格を下落せしめる原因となる。従つて、一般的には矢張り地代減少の原因となるものである。

以上、これを約言すれば、一二の例外の場合を別として、大體に於ては、農作物の需要増加に依つてその價格が騰貴する場合、特に、これがために耕作範圍が擴張される場合は、地代は一般

的に増加し、土地及び農法の改良に依つて生産量が増加する場合、特に、これがために供給過剩となりて價格下落の傾向を現はした場合、地代は一般的に減少するものと觀て間違はない。更に再言すれば、農作物の價格の騰落は、常に必ず地代の増減を支配する。故に、農作物價格騰貴の原因をなすものは、悉く地代増加の原因となるものであり、反對に、農作物價格下落の原因をなすものは、悉く地代減少の原因となるものであると言ひ得る。けれども、これは一定の原則であるから、これを以て一々の事實に當嵌めることは出來ない。事實は常に錯雜して、同一の原因が兩様に働らき、または、二原因が同時に來り働らくものであるから、畢竟、地代の増減如何と云ふことは、これを終局的に大觀しなければ、精確に判斷し難いものなのである。

そこで問題は、終局的に大觀すれば、將來に於ける地代の増減は如何に判斷し得べきかであるが、これは何人も想像し得る通りに、また、事實も何人もが想像する通りに、今日及び今後、地代の増減を生ずる如上の原因は、社會の進歩に伴うて兩々相並んで發生して行く傾向がある。人口は益々増殖し、それに伴うて食料品の需要が増加して行くことは、今日では明白な必然的趨勢である。食料品の需要が益々増加して行くことすれば、耕作範圍及び集約の程度は漸次に擴張されて行き、勢ひ限界生産費の増嵩となつて、農作物の價格騰貴を促す。これは避け難い因果的趨勢



であると観てもよい。

併しながら、農作物の需要増加は事實であるとするも、それと同じ割合を以て耕作擴張及び集約擴張を必隨するかどうか、換言すれば、それと同じ割合を以て限界生産費を増嵩せしめ、延いて農作物の價格騰貴を促すかどうかと云へば、決してさうではない。即ち一方には、この需要増加に應ずるために土地及び農法の改良が行はれて、生産費の低減に依る（若しくは毫も限界生産費を増嵩せしめない）生産量の増加が期待されるし、また一方には交通機關の整備されるに従ひ劣等地の優良化と運搬の容易とに依る生産量の増加及び供給上の便宜も現はれて来る。これ等の事情が能く需要の増加に對應し、著るしく需要逼迫に基づく農作物の價格騰貴を抑止し、または、緩和し得ることは明かである。否、却て需給關係を轉化せしめて、農作物の價格下落を惹起すことが往々にあるのである。故に問題は、生産費を低減し得る事情の下に於ける生産量増加の割合が、人口増殖に依る需要量増加の割合に比較して、同一であるか、または、過不及を生ずるかに依つて、農作物の價格の騰落が決定されるのである。若し生産増加の割合が需要増加の割合に及ばないとすれば、そこに、供給不足を生ずるか、さもなければ、限界生産費の増嵩に依る生産の増加を必要とするに至るから、農作物の價格は騰貴し、従つて、地代もまた増加せざるを得ない。

併し、若し反對に生産増加の割合が需要増加の割合より多くなるとすれば、そこに供給過剩の状態を現はし、それだけ、限界生産費を低下せしむることになるから、農作物の價格も従つて下落し、地代もまた減少せざるを得なくなる。而してその割合の多寡は兩者の比較が頗る困難であるだけに、一概に判断することは出来ないものである。けれども、大體の判断を下せば、人口の増殖に伴ふ食料品の需要増加は殆ど無限に近いものと思はれるに反し、土地及び農法の改良等に依る生産量の増加には、大概一定の限度があることを豫想し得るから、何處までも生産費の低減に依る生産量の増加を以て、この需要の増加に應ずることは困難であらうと信せられる。故に、或る程度までは、これに依つて農作物の價格騰貴を緩和し、若しくはその下落を誘致し得るとしても、その程度を超れば、生産量の増加はどうしても耕作範圍の擴張、即ち限界生産費の増嵩に依らなければなるまい。さうすれば、人口増殖の趨勢にして休まない限りは、農作物の價格は漸次に騰貴して行くを免れぬ。これに追隨して地代もまた増加して行くこと云ふ推論をなし得るのである。

殊に、我國の如く人口の割合に土地が狭少であり、その上、國民が特殊の食料品を需要する國に於ては、その生産及び供給の餘地が著るしく狭められて居るから、食料品生産増加の途は、ど



うしてもこれを國內に於ける耕地擴張、即ち限界生産費の増嵩に求めなければならなくなる。従つて、國民が今後日本米に對する遺傳的、趣好的執着を打破し、外國米を需要することに依つて日本米の生産不足を緩和しない限りは、米價は將來益々騰貴の趨勢を辿り行くべく、これに伴れて田の地代もまた益々増加すべく豫想される。

(□) 土地の利用と地代の増減

斯くの如く、農作物の價格騰貴に對する豫想は、人口増殖——食料品の需要増加——土地耕作利用の擴張——限界生産費の増嵩——等に原因すると云ふ前提の下に、必隨的に地代も増加すると云ふ豫想を何人にも抱かせるが、さて、この豫想は絶對的に正確であるかどうかと云へば、必ずしもさうではない。勿論、この豫想には當然の根據がある。何人の豫想もこの當然の根據に立つて居るのである。而してまたこの豫想は、多くの學者の學說的承認に依つて裏書せられて居るのである。併しながら、私は何人もが豫想して居るほど確實に、この豫想を信じ得ないものである。何故なれば、農作物の價格騰貴は地代増加の有力な原因であることは間違ないが、この原因をなす土地耕作利用の擴張は、必ずしも地代増加のみの原因をなすものでないからである。而してこの點に關する私の觀察する所は、尠ならず、將來に於ける地代増加の豫想を裏切るものが

耕地擴張  
集約度擴張

ある。私はこの點を一言説明して置かう。

農作物の價格の騰落が地代増減の原因となることは、右に述べた通りに間違はない。けれども、農作物の價格の騰落だけで地代増減の原因は盡されたものでない。これだけでは、最も重要な地代減少の一原因を逸して居るのである。然らば農作物の價格の下落以外に、重要な地代減少の一原因をなすものは何であるかと云ふに、一般に地代増加の有力原因と見られて居る土地耕作利用の擴張である。前に地代の概説に於ても述べた如く、土地耕作利用の擴張（詳しく云へば耕地擴張と集約擴張）は、地代の發生及び増加の殆ど唯一とも見るべきほど有力原因をなして居るものであるが、同時に、その反面に於ては、著るしく地代減少の原因ともなり得るのである。その理は次の説明に依つて明かであると思ふ。

今日の地代論の基礎をなして居るリカード氏の地代論が、土地の性能を天然的にして不可壞的なりとする觀念に依つて創設されたものであることは、人の知る所である。故に、リカード氏及びリカード氏を奉ずる學者は、土地の性能（即ち可耕性及び培養力）を天然的にして不可壞的なものと觀て居ることは言ふを俟たぬ。而して地代なるものは、この天然的にして不可壞なる沃度の差異に依りて發生するものであると云ふのが、リカード氏に依つて創唱された地代發生の理



論なのである。土地には天然的にして不可壊的なる沃度の差異がある、この差異が地代を形造る所の所謂差額の餘剰利益を生む。これが私の前に紹介した地代發生の理である。私の觀る所に依れば、リカード氏に依つて確かめられた地代發生の理は正しい理論であるが、この土地に現はるゝ沃度の差異（即ち土地の性能）を、天然的にして不可壊的なりと觀たのは、リカード氏の誤解であつた。少なくとも、科學的根據を充分に有たない觀察だつたのである。リカード氏の地代論が後世の學者に反駁せられ反對せらるゝ所は、多くはこの點である。私は今こゝでこの反對論を紹介する必要もないから省くが、兎に角、土地の性能を天然的にして不可壊的であると解することとは、今日の自然科學はこれを承認して居ない。今日、進歩した自然科學上の知識を以てこれを觀れば、土地の性能はリカード氏が思惟した如く、天然的にして不可壊的なものではない。寧ろ著るしく人爲的であり、また、著るしく可壊的のものであることが證明されて居る。この點に關しては、リービツヒ氏の自然科學の立場より試みたる土地の研究が、最後の斷案を下して居る。地力消盡に關するリービツヒ氏の科學的研究の結果は、氏の「五十名題」の中に示されてあるが、これに従へば、土地生産能力は土地に固有のものではあるが、決して不可壊的なものではない。例へば、沃度の如きは土地の原始的性能には相違ないが、地力の消盡若しくは補給に依つて

著るしく變化し得るものである。こゝに於てか、土地利用の程度と地代増減との關係は、或る程度まで全く一變されてくるのである。

リカード氏に依つて確かめられた地代發生及び増加の理に依れば、沃度の差異ある兩地または數地の耕作（即ち耕作範圍の擴張）に依つて、地代を形造る所謂差額の餘剰利益が生ずると同時に、土地の集約耕作（即ち集約程度の擴張）に依つても、また、地代を形造る所謂差額の餘剰利益が生ずるから、その程度の擴張されるに従つて、新に地代が發生し増加することになる。これは間違つては居ない。正しい理論である。が、これが正しい理論であることを承認すれば、一面に於て、土地の使用程度の進むに従ひ、地力の消費及びこれに對する補給が加はるに従つて、各地間に於ける沃度の差異なるものが、人爲の力に依つて或る程度まで消滅し、消滅しないまでも著るしく減縮されて來る道理であるから、土地使用の程度が進めば進むほど、地代が減少することになる理をも承認しなければならぬ。また、交通機關の發達に伴ふ劣等地（位置上）の優良化の場合もさうである。即ちその土地だけは地代發生及び増加の原因が生じたとするも、全體を通じてこれを觀る時は、地代の發生及び増加の理由となつて居る位置上の便否は均等されて來るかから、この間に優劣の差異が少なくなることも認めなければならぬ。従つて、優劣の程度に比例し



て生すべき所謂差額の剰餘利益も、同時に少なくなる筈である。然らば、これを全體的に觀れば、地代は増加せずして却て減少するの結果を齎らすであらう。

私は、所謂差額の剰餘利益が地代であることを認める。この差額の剰餘利益が、土地の上に行はるゝ收穫遞減法に依り、土地耕作利用の擴張（即ち集約擴張に於ても耕作擴張に於ても）に依つて、益々優良耕作地に多くなつて行くを認める。故に、人口の増殖が、食料品の需要増加——土地利用の擴張——限界生産費の増嵩——耕作物の價格騰貴——差額の剰餘利益の増大——地代の増加——と云ふ順に因果的に一串して、地代の増加が將來必然の趨勢となることを認める。これは、リカード氏に依つて闡明せられ、多くの學者に依つて承認された正しい理論であると信ずる。併し、これを信するが故に、同時に、人口の増殖が、食料品の需要増加——土地利用の擴張——地力耗竭のための沃度の差異の均等化及び交通機關の發達に依る位置的優劣の均等化——差額の剰餘利益の減縮——地代の減少——と云ふ順にも因果的關係が生じて、地代の減少が當然であることをも認めなければならぬ。

地代は、土地の使用に關し地主に對して支拂はれるものであるが、土地の資本價值に對する報價ではなくして、土地の性能（リカード氏がこれを不可壊的な天然力と解したのは誤であるが）に

對しての報價である。即ち土地の使用價值が地代を形造るのではなくて、その使用に依つて生ずる差額の剰餘利益がこれを形造るのである。然らば、地代を増加せしめるものは、何處までも差額の剰餘利益の増加そのものであつて、決して土地の使用價值の増加そのものではない。一見、土地の使用價值の増加が地代を増加せしむるが如き觀あるは、實は、使用價值の増加の裡に、差額の剰餘利益の増加が、同時に若しくは同態に發生して、殆ど區別し難き程度に並行して生ずるからである。今、これを土地利用擴張の場合に就いて見るに、集約耕作の度及び耕作擴張の度が進むに従つて、所謂差額の剰餘利益が益々多くなるべきことは、疑ふ餘地のない事實である。この理由に依つて地代が増加し行くべきは當然である。併しながら、土地の利用が極度に進んで、その使用程度が甚だしくなるに従ひ、地力消耗の程度もまた甚だしくなるべきであるから、土地の固有の性能の原始的の部分が著るしく壞退し、兩地間に於ける沃度の差異が減縮して來ることも、亦、疑ふ餘地のない事實なのである。交通機關の發達に伴ひ劣等地（位置上）の優良化した場合も矢張さうである。

而して斯くの如き土地生産能力の均等化的傾向は、土地收穫遞減法とは全く別にして、土地使用の程度（即ち地力耗竭の程度）に正比例して、絶えず優良既耕地間に現はれて行くのみならず、



劣等地（位置上）の優良化により、劣等未耕地間にも現はれる可能的傾向であることは事實である。こゝに於てか、集約耕作の度が進むと云ふことは、差額の餘剰利益を多くせしめることに依つて地代増加の原因を深くすると同時に、集約耕作に基づく地方の消耗か一定限度に達すると、それ以上を越ゆる時は、却て差額の餘剰利益を少なくすることに依つて地代減少の原因を爲して行くものである。耕作擴張の場に於てもまたこれと同様である。耕作擴張の度が進むと云ふことはその原因が人口の増殖……食料品の需要増加……等の必然的趨勢に基づくものであるが、これ等の必然的趨勢は、別方面に於て、交通機關の發達……位置上に於ける不可耕地の可耕化……劣等地の優良化……等の事情を必然的に促し來り、こゝに、劣等地への耕作擴張と云ふ地代増加に對し、相殺的傾向として、土地の優劣性の減縮または差異の均等化と云ふ地代減少の原因となる。この場合の耕作擴張は、劣等地としての擴張でなくして、優等地として新に耕作に着手されたのである。だから、若しこの場合に地代が増加するとすれば、劣等地への耕作擴張であることに依つて優良既耕地の地代が増加するのではなくして、優良處女地の耕作開始であることに依つてその優良處女地に新に地代が発生するのである。毫も既耕地の地代が増加すべき謂はれない。のみならず、却てそれ等の土地の地代が減少すべき場合を生ずる。

人口の増加が、地代増加の原因のみに働らくと見るの誤れる所以は、實にこゝにある。人口の増加は、右に述べ來つた如くに、地代減少の原因にも來り働らくのである。人口増加の程度及び趨勢を、地代増加の原因のみに働らくものと見て、將來の地代増加の程度及び趨勢を理論上から豫斷するは、この重大なる地代減少の原因として働らく方面を、全く逸して居るものであると云はざるを得ない。同じ根據から出發する理論は、地代増減の兩原因を併發することに依つて、著るしく相殺的結果を現はすべきことを示して居る。唯、そのいづれの原因としての勢力が強く働らき、いづれの結果が多く現はれるかは、比較するに困難を覺えるが、私の信ずる所に依れば、或る程度までに達した上は、殆ど相殺されるか、然らずんば、殆ど相殺に近い程度まで緩和されるか、いづれにしても、著るしき増減を現はさなくなるであらう。何となれば、純理論からこれを觀れば、地力耗竭の程度が全體的に極度に達すれば、地代となる差額の餘剰利益は全く消滅し去るべき筈だからである。勿論、土地の性能は或る程度までは天然的にして不可壞的なものであるから、差額の餘剰利益の發生が全く消滅し去ることはないであらう。併し、漸次に減縮さるべきは疑を容れない。また、土地は限があるから、利用擴張の程度の進むに従つて、その使用價値は益々増大されるのであらう。併し、その割合を以て地代が増加し行くものと憶斷することは、毫



も理論的根據のないことである。故に私は、人口の増殖……土地利用擴張の程度は、同一比例を以て地代増加の結果を現はすと云ふ觀察に對しては、比較なしにそれを信ずることが出来ぬ。

繰返して云へば、人口の増殖が地代増加の原因となるは、唯だこれがために限界耕作が擴張され、従つて、限界生産費が増嵩すると云ふ一事だけであるが、地代減少の原因としては、土地及び農法の改良に因る生産費の低減と、地力の耗竭及び劣等地の優良化に因る生産能力の均等化と云ふ、二つの場合に働らくのである。だから、地代増加の原因として働らく方が、必ずしも強いとは云へない。寧ろ反對に働らく方が、或は強いかも知れないのである。

否これを終局的、全體的に觀れば、後者の方が遙に強かるべき道理である。私はこの理由に依つて、將來、人口の増殖は益々土地利用擴張の程度を進めるけれども、必ずしも地代を増加せしめるものでない、同時に働らいて居る地代減少の理は、能くこれを緩和し抑止するのみならず、或る程度に達すれば却て地代減少の結果を現はし來るべきであることを認めざるを得ないものである。

これを要するに、地代増減の理からこれを觀れば、地代は將來益々増加すべきである。また、益々減少すべきである。兩者の原因たる人口の増殖は、こゝに相殺的に働らくのである。而して

斯くの如き地代増減の理は、將來に於ける地代の騰落を支配し得る理論なのである。但し實際の騰落が果してこの理論通りに支配されるかどうかは、後文に筆を改めて説く。茲には地代増減の理論を明かにするだけである。

### 第三章 小作料と資本金

#### (イ) 地代と利子

地代の性質及びその發生増加の理は、大體、右に概説した如きものであるが、こゝに注意しなければならぬことは、今日、經濟關係上の實際地代なるものは、必ずしも常に右の理論通りに表はれ來るものでないと云ふことである。而して既に地代に此のことありとすれば、これを標準とする小作料に於てもまた然らざるを得ない。否、小作料に於ては特に然らざるを得ないのである。即ち現在の契約に據り小作人から地主に支拂はれて居る小作料なるものは、常に理論上の地代でないのみならず、更に實際上の地代のみでもない。小作料と純地代とは必ずしも一致するものでなく、寧ろ著しく懸け離れて居る。小作料は無論地代を標準として決定されるべきものではないが、現實の小作料には純地代以外に、全く他の性質から來たあるものが附加されて居る。従つて



その決定及び増減の事情は頗る複雑を極めて居る。單に理論のみに従へば、小作料は地代であり地代は右に述べたやうな理に依つて發生及び増減すべきものであるから、當然、理論上の地代と實際上の地代とは一致し、また、小作料と純地代とは一致すべきものであるが、現在の事實は決してさう單簡に運ばれて居ない。前言した如く、理論上の地代と實際上の地代とが必ずしも常に一致せず、また、これが一致せざると同じやうに、小作料と純地代とも必ずしも常に一致して居ないのである。而して小作料が必ずしも純地代と一致しないのは、後に述ぶべき種々の經濟上の事情に因る所多いのであるが、根本的にもまた一つの理由がある。それは、小作料は必ずしも純地代を標準としてのみ決定されるものでないと云ふことである。

既に述べた如く、理論上からこれを觀れば、小作料は地代であるにも拘らず、何故に地代のみを標準として決定されないか、換言すれば、地代以外に何が標準となつて小作料の決定に與かつて居るかと云ふに、人の知る如く、小作料は今日では一種の利子と見られて居る。地代と見られるよりも寧ろ利子と見られる方が、今日では普通になつて居る。然らば、地代と利子とは如何なる性質的相違を有し、また、如何なる關係を有つて居るか、この點を一通り説明するの必要を感じる。

小作料が一種の利子と見られて居ることは事實である。而して小作料が一種の利子と見らるべきものであるとすれば、利子發生及びその増減の理は、矢張り地代と同様に小作料の決定及びその増減に影響を及ぼすものと見なければならぬ。仍つて私は一應、利子の性質及び増減の理を簡單に述べて置きたい。蓋し、利子の性質及びその増減の理を説く時は、同時に、地代と利子との性質的相違の有無及びその關係を、自然に明かにし得るであらう。従つて、一部の人々から色々な疑問や異説を挾さまれて居るこの問題は、すべてこれに依つて解けるであらう。

利子とは何ぞや。利子は如何なる理由に依つて發生するか。私はこれ等の間に對し、今こゝでは地代に於けるが如く改めて説明するの餘裕を有たないが、これを約言すれば、資本は生産力あること、資本の供給量に限りあることに依つて利子は發生するものである。資本を生産に使用する時は、これに依つて生産費を節約することが出来る。若しくは多額の生産をなすことが出来る。従つて、生産費と價格との間に差額を生ずる、更に詳しく云へば、この場合に於ける差額は資本を生産に使用して生産を節減し得たる（若しくは多量の生産をなし得たる）ことに依つて生じた差額であるから、資本を使用しない場合には生じ得ない差額である。即ち所謂差額の餘剩利益であつて、利子はこの差額の餘剩利益に依つて形造られるのである。故にこれを換言すれば、



利子成立の原因は、地代發生の原因が土地の上に收穫遞減法の行はるゝことに存するが如く、資本の上に収益遞減法が行はるゝことに存するのである。土地の上に收穫遞減法が行はれて居ると同様に資本使用の上にも収益遞減法が行はれて居る。例へば、最初に用ひた資本と、その後相次いで用ひられる資本との間には、その収益に差額を生ずる。資本を加重するに伴うて、愈々収益遞減の事實が現はれるのである。而してこの収益遞減の事實が資本使用の上に現はれるが故に、こゝに利子が成立するのである。故に、利子の定義は「資本収益遞減の事實に依つて生ずる差額の餘利益（差益）である」と云ふてもよいのである。

利子發生の理及びその性質が右の如きものであるとすれば、私はこゝに地代と比較するの便を得る。而してこの比較に依つて得た結論は、利子の發生は、地代發生の方式に依つて能く説明し得るのみならず、利子と地代とは全く同一性質のものであると云ふことになる。即ち地代は收穫遞減法の行はるゝ土地使用に依つて生ずる所の差益であり、利子は収益遞減法の行はるゝ資本使用に依つて生ずる所の差益である。さすれば、その成立發生の原因を収益遞減法の行はるゝことに置き、また、その性質がこれに依つて生ずる差益であることは、地代も利子も全く同一である。私はこゝでは、土地には收穫遞減と云ひ、資本には収益遞減と別名を用ひて來たが、それは便

宜上、土地と資本とに對して別々に恰當せしむべく用ひたゞけで、收穫遞減法も収益遞減法も全く同じに働らく法則である。或はその差益が、一は天然的に存するものであり、一は人爲的に現はるゝものであることに依つて、兩者の性質が別物のやうにも感じられるであらうが、それは、唯、土地と資本との相違に依るだけで、それが差益であること、そのことは毫も異なつて居ないのであるから、従つて地代と利子とに性質的區別を設ける理由とはならぬ。寧ろ兩者が同一性質のものである理由となるのである。繰返して云へば、地代も利子も共にその成立の原因は、一般的法則たる収益遞減に存するのである。

利子が地代と全く同一性質であることは、更に詳しく利子に關する説明を試み、これを地代に關する説明と参照する時は、一層明白に理解されるのであるが、私はこゝでは、その成立の原因が同一の収益遞減の法則に依ることゝ、その性質が同一の差益であることを擧げるだけで筆を止めて置く。聰明なる讀者は、恐らくは、既に地代の性質及びその發生の理から推して、能く利子の性質及びその發生の理を理解せられるであらう。

右の如く、土地の上にも資本の上にも同一に収益遞減法が行はれ、土地の使用に依つて生ずる差益が地代となり、資本の使用に依つて生ずる差益が利子となるとすれば、地代は利子であり、



利子は地代である。換言すれば、土地に現はれるものは地代と稱せられ、資本に生ずるものは利子と稱せられるに過ぎないので、兩者全く同一作用に依つて成立する同一の性質のものである。従つて、小作料は地代であると云ふことは、小作料は利子であると云ふこと、その意味に於ては毫も異なる所がなくなるのである。小作料は地代であるが故に、當然利子なのである。即ち、小作料は利子であると云ふことは、小作料は地代であると云ふこと、全く同じであつて、地代以外に、別に利子であると見るのは、全く同態を異観したものである。

然るに、今日、小作料が新たに利子であると見られ、この意味をなさぬ如き解釋が意味があることに解釋せられて來たのは何故であるかと云へば、それは實に土地の資本化が行はれ、土地が新に資本として認められて來たがためである。土地は地代を生み、資本は利子を生むとして、全く同一性質であるべき地代と利子とが對稱または並に稱されて居つたのは、云ふまでもなく、その資源たる土地と資本とが、全く別物として對稱または並稱されて居つたからである。若し土地が普通の所謂資本と同一のものであり、また、同一に見做すべきものであるとすれば、土地と資本とはその形態の異なることに依つて、假に、便宜上から別々の稱呼を附されるだけのことで、毫もその性質的相違觀に依つて對稱または並稱される理由はない。土地も全く性質を同じうしたる

資本の一つだと云ふことになる。併し、その成立の原因及びその形態の異なるが如くに、土地と普通の所謂資本とは、その性質に於てもまた全く相違して居るものであるとすれば、同じ収益遞減法の行はれたる事に依つて生ずるものであるとは云ひながら、土地使用に依つて生ずる差益は地代であり、資本使用に依つて生ずる差益は利子であつて、地代と利子とは同一性質のものでないことになる。兩者は唯發生の方式フォーミュラを同じうすると云ふだけのことであつて、その性質は全く異なるものになる。資本に對する利子の關係は土地に對する地代の關係と同様であると云ふだけで、利子が地代であり得ないと同様に、地代は決して利子でない。従つて、本來が地代であるべき小作料は、これを利子と見ることは妥當でないことになる。

然しながら、既に前にも一言した如く、今日では小作料が利子と見られるに至つたことは事實である。現に、土地の收支計算をなすに當つても、小作料を目して地代または利子と混稱し、殆ど無差別的に見做すのが通例になつて居るのみならず、地主は小作料の高下を利廻に依つて云爲して居る。斯くの如きは、純然たる小作料の利子視である。こゝに於てか、小作料の利子視は正當な解釋であるかどうか、及びその利子化は當然の現象であるかどうか、これが問題であるが、その當否は暫らく措くとするも、斯くの如き小作料の利子化は、小作料の決定及び増減に如何なる影



響を及ぼすべきか、この點を一應究明して置く必要がある。仍つて私は、先づ順序として、土地は資本なりや否やの經濟的意義の説明を簡單に試み、如何なる理由に依つて小作料が利子化したか、而して利子として見たる小作料は、地代として見たる小作料と果して抵觸するものであるか、どうかを明かにして置かう。

(ロ) 土地の資本化(小作料の利子化)

小作料の利子視若しくは利子化は、土地の資本化若しくは(土地の資本視はその資本化の事實に依つて根據づけられて來た)から來る當然の結果である。故に、小作料の利子化(小作料の利子視はその利子化の事實に依つて根據づけられて來た)を説くには、先づ土地の資本若しくは資本化に遡らなければならぬ。土地は資本なりや否や、土地の資本化は如何なる理由に依つて現はれて來たか。問題はこゝから始まる。

土地は資本なりや否やと云ふことは、經濟學史上に有名な論題である。土地は資本でないといふ意見は、可なり久しい間學者に支持されて居たが、土地は資本であるといふ議論も、可なり有力な證據を有して唱へられて來た。この意見の相違は未だ完全に解かれたとは云へない。各學者の一致した最後の論定は、未だ下されて居ないのである。併しながら、今日の進歩した學問的見

土地の資本化

地からこれを觀れば、土地が資本であると云ふことも、土地は資本でないといふことも、各々の主張が思惟するほどの根本的の相違は存して居ないやうである。土地も資本であるを觀れば、それに相當の確な根據も見出だし得るし、また、土地は資本でないを觀れば、これにも立派な證據が存して居る。これを要するに、土地は資本なりや否やの問題は、資本と云ふ詞の意義と、資本とは如何なる概念であるかとの問題に依つて別れるのであつて、これさへ論定されると、土地は資本なりや否やの問題は、立所に解釋されるのである。否、土地は資本なりや否やを争ふことの價値が失はれるのである。換言すれば土地は資本でないといふ學者と、土地は資本であると云ふ學者との見解の相違は、資本と云ふ詞の意義及び資本の概念に對する見解の相違から生じたので、これが區々であつたために、従つて、土地の經濟的意義に對する見解が區々に分れたに過ぎない。資本の定義に關する學者の見解は區々であつて一定して居らない。私は今こゝでその一々を紹介するのは煩に堪へないが、これを大別すれば、その成立の原因の差別に依據して、(イ)人為に依つて生産された財貨に限る見解と、(ロ)人為の結果たると天然物たるとを問はず、すべて富の蓄積を包含する見解とが、最も分明に分れて居るやうである。前者は資本の概念を狭解し、後者はそれを廣解する。前者に依れば、資本の定義は著るしく狹義のものとなり、後者に従へば、それ



は頗る廣義のものとなる。土地が資本であるや否やは、この資本の概念に對する解釋の廣狹に依つて、肯否せられて來るのである。即ち資本の概念をその成立の原因が人爲の結果たるに限るとすれば、土地は資本でない云ふ見解に陥り、富の蓄積たる以上は人爲の結果たると天然物たるを問はないとすれば、土地も矢張り一つの資本であると云ふ見解に到達する。故に、土地は資本なりや否やの問題は、一は、資本の概念を狹解するか廣解するかに依つて決せられ、一は、土地は徹頭徹尾天然物であるかどうかによつても決せらるゝ譯である。この二點が決定されない限りは、いつまで經つても、土地は資本なりや否やの問題が決せられる筈がない。銘々に勝手な根據を見出だして主張を裏づけ、結局は水懸論に終らざるを得なくなつて居る。

資本の概念を狹解して、人爲の結果（即ち勞働）に依つて生産された財貨に限るべきか、それとも、これを廣解して、廣く天然物までを包含した富の蓄積となすべきかは、もとより見解の相違を生じ來るだけに、容易に論定し得べき問題ではない。併し、最近の經濟學に於ては、多く廣義の解釋に基づいた資本の定義を採用して來て居る。（彼のフイツシャー氏の資本論の如きはその代表であつて、これと同一の結論を有するものに、ヘルマン、メンガー、ブレンタノ氏等がある）また、狹義の解釋に基づいた資本の定義を固守するものは、主として在來の古典學派と社會主義

者の一部（就中彼のカウツキー氏の如きはその尤なるもの）であつて、これ等の學者は飽くまで土地の成立が天然的であり、その性能が不壞不滅であることを盾として、土地は資本でない云ふことを力説して居る。けれども、進歩したる經濟學界の大勢は、一般に廣義の解釋を採るを妥當とすることに傾いて來て居る。併し、この問題は今云ふ通り、唯、單に、資本に對する解釋上の相違だけであつて、即ち資本の定義を廣解して、その概念の中に土地を包含せしむべきか否かに過ぎず、土地そのものゝ性質に對する見解上の相違はなかつたから、問題は簡單であつたが、今日では更に進んで、土地そのものゝ性質が新に闡明せらるゝに至つて、著るしく土地非資本説の根據が覆へされて來たのである。

前に述べた如く、リカードは、土地の性能を天然的にして不可壞的であると見た。土地は斯くの如きものであるが故に、全く人爲の結果に依つた普通の所謂資本とは、根本に於て劃然たる相違があると云ふのが、土地非資本説の第一の論據である。土地非資本説を主張する古典派の學者はこれを祖述し、リカードと略々同様な見解を土地に與へて、以て土地と資本とを區別して居るのである。社會主義者たるカウツキーなども、土地の有する生産能力の不滅なることを基礎として、土地非資本説を築き上げたのである。併しながら、土地の生産能力が不滅不可壞であると見るこ



とは、前に述べたリービツヒの研究に依つて、明かに自然科学上の基礎を失つたものであると云へる。即ち自然科学上の知識に依つて論據されたリービツヒ氏の研究に従へば、土地の性能は原始的のものではあるが不可壊的なものではない。固有のものではあるが使用に依つて滅盡すべきものであると云ふのである。リービツヒのこの研究は、自然科学上の根據に立つて居るのであるから、最も信憑するに足るものであるが、これに依れば、土地資本説も土地非資本説も、共にその非科學的な根據を破られた觀がある。土地の性能は天然的にして不可壊的であるから土地は資本でない云ふ主張も、土地の生産能力は原始的のものでなく人爲の結果であるから土地は資本であると云ふ主張も、共に誤つて居ることが明かにされて來た。土地の有する生産能力は人爲に依つて蓄積され得るもの、蓄積されたものではあるが、その性能は天然的なものである。換言すれば、土地の成立及びその性能は天然的であり固有のものであるが、その生産能力は人爲に依つて蓄積されたもの、蓄積され得るものである。即ち土地と資本との間には、土地非資本論者が區別するが如き絶對的の相違もないが、さればと云つて、土地資本論者が思惟する如く全然同視すべきものでもない。普通の所謂資本は徹頭徹尾人爲の結果であるが、土地は半ば天然的であり、半ば人爲の結果である。こゝに消すべからざる一點の相違が劃されてある。併し、土地が生産に使

用されるに従ひ、益々資本的性質を多く附加して行くのは事實である。故に、この一點の相違が飽くまでも土地と資本とを區別する論據となし得るほど、それほど、資本と云ふ觀念を狭解することが正しい資本の定義であると云ふならば別であるが、さもない限りは、如上の事實に依り土地が資本化するに従つて、土地と資本とはその性質が接近し行き、同一資本概念に包括して仕舞つても差支はない。即ち土地の資本化の事實は一面に於て土地の資本視の論據となる。進歩したる經濟學者（例へばフイツシャー、クラーク氏の如き）が、資本の概念を廣解して、土地をその中に包含するに至つたのは、この土地の資本化の事實が、土地を資本視するまで有力な論據となり得ると見たからであらう。

土地の資本視（即ち土地資本説）に對しては、今日猶見解の區々たるものあるを認めるとして、土地の資本化と云ふことに對しては、最早、何人も異論のあるべき筈がない。土地の資本化は、勿論、その使用に依つて土地の性能が耗盡せられ、その生産能力の蓄積保持が資本及び勢力の追加を必要とするに至り、所謂資本的性質が漸次濃厚に附着されて行く事實に依つて、當然に承認されなければならぬのである。土地の性能が可壊的なものであり、その生産能力が人爲に依つて保持蓄積された結果であるとすれば、生産に使用せられたる土地は、最早、純然たる天然のもの



のではない。人爲の結果に依る普通の所謂資本と同様に看做し得べきものになる。こゝに土地の資本化が必然的に起つて來るのである。殊に、土地の生産能力を保持蓄積するために、繼續的に資本及び勞力が投下されるとすれば、土地は常に資本化するのみならず、土地が私有財産の對象となり、その半ば人爲の結果たる生産價值……収益價值……交換價值……が貨幣價額を以て評價せられるに至るとすれば、賣買等の自由處分の可能なることに依つて、完全に動産化されて來る。而して斯くの如き土地の動産化は、土地の資本化、資本視に對する最後の判定に資すべき一つの證據である。既に土地の動産化と云ふ事實が現はれた以上は、事實に於て（理論に於ては別として）、土地非資本説は破られたものと見てよい。土地は全く資本と同様に看做され、それと同一に取扱はれるやうになつて來たのである。従つて、こゝに資本としての同様の作用が起つて來るのは當然である。

斯くの如く、土地が資本化されることに依つて起る作用の中で、私の注意するのは小作料の利子化である。土地を資本視することの理論上の當否は暫らく措くが故に、小作料を利子視することの當否も従つて措くが、兎に角、土地の資本化が異論を挟さむ餘地のない事實である以上、小作料の利子化もまた異論を挟さむ餘地がない筈である。

#### (ハ) 利子として見たる小作料

小作料を利子として見る場合を精確に檢すれば、二つの區別すべき場合がある。その一は、利子視したる場合の小作料で、他の一は、利子化したる場合の小作料である。利子視したる場合の小作料の研究は、土地を資本視することに依つて起る必要であり、利子化したる場合の小作料の研究が、土地の資本化に依つて起る必要であることは、改めて言ふまでもないことであらう。

併し、小作料の利子視（即ち土地の資本視）は、その當然の論理として、地代と利子とは全く同一の方式に依つて發生する同一性質のものであり、唯、その所源たる資本の形態が、天然たる土地であるとき、人爲的である財貨であるとの相違に依つて、その發生の機能に相違があるだけのことであるから、小作料は地代であるとき云ふことは、小作料は利子であるとき云ふことと、毫も異ならない道理になる。前にも述べた如く、小作料は地代であるが故に利子であると云ふこととなる故に、既に地代としての小作料が研究された以上は、改めて利子としてのそれを研究した所で、何等の異なる性質を見出だすことは出來ないと云ふことになるのであるが、唯、若し地代として見たる小作料と、利子として見たる小作料とに、異なる結論が見出だされるとすれば、土地は普通の所謂資本よりも、その存在量が更に局限され、また、自由移轉が不可能であるが故に、



これ等の使用上の制限が有力の條件となつて、その利子であるべき地代の増減を、より多く支配すると云ふだけの相違である。

換言すれば、地代の増減が利子の増減と相違を現はす點は、収益遞減法の行はれることに依つて生ずる差額の餘剰利益の増減の理以外に、實際に於ては、地代の方は除外例的に、その使用程度の多少、使用範圍の廣狹に依つて、著るしくその増減を支配されると云ふだけのことである。例へば、地代及び利子の形造るべき差額の餘剰利益は、資本（土地を含む）の使用程度の多少及びその範圍の廣狹に正比例して増減されるものであるが、これが土地の場合に於ては、その獨占的性質の附帶が著大になり（存在量が限局されまた移轉が不可能であるが故に）、従つて、その使用價值が増加されて行く關係があるから、實際の或る場合に於ては、實際上の地代だけはこれに比例する傾向を有して、差額の餘剰利益の増減に關する理論の適用を受けない場合である。而して小作料が何處までも地代であると見られて居れば、（地代と利子とが同一性質のものとして見られて居ることは變らないとしても）、右の如き理論適用の除外例的結果を現はすべきことは、地代として觀られたる場合には必然のこのやうに認められる。然るに、これが利子として見られて來ると、必然に右の理論の適用を受けることになる。理論に於ても、實際に於ても、右の如き除外例

的結果は現はれて來ない。のみならず、必然にその適用を受くる結果は、その増減に關して地代のみが特有する實際的傾向、即ち土地の獨占的性質に依つて特に惹起される名義上のみの地代増加の趨勢が、著るしく制限緩和され、または、制限緩和されることを、當然の結果と認められるに至るべきことは、蓋し明白である。

猶、このことに就いては後に述べるが、要するに、小作料が利子視される結果は、地代が利子視される結果と同じことである。故に、改めて小作料を利子視して、利子として見たる小作料を研究した所で、それは、地代の利子視、即ち地代と利子とを同じ概念として取扱ふことの結果以外に、何の相違も見出し得ない。従つて、小作料は地代であると云ふ定義を變更する必要もなければ、また、地代の増減に關する理論及び實際以外に、小作料の増減に關する理論は求められないのである。

小作料の利子化に至つては、大にこれと趣を異にして居る。前に幾度も云ふた如く、小作料の利子化は土地の資本化に依つて起つた當然の結果である。故に、土地の資本化と云ふことは既に認めて居るが、必ずしも土地の資本視（即ち土地資本説）をまで肯認することを要しない。土地が資本であらうと、また、資本でなからうと、それは關する所でないのである。唯、土地の資本



化が經濟上の事實であり、この經濟的事實をさへ認めれば、こゝに小作料の利子化が問題になるのである。

併し、土地の資本化と云ふ事實を特異の經濟的現象として認め、この事實上の問題を理論の前に持ち出して論議しようとしたのは、主として土地と資本とを區別して居る（シユタイン、マルクスの如き）所謂土地非資本論者であつたから、それ等の學者の意見は、この事實を摘發して、その不當の理であることを明かにするにあつたと想像される。けれども、私がこゝに小作料の利子化を明にするのは、その當不當を論せんがためではない。その當不當に對する私の意見は別に論ずる機會に譲つて、私はこゝでは、唯、小作料が利子化したことに依つて、その決定及び増減が、地代に關する理論及び實際以外に、如何なる影響を蒙るべきか、または蒙つて居るかを明かにしたいのである。

若し一部の學者が謂ふが如くに、土地と資本とは區別すべきものであり、従つて、地代と利子とは全く別物であるとすれば、小作料の利子化は、小作料の性質及びその決定に、多少の變化を來すべきことを想像し得る。小作料は地代であると云ふだけでは、小作料の全性質を説き了したものであることとなる。小作料は地代であると同時に利子であると云ふこととなる。少なくとも

も、小作料は地代であるとしても、地代以外に、利子としての性質を附帶されたものであると云ふことになる。而してそれが事實である結果は、小作料の性質及び決定、増減等に如何なる變化を來すであらうか。これが私の知りたい點なのである。

併し、その全部を究めることは到底本文の一節などの能くし得る所でないから省略し、私は取敢へず要點だけを知らうとするのであるが、第一に知らなければならぬことは、利子に關する理論及び實際の大體である。利子成立の原因及びその性質の一般に就いては、甚だ簡單ながら前に述べて置いたから再説の煩を避け、こゝではその多寡増減の理だけを一言するに止める。

言ふまでもなく、利子は資本の價值と利率との合して生れたものである（資本に對する利子の歩合が利率であることは人の知る所である）。されば、若し利子の高を同一不變のものとして假定すれば、資本價格が高ければそれだけ利率はこれに應じて低からざるを得ず、また利率が高ければそれだけ資本價格はこれに應じて低からざるを得ない。斯くの如く、資本價格と利率とは反比例を以て高低するものである。そこで、「利子の多寡増減を支配するものは利率の高低である」と云ふ一般的立言をなすことが出来るのである。然るに、利子は資本使用に依て生ずる生産費と價格との差額に依つて形造られるものであるから、資本を使用する企業者間に激しい競争が行はれて來



る時は、この差額は漸次減縮されて遂には一程度に止まつて来る。この標準は即ち利子の平準點と名づけられるのであつて、すべての利子はこの平準點に近づく傾向を有つて居る。何故なれば、假に、一企業者が資本を使用することに依つて多額の利子利得（即ち生産費の節減若しくは生産量の増加に依つて生れる生産費と價格との差額）を收めたとしても、他の企業者もまた競うて資本を同様に使用して来るから、この競争の結果、生産物の價格は一般的に下落して低廉となる傾向を有つからである。のみならず、資本を使用する企業者は出来るだけこれを上手に利用し、以て利子利得を多からしめて利率を高めようと欲するから、一度、この種の資本利用の途が発見されたとすれば、こゝに熾な競争が起つて来るのは必然であり、その結果、また、利子利得は漸次減少すると云ふことになる。故に、企業者間に競争が行はれる限は、利率は常に低下して一般に同一ならんとする傾向を有つて居る。この利率の平均性は何企業を問はずにすべてに現はれて來るのである。

また、單にこれを理論上から見れば、利子は常に斯くの如く平準點に下り、利率は常に斯くの如く平均性を有すとすれば……而してそれが資本相互の間に競争の行はれたためであるとすれば……その結果は、遂に利子が消滅に歸すべきことを想像し得る。例へば、資本使用に依つて生

すべき企業者の利子利得が零となるほど、それほど、資本の價值が認められなくなる時期（若しくは資本が無限に潤澤になる時期）が來ると假定すれば、利子は全く消滅に歸する譯なのである。併し、言ふまでもなく、これは假定した場合の想像であつて、實際に於ては、資本の價值が零となるが如きことなく、従つて、利子が全く消滅して仕舞ふやうなことはあるまい。何故なれば、資本の存在量には限があつて、さう無限に何人にも使用することが出来ないからである。資本の存在量に限があり、その使用者が或る程度に制限されて居る限は、利子は依然として存続して行くことは云ふまでもないが、それにしても、一方に資本相互の競争が益々激烈になり行くべきは必然の大勢であるから、利率が漸次低下し行き、利子もまた漸次下降して行くべきことは、利子平準の原則から割出して、今日でも明白に豫想し得られるのである。

然らば、小作料の利子化（その利子視も同じである）は、小作料に如何なる影響を及ぼすかと云へば、この利子を支配する法則に支配される程度に依る。即ち小作料の利子化の程度と同じ程度に於て、利子を支配される法則に支配されるのである。けれども、小作料の利子化の程度を測ることは、もとより至難のことである。この至難は、土地の資本化の程度を測ることの至難より來り、更に小作料が利子を支配する法則に支配される程度を測ることの至難に延いて行く。もと



よりこれを數字的に測るが如きは、實に不可能であるのみならず、寧ろ無意義のことであるから、唯、これを比例的に想像するより外はない。そこで、斯くの如き無用不可能の程度の詮議は措いて、實際の場合に照らして、小作料の利子化が小作料に、如何なる影響を及ぼすべきかを見るならば、私はその著明なる一つの場合を豫想し得る。それは、名義上のみの地代騰貴に依つて行はれる小作料の騰貴を抑制する場合である。この場合は次の如き事情に依て現はれる。

地代の増減に關する理論は前に述べた通りであつて、原則として地代の増加する原因となるものは言ふまでもなく、その土地に生ずる差額の餘剰利益が増加される場合である。然るに實際上の地代はこの理論の適用以外に、種々の社會的經濟的事情（例へば需要加重に依つて附加される土地の獨占的性質の如き）に依つて、不合理の騰貴を見る場合が多い。殊に農業舊開國や人口過密の文明國に於ては、今日の我國に見るが如く、名義上の地代の理論に頓着なしに騰貴して行く傾向が現はれて來て居るが、斯かる場合に、小作料が利子と見られることに依つて、著るしく所謂利子平準の原則の支配を受け、その騰貴が抑制または緩和されることになる。何となれば、小作料が利子であるならば（若しくはその一部が利子に依つて構成されて居るものであるならば）、資本の量の増加に伴ひ、また資本相互の競争の激烈なるに従ひ、利率は益々低下し行くべきを以

て、獨り小作料のみの不當の騰貴を許さないからである。他の原因に基づく地代の名義上のみの増加を相剋するからである。而してこの不許的論據、相剋的勢力なるものは、土地の資本化され（従つて小作料の利子化され）る程度に正比例して、益々有力になるべきは察するに難くない。若しさうでなくて、小作料が名義上の地代のみを標準として決定され、然も地代が全く利子と性質を異にするものであると假定して想像すれば、名義上の地代が地代の純理に頓着なしに、不當的に増加されて行く傾向が著るしいから、小作料はそれと同じ程度を以て騰貴して行かなければならない筈であるが、事實は、それほど甚だしく小作料の騰貴を齎らすものでない。寧ろ小作料は一般に平均せんとし、また、概して低下せんとするの傾向を現はして來て居る。これは世界的に共通した傾向であつて、外國の學者（例へばヘドリツク教授の如き）も之を認めて居るのである。斯くの如き傾向あるは、地代の純理から見れば當然の現象ではあるが、今日、不當に増加すべき可能性を有つて居る名義上の地代の決定を斯くの如く合理化し、以て小作料の不合理な騰貴を抑制して居る所以は、實に小作料の利子化のために、所謂利子平準の原則が有力に働らいて居るからである。

これを要するに、土地の經濟的意義（即ち土地は資本なりや否や）はいづれであるとしても、



土地の資本化(従つて小作料の利子化)は明白なる事實であり、また、これに伴つて土地の天然的、原始的性質が著るしく消滅したのは事實である。而してその當然の結果として……殊にその動産化の結果として……土地の資本化(殊に動産化)不能時代に見るが如き、土地の所有に依つて附帯せらるゝ一種の獨占的性質が、或る程度まで剝落して來たことは事實である。従つてその實際が甚だしく純理と懸け離れて居た地代が、利子と同様の傾向に歸嚮して來たのも事實である。これは、元來土地は一つの資本であるが故に、土地の生む地代は資本の生む利子と同一性質であることが然らしめたのか、それとも、或は、土地の資本化が行はれたるが故に、地代が利子化したことが然らしめたのであるか、その點は暫らく不明であるとしても、小作料に働らいた結果は、いづれにしても同一なのである。即ち小作料は地代であるが故に利子であるとしても、また、一方地代であると同時に一方利子化したとしても、地代及び利子に關する理論に依り、それを標準として決定せられるのである。而して地代と利子とは、實際の決定及び増減は、異なる状態に於て行はれる場合もあるが、その純理に於ては毫も異なる所を見ないのである。故に小作料は土地の生む他代であるとしても、また、資本の生む利子であるとしても、眞に純理原則の適用を受けその支配される範圍に於て決定増減される時は、何等の相違した結果を現はさないのである。私

がこゝに地代として見たる小作料の場合と、利子として見たる小作料の場合とを區別し、これを比較して説いたのは、唯、實際に現はるゝ決定及び増減の状態を窺はんがために外ならない。而して併せて小作料が地代であり、また、利子であることを明かにしようとしたのである。猶、實際に於ける小作料の決定及び増減に就いては後に述べるとして、こゝに小作料は地代及び利子を標準として決定されるものであると云ふことを一言して置く。

最後に私は注意して置かなければならぬ一事がある。それは、土地の資本化に依つて誤り易き土地二重利用觀は、全くの誤謬に過ぎないと云ふことである。土地の資本化は、卒然としてこれを考へて見れば、土地は土地として利用し、更にまた資本として利用する觀がある。即ち所謂二重利用觀である。従つて、小作料を支拂ふ場合に於ても、土地としての使用に對しては地代を支拂ひ、資本としての使用に對しては利子を支拂ふやうに思はれ、こゝに土地の二重利用に對して二重の賃料が発生するとなし、小作料はこの二重賃料の總和なるが故に、地代よりも利子よりも高いものになると誤り考へ易い。併しながら、斯くの如きは全く論理的錯誤に陥つた見方で、事實は決して土地が二重に使用されるのでない。のみならず、小作料は二重賃料(即ち地代と利子との總和)であると云ふが、これは假に當つて居るとしても、これがために地代よりも利子より



も高くなると云ふは當つて居ないのである。この總和は、性質的の合和となり得るかも知れないが、決して數量的の總和とはなり得ない。従つて、この結果は毫も小作料の増加となるが如きことに至らないのである。マルクス氏も、土地が繼續的に行はるゝ資本投下のために一つの資本的性質を具有するに至れば、その地代は、眞の地代と資本利子との合和されたことに依つて、また、資本利子たるの性質を獲得すると云ふ見解を抱いたが、その結果は、地代(小作料)は利子を支配する法則に依つて支配されることになることと論じて居る。即ちこれに依つても、その合和は性質上の合和であつて、數量上の總和を直接結果しないことが明かであらう。この點は、地代と利子との性質及びその關係、更に遡つて土地と資本との性質及びその關係を理解したならば、改めて私の説明を俟つまでもなく、明瞭することであらうと信ずる。

小作料が一見して、純地代よりも純利子よりも高くなつて居るのは、他に原因が存して居るのである。これは後に述べることにするが、土地の資本化、小作料の利子化と云ふことは、動もすれば右の如き土地の二重利用、小作料の二重賃料と云ふことに誤り考へ易く、従つて、小作料の高くなつて居る理由に附會される嫌があるから、特にその謂れない誤謬であることを注意して置く所以である。

#### 第四章 小作料は何故に高きか

##### (イ) 土地國有時代に於ける「地代」

前にも述べた如く、小作料は地代でありまた利子化したものになつて來たが、現實に小作人より地主に支拂はれて居る小作料は、決して純地代や純利子を標準として決定されたものではない。小作料は地代でありまた利子的性質を有つものであるが故に、地代及び利子を支配する法則の支配を受け、純地代若しくは純利子の標準に近づかんとする傾向は有つて居るが、併し、現在に於ては決して純地代や純利子に一致して居るものでないことは、幾度述べても同じことである。故に、小作料の性質が地代でありまた利子であると云ふことは、小作料は地代または利子を支配する法則に支配され、従つて、それを標準として合理化されると云ふことを明かにされただけで、現在の小作料が地代及び利子を標準として決定されたと云ふことを指したのではない。然らば、地主と小作人との間に契約されて居る小作料は、抑々何を標準として決定され、何故に純地代よりも高くなつて居るか。この説明は事實の説明に據るを便宜とする故に、私は先づ我國に於ける小作料の由來を検討して見よう。



我國は小作制度の發達が最も古い國の一つであるが、私は唯今その成立的起源を審に記し得ないのである。憾むらくは、これ等に關して寡聞な私は文献上の知識に乏しく、知り得た文献に徴したゞけでは、藐然として精確なる出所を知り得ないのである。併し、本文の目的は文献上の考證を期するのでないから、それ等の考究は他に譲り、こゝには、小作料は何故に現在の如く高きかを調べて見よう。小作料の起源及び發達に關する考察の如きも、これを調べるに必要な程度に止める。

いづれの國に於ても、小作料は高まらざるを得ず、また、小作人はその高きに苦しみ、その過高を訴へざる者はないが、我國の小作料に至つては、特殊の小作制度が古くから發達して居る割合に、頗る小作料が高くなつて居る觀がある。尤も前にも一言した如く、經濟上の貸借關係に現はれて居る契約地代及び市場利子は、常に必ずしも地代及び利子の純理と一致するものでないから、契約地代及び市場利子が、時に非常に純理(假に名づけて所謂名義地代及び名義利子)より高くなることあるは免れ難いが、それにしても、我國の小作料は純地代及び純利子よりも更にまた高くなつて居るのである。然るに、地主も小作人もまた一般世人も、一向にこれに注意もしなければ、従つて、これを不當とも不都合とも感じて居ないやうである。これは何故であるかと云ふ

に、私の想察する所では、我國の小作料は全く別箇の標準に依つて決定せられ、毫も地代視または利子視されなかつた故であらう。換言すれば、我國の小作制度は、耕作者または管理者が、地主に對して地代または利子を支拂ふと云ふ貸借契約的思想の下に發達して來たものでなかつたらであらう。然らば、如何なる思想の下に小作料が成立し、如何なる關係に於て小作制度が發達して來たか、それが注意すべき問題である。

小作の生ずる根本的原因が土地私有に存するものであることは、前に述べた通りであるが、我國に於ては、土地國有時代に於て既に今日の所謂小作の濫觴が生じたことは、史實に徴して明かである。小作制度の發達に對する通有の觀察に於ては、土地が或る少數の階級に私有獨占せられ多數のものが土地の上に勞働せんとするには、是非とも、他人の所有に屬する土地を借用しなければならぬから、こゝに、勞力のみを提供するものは勞働報酬のみを受得し、また、土地の上に企業を營むものは地代(即ち小作料)を土地所有者に支拂ふことになつて、一方には農業勞働者が起り、一方には小作人が生じたのである。いづれの國に於ても、小作制度は斯くの如くにして發達して來たのである。従つて、これを受取る地主の方でも、これを支拂ふ小作人の方でも、小作料は借地料であるが故に、その名の示す通りに地代または利子の觀念を以て設定されるのである。



これが今日の小作料である。

然し、我國の小作濫觴に於ける事實は、大にこれと異なつて居る。我國に於ては（その内質的解剖は別として）、國土經營と共に國家の態をなして居た。種々の國家的機關は原始的なりにも整うて居たのである。従つて、建國の創初から土地は（國土と稱せられて）私人の私有獨占することを許さず、全く國有に屬して居つたのである。暫らくこれを歴史眼から冷酷に解釋して、當時の所謂國有は名ばかりで、實は征服者たる天孫民族より分れた各民族、各團體の私有獨占到名づけられたものであつたとしても、天孫民族の嫡系を皇宗とし、天孫民族より分れたる各民族、各團體の人達が悉く國民化して、その臣隸的觀念が、征服關係よりも寧ろ血族關係（または種族關係）に依つて支配されて居つたと想像し得るのであるから、その私有は普通の私有制度に於ける私有とは大に趣を異にして居る。また、國民の中には被征服者たる非天孫民族があつたとしても、これ等もまた歸化恭順に依つて、既に臣化した天孫民族の血族と同様に、苟一に全く國民化されたことは疑ふ能はざる事實である。であるから、當時の土地所有状態は、一箇の政治主體に統一された完全の獨占であり、私有とその實を同じうして居たとしても、その一箇のものが個人にあらず、國民の總合より成れる國家そのもの、具象、即ち超個人、超民族である皇室（即ち天孫の嫡系）

の統一的獨占であるとするれば、それは、最早團體的私有でなくして既に立派な國有である。土地私有制度の基礎をなすが如き、私有的精神は寸毫も狭まされて居なかつたのである。既に臣化した天孫人種の血族は勿論、これに征服されたとも見得る異血族の人種と雖も、全く國民化したものは、同様の國有的精神を以て、この天孫嫡系の統一的土地獨占を見て居たのである。土地を指して國土と云へる名が示す通りに、國有化したのである。彼の大化の革新に於ける土地國有制度の確立は、これを明確に闡明したものと云へる（大化の革新に於ける土地國有制度の採用に就いては、唐制を模倣して從來の團體的私有制（即ち氏族の私有地、私有民）を國有制に改革したのだと解する論者もある。私はこれには大に異論があるが本文に關係が薄いから他日に譲る）。

我國の文献に現はれたる小作料の名は、私が前に擧げた「地子」である。（本篇第一章（イ）（ロ）土地の私有と小作の濫觴の項参照）。「地子」とは自己に供與された口分田以外の田地の借地料の謂である。即ちこれに依れば、戸口に相應して國家より給與された面積の耕作以外、即ち國民が享受し得る平等の權利以外に、土地を耕作せんとする場合に、國家に對する餘分の納稅負擔である。その限外の土地に對して支拂ふ借地料である。これが今日の小作料化した土地使用料であつたがそれとても、當時は純粹の借地料（即ち地代）として賦課されたのではなくて、寧ろ無身者に



代つてその口分田の負擔すべき租税を納めると云ふ意味が多かつたのである。何故なれば、所謂「地子」を納めて耕作した田は、班給されたものが死亡したために剩田となつたものであつたらである。前出の三善清行の封事にも「その遺田は國司收めて公用となし……若し地子を納めば以て無身の民の租・庸・調に充て……」とある。故に、文献に現はれた最初の小作料の名は「地子」であつたが、この「地子」は、彼の私有制度に於けるが如き貸借契約に依つて支拂はれる地代とはその性質を異にし、代納された租税に名づけられたものと判断される。

こゝに於てか、我國に於ける小作料なるものは、この「地子」よりも更に遡つて、租税の觀念に依つてその性質を形造られたものであると見ることが出来るのである。土地國有制度の下に於ては、云ふまでもなく、何人も土地を所有することは出来ない。出来るのは唯土地管理だけである。その代りに、土地の耕作管理は何人でも自由なのである。而して土地の耕作管理に従ふものは、彼の私有制度の下に於て見るが如き、土地の所有者に對して契約の地代を支拂ふことを要しない。土地の使用に依つて生ずる地代は、國有制度の下に於ては當然國家に歸屬するのである。故に、耕作者が土地使用に依つて生ずる地代を支拂はなければならぬとすれば、それは國家に對して支拂ふことになる。

然るに、土地國有制度を以て出發し、また、それに依つて發達せる我國の古代に於ては、國民は生れながらにして何人も平等の土地耕作權を有して居つたから、國民として國費を負擔する以外に、特に國民は土地使用に對して地代と云ふが如きものを別に支拂ふ義務もなく、また、その必要も起つて居なかつたのである。従つて、土地使用に依つて地代が発生し、その地代は當然土地所有者が土地耕作者より受取るべきものであると云ふやうな觀念は、土地耕作者の間に起らなかつたのみならず、當時は國民皆農であつたから、國民の總ては土地耕作者となつて居つた。土地は國有であるから國民全體の有である(若しくは土地は國民全體の有であるから國有にする)と云ふ思想の下に、國民は平等に土地耕作權を有し、實際もまた平等に之を使用して居た。故に、單に土地を所有すると云ふことに依つて、地代と云ふ不勞利得を所有者が收得すると云ふやうなことは、當時の土地使用者(即ちすべての國民)は想像し得なかつたに相違ない。善く土地公有論者が比譬する例であるが、それほど、土地は空氣や水と同じやうに、所有と云ふ觀念を離れて取扱はれて居たのである。彼の剩田となつた無身者の口分田を耕作使用して、餘計の收穫を得んとするものが、所謂「地子」を以て土地所有者に支拂ふ地代と考へずに、國家に對して無身者の遺した口分田の租税を代納すると考へたのは、蓋し自然のことと云へる。



併し、この無身者の租税を代納する義務が、そのものに屬する口分田の耕作者に生じたこと云ふこと、また、負はせられたと云ふことは、その租税が人に課せられたものでなくて、田に課せられたものであることを窺ひ知るに充分である。而してこの「地子」が小作料化し、また、土地私有制度の下に於ては當然小作料(地代)であるべきことに思ひ及べば、我國に於ては、地代は租税の形式に於て、租税の中に含まれて居つたと見るを至當とする。即ち租税はあれど地代なしである。換言すれば、地代の租税化的發生である。地代を受取るべき土地所有者が、租税を徴收すべき國家自身であつた故に、地代と租税とは、徴收者に於ても、納附者に於ても、觀念上の區別がなかつたのである。租税の地代化的支拂と云はうか、小作料の租税化的發生と云はうか、いづれにも解釋し得るが、土地私有制度の下に於て、契約的なる土地貸借關係の下には、小作料が明白なる地代の觀念に依つて、土地使用者より土地所有者へ支拂ふやうに現はれたが、土地國有制度に出發した我國に於ては、最初から何人にも土地所有と云ふが如き觀念がなかつたがために、地代は小作料なる觀念となつて現はれず、租税の觀念の中に無意識に含まれて居たのである。

併し、後年に至つて土地の私有化が行はれ、漸次に所謂「地子」が國費と區別されて、單に管理者たる國司及び勢力者の私費に供せられるやうになつたので、こゝに始めて「地子」が小作料化し

國家に上納する租税以外に、土地の使用に對しては地代を支拂はなければならぬと云ふ觀念が、漸く土地耕作者の頭の中に生れて來たのである、けれども、それは依然として國有なる土地の使用に對する借地料であり、のみならず、表面は國家の行政機關の任にある(國司の如き)ものから租税と同様の手續を以て納附を命せられて居たので、租税の納附と同様の觀念を以て、土地使用者に於て支拂つて居つたのであらう。否、地代を支拂ふのでなくて、土地に賦課されたる租税のみに依つて借地料を上納するのであつたらう。

斯くの如く、我國に於ける小作料の由來を究めて見ると、その地代的性質の起源は夙く土地國有時代に發して居る。併し、當時は國家に對する納税的意義を有つた借地料であつたのが、國有地が漸次私有化し來るに至つて、地代は始めて租税の中より分化し、私人に對する契約的意義を有つた小作料となつて來たのである。この歴史的事實は、我國の小作制度及び小作料を研究する上に、忘るべからざる重要點であらねばならぬ。

#### (口) 所謂五公五民の分配

我國に於ける租税の小作料化は、無身者の租税を代納することであつた「地子」が、遂に小作料となつた事實に徴して窺はれるが、更にこれを税制上の見地から觀察すれば、一層それが明瞭に



せられるのである。

當時に於ける税制は、所謂租・調・庸の三種であつて、この中、首位に置かれた「租」は「田あれば則ち租あり」とされ、全く田に賦課されたものである。これ今日の地租と同義であつて、その濫觴をなしたものであることは云ふまでもない。この「租」の實數の稻何束であつたか、及び收穫高に對して何程の割合に當つて居つたか、私には不明であるが、田あれば則ち租ありとせられたことは、土地よりは地代を徵收すべきものであると云ふ思想に基づいたのであらう。然るに、自己に班給された口分田以外の剩田を耕作する時は、納めるのは「租」でなくて「地子」と別稱せられたのを見れば、「地子」は既に單なる租税でなくして、著るしく地代的性質を帯びた小作料となつて居たことを想像される。何故なれば、「地子」は田に賦課される「租」のみの代納でなくて、三善清行の封事に依れば、無身者の租・調・庸全部の代納であり、猶、餘つたならば云々と揭示されてある所を見ると、高に於ても「租」と「地子」との間には差違があつたやうに思はれるからである。「地子」の高が何程であつたかも私には明かでない。併し、それは少なくとも一家の負擔する租税の總額に匹敵する高に上つて居つたであらう。さもなければ、無身者の生じたために滞納された租・調・庸に充て、猶餘ると云ふ筈がない。(租・調・庸の別は所謂「田あれば即ち租あり、戸あれば

即ち調あり、口あれば則ち庸あり」で、今日の地租・戸數割・營業税の如きものであつた)。兎に角「地子」が「租」より遙に多い高であつたことは事實と見てよい。而してこの多い部分は地代的性質のものとして認められたのであらう。また、この「地子」を納むべき土地は剩田であり、この剩田は當時國司等の管理に屬して、漸次に一種の私有化した土地として取扱はれた事實から判すれば、小作の生じた根本的原因是土地の私有にありと言つたチュルゴー氏の言は、我國に於てもまた事實に依つて裏書されたものと云へる。

私は、こゝでは我國に於ける土地私有化の状態と、これに伴へる小作制度の成立とを詳述して居る餘裕はないが、その大體を瞥見すれば、斯の如くにして、剩田の耕作者は「地子」を納むることになり、その剩田が私有化して來たので、漸次「租」と「地子」との區別が混淆されて仕舞つて、農民は口分田の耕作たると剩田の耕作たるとを問はず、苟くも土地を耕作する以上は、必ず小作料化した一定の公課を上納することになつたのである。而して土地私有化の事實が益々甚だしくなるに伴ひ、「租」ともつかず「地子」ともつかずに、唯、公課として苛斂誅求もまた甚だしくなつたのである。即ち土地所有權の所在が不明になつたので、國有地を横領私有した國司その他の勢力者のために、地代的性質の小作料が公課の名に依つて徵收せられたのである。これ等の事實を



證する資料は、當時の記録に屢々散見して居る。加ふるに、後世に及び朝威が衰へて武家が興るに至るや、兵糧米等の負擔が加重されて來て、所謂五公五民の收穫分配法が不文の徵稅律となつたのは、史實に明細する所である。即ち收穫を折半して、五は公に納め五は農民がこれを取つたのであるが、當時の土地は悉く勢力者の私領地化して居て、毫も國有の實がなかつたのであつたから、公課と云ふも往年の如き純然たる「租」ではなくして、「地子」の系統を引いて著るしく小作料化した上納であつたことは云ふまでもない。のみならず、領主の都合等に依つては著るしく分配率が革まり、或は七公三民となり、或は六公四民となり、時にまた四公六民となつたりしたのである。豊臣秀吉の如きは頻に兵馬を動かし、また、盛に土功事業を起した、めに費用の窮乏を來し、從來所謂五公五民を不文の標準として居つた收穫分配率を改めて、收穫の三分の二は地頭に納め、耕民は三分の一を取ることにし、その上に耕作の強制を命じたと云ふ。

併しながら、斯くの如き氏族專制時代……戰國時代……武家割據時代に及んでも、土地國有の觀念は獨占者その人の頭からも去り盡さなかつたと見え、皇室（即ち最高の政治主體）と土地との關係は、現今の國有が土地に對して有するが如き公法的の關係に依つて繋がれて居たのみならず如何なる領主地頭と雖も、また、その土地の耕作に緣故深き如何なる家族團體と雖も、今日の私

有制度の下に見るが如き私法的權利を以て、土地を私有獨占することは許されなかつたのである。これ等のもの、有つて居つたのは、委託されたる國有地の管理權である。この管理權が延長して私有的支配をなしたに過ぎないのである。この時代はサヴィニー氏の所謂公有的私用（詳しく云へば公有財産としての私人的利用）の時代に屬すべきものであつて、今日の如き私有制度とは大に趣を異にして居た。彼の「普天の下率土の濱王土王臣にあらざるはなし」と云ふ言葉は、もとより忠君愛國の標語として、皇室と土地人民との公法的關係を説破し、以て君臣關係の純美を形容したものであるが、偶々以て當時の土地制度の精神的所在を傳へた消息となすに足りる（當時に於ては右の言葉が直截に示す通りに、皇室は國家の名に依つて、土地に對する公權と私權とを兼ね有せられて居たのである）。

そは兎もあれ、本文は土地制度の沿革を記すのが目的でないから、その詮議はいづれに片附いてもよい。假に、太古よりの我國の土地制度は團體的私有の基礎を有し、唐制の模倣であつた大化の改革に於ける土地國有制度の樹立が失敗したのも、全くこれがためであつたとしても、その團體的私有の制度は、今日の如き所謂公有的私用とは全然その趣を異にし、著るしく國有的精神と傾向とを帯びたものであつたことは、争へない事實である。而して土地國有に對するこの國民



の永續的觀念が、小作料を租税化した根本的原因であつたことも、何人も否み難い所である。

その由つて来る所深くして遠い土地の私有化に對して、徹底的に私有の承認を與へたのは、實に徳川時代に至つてからである。中央集權的なる一種の封建制度を樹立した徳川幕府政治は、從來私有的支配をなし來れる領主諸侯の地主的勢力を奪ひ、土地の實際的管理者たる私個人に土地を所有せしめ、そこに私法的關係の成立を承認したのである。即ち土地に對する私有的所有權を認めて、こゝに全く土地私有制度を樹立したのである。唯、土地に對する國家の（それは幕府に依つて代表された）公法的權利はこれを明確にし、中央政府の權力を以て自由にこれを沒收し、またはその自由賣買を禁するが如き土地政策を執るに至つたが、土地に對する私有的所有權はこれを十分に確認した。即ち土地所有者は、その使用に就いて種々の法律的制限を蒙つては居たがそれに依つて私有的所有の基礎が確立されたのである。而してその所有權の所在（即ち土地占有私權の設定）は、從來に於ける實際的管理の來歴、開墾の由緒及び納税の關係等に依つて判別し、所有權を最も縁故深き管理者に歸屬せしめたやうである。斯くの如くにして土地に對する公權と私權とが區別され、國家及び領主諸侯は公權を有し、その私權は全く個人の地主に與へらるゝやこゝに租税の外に純粹の小作料が生れ來り、それは、地代として土地所有者に收得されるやうにな

つて來た。

而して土地私有制度が確立し、租税の外に地代を徴收する必要が生じたので、こゝに始めて純粹の小作が現はれて來たのである。何故なれば、土地に對する個人の所有權が確認され、それが法律の力に依つて保障されて來たとすれば、最早、土地は昔の如く暴力や奸計を以て取得するこゝが出来なくなつたからである。之を取得するには相當の對價を支拂はなければならなくなつたからである。云ふまでもなく、土地所有權の確認は、所有者がその土地に對して相當の對價（例へば永年に亙る管理の苦心、開墾の努力、納税の負擔等の如き）を支拂つたことを前提とする。何等かの形式若しくは方法に於て、相當の對價を支拂ふことをしないでは（若しくは支拂つたことを認められないのでは）、土地を所有することは出来なかつたのである。少なくとも、出來ないのである。故に、土地所有の對價を支拂はなかつたもの（若しくはそれを認められなかつたもの）は、土地を所有することが不可能になつた。併し、土地の上に勞働するものは決して土地所有者のみでない。當時に於ても、土地無所有の農民が澤山あつたことは想像し得られるのみならず、新に土地の上に勞働せんと欲する者で、この對價を支拂ふこと能はざるが故に、土地を所有し得ないものも多く出て來る。これ等の農民は勢ひ地主に隸屬した農業勞働者とならざるを得ない。



「百名の居住者を有する孤島があつて、その中の一人にその島の所有権を與へたとしたならば、残りの九十九人は勢ひその一人の土地所有者に隷屬して勞働せざるを得ない」と説いたヘンリー・ジョージ氏の例示は、正しく事實を穿つて居る。

然るに、土地所有者が農業勞働者を備うて企業的耕作經營をなすを欲しない時は、これ等の農民は土地を借用し、自主的に農業勞働を營む。これが小作である。但し、土地所有者は土地所有のために支拂つた對價の代償は、これを土地使用者に要求せざるを得なくなるから、こゝに小作料が成立する。斯くの如くにして、土地私有制度の確立と共に、小作制度は完全に樹立されたのである。

我國に於ける小作發生の由來及び小作制度創成の事情は右の如くであつたが、これは獨り我國のみに現はれた經過でなく、世界いつれの國でも辿つて來た過程と見えて、チユルゴ氏はこれを最も簡明に説いて、次の如く論じて居る。曰く「……土地の上に所有權が確立せられ、然も、人多くして土地足らざるがために、土地を所有し得るものと所有し得ざるものと別たるゝに至れば、こゝに所謂地主と云ふ一つの階級を生じ、土地を所有せざるものはこの地主より借りてその上に耕作をなし、その土地借用に對しては、土地生産の結果の中より幾部分を割いて、これが代償

を支拂ふ」と。これ正に我國に適用し得る説明である。のみならず、土地所有關係の歴史的發展が、土地公有より私有に變遷したと見ることは、土地公有論者と反對論者との係争する所であるが故に、その原始的制度が公有であることを證する歴史的根據は正確でないとしても、各國に於ける土地私有化の徑路が我國のそれと略々同様であることは、土地公有論争に参加した學者の考究した所に依つて、明白に類推し得ることである。故に、諸外國の土地所有に關する古代の制度は、我國の如き國有制度でなかつたとしても、小作の發生及び小作制度創成の由來は、世界共通の状態に於て、共通的事情の下に現はれたものと見る觀察は誤らないのである。即ち小作料は最初王侯または領主に對する租稅的觀念を以て貢納されて居たものが、土地に對する私權の所在が分明にされるに従ひ、地主に對する地代的觀念を以て支拂はれるに至つたことは、各國軌を同じうしたものであつたと認められる。公有か私有かの正確なる意義は暫らく措き、兎に角、土地所有の原始的状態にあつては、土地は決して一個人の所有でなく、これを支配せるものは土地に對する公權と私權とを併せ有した部落若しくは民族の團體であり、後に漸次家族若しくは個人に所有權が移つて、こゝに始めて土地所有に對する公權と私權とが相分れ、すべての農民は耕作勞働に於て、貴族または領王への隷屬より解放せられたと同時に、新に小作人としての土地勞働に於



て、貸借關係に依つて地主に隷屬するやうになつたのである。これはいづれの諸外國にも共通した現象と見られるのである。されば、一般的立言として、小作制度の胚子は古代の土地制度に存して居つたが、その資質と形式と相俟つて純粹に創成されたのは、近世に於ける土地私有權の確認後であると云ふことは、私が改めて説くを要しないであらう。

唯、この際に於ける小作料の決定は、特に注意すべき問題である。これが本來ならば、その土地の生むべき地代額が標準となるか、さもなければ、所有土地に支拂つた價格に對する利率計算が標準になるべきであることは、前に述べた通りであるが、我國に於ては、決して斯くの如きものが標準となつて小作料が決定されたのではない。然らば、何が標準となつたかと云へば、從來より土地に對する賦課の不文律であつた所謂五公五民式の收穫分配率である。當時に於ては、小作制度に於ける地主と小作人との分配率は、何人も標準あるを知らなかつたし、また、何人も標準を立て難かつたのである。のみならず、土地私有制度が確立して個人の所有權が認められても、猶、一般農民は土地に對する國有的、公有的觀念に支配されて居たから、土地の收穫はその耕作者の手には半分しか入らず、半分は公權所有者たる國家または地頭領主に、租税として納むべきものであると云ふ慣例的思想が抜けて居なかつた。土地を耕作する以上は、その半分は當然に地

頭領主に收納されるものであると信じて居たから、小作人はこの新らしい小作制度の下に於ける折半式の收穫分配をも、毫も異と感ぜないで受けたのである。小作人に於ては（或はまた地主に於ても）小作料が地代であるか資本利子であるかは顧みる所ではなかつた。矢張り土地に課せられた租税であると信じたものである。従つて、それを受取るものが地頭領主であると個人的所有者であるとは問はなかつた。土地を支配する者はすべて土地收穫の半分を收納するのを當然であると信じたのである。我國の小作料は、斯くの如くに無造作に決定されたのである。所謂五公五民の收穫分配率が、その決定の標準となつたと認むべき事實は明かである。地頭領主に納める租税的分配高が、そのまゝ小作料として地主の所得に引繼がれたと云ふことは、小作料の支拂に對して、小作人は依然として納税的觀念を永續し、唯今でも片田舎に行くと、小作料のことを「年貢米」または「小作年貢」と稱へて居ることに徴せられる。斯くの如き事實は、小作料が租税より轉化し來つた證據である。

我國の小作料が租税より轉化し來り、永く小作人に納税的觀念と同様の觀念を抱かしめて居つたと云ふことは、小作料が所謂五公五民式の公課の高をそのまゝ引繼いで來たと云ふ證據であると同時に、その決定が常に著るしく小作人に不利であつたと云ふことを想像せしむるに十分の資



料である。今日契約されて居る小作料の高が、全く地代や利子と無關係に決定され、而して純地代や純利子よりも頗る高いのは、蓋し自然の結果であると云はなければならぬ。

(ハ) 利益分配上の「掠奪」

何處の國でも、その農業時代に於ては、租税の大部分は土地に賦課したものである。その理由は、國家がその主なる収入を土地税から取ることは、頗る便利でありまた簡單であつたからである。我國に於ける所謂五公五民の收穫分配の如きは、その一例(寧ろ最も好い代表例)であつた。而して一方に於て租税の觀念より轉化して來た小作料は、一方に於てはこの公民分配をそのままに引繼いだのである。このことは前に説いた通りに、小作料が租税觀念に依つて取扱はれると云ふことに注意すべき結果を齎したが、そのことよりも、小作料過高の原因となつたことの方が遙かに注意に値するのである。今日の小作料の契約高が、純地代よりも純利子よりも遙に高くなつて居る理由は、主としてこれに原因して居るものと私は認める。

その理由は明白である。何故なれば、遠くその端を土地國有時代(若しくは公有時代)に發せる所謂五公五民式の收穫分配法が、土地の生産收支計算や農民耕作者の懐都合などは餘り顧慮せず、唯、國費の大部分は土地に賦課するのが便利であり、また、人民は公課は何事を措いても上

納すると云ふ奉公的心理を利用して、強制的に割出されたものだからである。即ち經濟上の理由に依つて割出されたではなくて、所謂苛斂誅求の必要に依つて割出されたものだからである。換言すれば、地主として契約に要求した高でなくして、政治的支配者として強制的に徴收した高だからである。殊に、暴惡なる封建的治者に於ては、の所謂「百姓は殺しもせずまた生かしもせず治むるが道」の筆法で、國費支辨の必要以外、巧妙なる農民統御策(去勢政策)として、所謂苛斂誅求を試みた形跡が少なくなつたからである。土地耕作者よりは租税の名によつて取れるだけ取つてやれと云ふ方針で賦課して行つた結果が、所謂五公五民式の收穫分配法となつて現はれたものである。而してこれがそのまま、小作料を決定する標準となつたとすれば、小作料が純地代や純利子と無關係に、それ等より頗る高いものとなつたのは當然ではないか。小作料は一種の分益制度であると云ふ。分配上に於て最も正義に近い健全な制度であると云ふ。米國のヘドリック教授なども頻にこの點を推稱して居るやうであるが、如何にもその通りであらう。小作料制度そのものは一種の分益制度とも見られるから、その分配割合が經濟的正義に根據して割出されたものであるならば、如何にも健全な良制度たり得るであらうが、斯くの如き經濟的非理の標準に依つて小作料が決定されたのでは、小作料制度必ずしも良制度となるものとは限らぬ。少



なくとも、如上の小作料決定の事情を有する我國の小作制度は、根本に於てその良制度的可能を破壊し、その良制度的發展に逆行したものである。何にしても今日現實に契約されて居る小作料が割合に高く、而してその高くなつた有力の理由が、その最初の決定的事情に存して居ることは疑ふ能はざる事實と見て差支ない。

我國に於ける小作料の最初の決定的事情が、小作料をして頗る高いものにしたことは、正に以上述べ來つた如くである。更に詳しくこれを説かうとすれば、理由は縷々として盡きない觀があるが、いつまで書いて居つた所で筆は乾かないから、私は次の問題の考察に移らう。それは、斯くの如き事情の下に決定されて來た現在の小作料は、純地代及び純利子の外に、何を含んで居るかと云ふ問題である。現在の小作料が、純地代や純利子と無關係に決定され、従つて、純地代や純利子よりも頗る高くなつて居ることは、私の幾度も繰返す通りである。然らば、現在の小作料は純地代及び純利子の外に、何を含んで居るか、何を加へて居るが故に、純地代や純利子よりも高くなつて居るのか。更に換言すれば、現在の小作料が所謂五公五民式の收穫分配割合を標準として決定され、また、小作人が租税に對する觀念と同様の觀念を以てこれに甘んじて來た結果は純地代及び純利子以外、小作料に何を與へしめて居たか。これが私の知らうと欲する問題であつ

て、而してこの問題を解けば、小作料が何故に純地代や純利子よりも高いかが明白にされるのである。

すべての生産が齎らした純収益は、利子、利潤、勞賃の三要素に依つて形造られて居るものである。利子は云ふまでもなく資本に依つて生れたものである。利潤は企業益とも稱し、企業者の企業的努力に依つて生じた餘剰利益の謂である。勞賃が勞働報酬であることは改めて言ふまでもない。純収益は斯くの如く、利子、利潤、勞賃の三要素に依つて形造られたものであるが、そこで、この三要素は如何に分配せらるべきかと云ふに、當然、その因つて生じた所に歸着すべきものである。即ちそれ等の純収益は、一つの生産をなすために用ひられた資本、企業、勞力に依つて各々生じたものであるが故に、利子は資本の提供者へ、利潤は企業的能力の提供者へ、勞賃は勞力の提供者へ、各々正當に歸屬すべきものであることは言ふまでもない。單に經濟的正義にのみ従ふとしても、利子を生んだものは資本であり、利潤を生んだものは企業であり、勞賃を生んだものは勞働であるが故に、その各々の所生に歸着せらるべきである。然しながら、生産をなすにはこれ等の三要素を必要とするが、三要素の提供者は必ずしも別々たるを要しない。例へば、一人にして資本、企業、勞力の三要素を所有する場合もあり、また、資本家にして企業家を兼ね



労働者にして企業者を兼ねる場合もある。その所有者が何人であり、その提供者が幾人であらうとも、それは問ふ所でないのである。兎に角、資本と企業と勞力とが相頼つて生産をなし、その純利益が利子、利潤、勞賃の三要素に依つて形造られて居ることは變らない。而して利子は資本に依つて生れたるものなるが故にそれに歸着し、利潤は企業者の能力に依つて生れたるものなるが故にそれに歸屬し、勞賃は勞力に依つて生れたるものなるが故にそれに歸屬することも變らない。従つて、資本家は資本を提供したるが故に利子を取得し、企業家は企業的勞力に對する報酬として利潤を取得し、労働者は勞力に對する報酬として勞賃を取得すべきことは、經濟的正義に據る極めて簡明な分配方法である。何等それに就いて迷ふ筈もなければ、また、何等これを紊される道理もないのである。

併し、道理は正に右の如くに明白になつて居るが、事實は決してそのやうに明白になつて居ない。純収益は資本、企業、勞力の三要素共働の結果なるが故に利子、利潤、勞賃の三要素に依つて形造られて居ると云ふだけのこと、これを分配するに當つて、利子はこれ、利潤は何程勞賃はこれだけと、正確なる數字的の計算は困難なるものである。唯、利子は世間普通並の利率があり、また、勞賃も勞銀が一定されて居るから、假に計算することは困難でないとしても、利

潤が何程であるべきかは、その算出が甚だ困難であるのみならず、利子及び勞賃の算出標準となすべき市場利率及び市場勞銀も、もと／＼正確なる利子及び勞賃を反映したものでないから、これを標準として利子及び勞賃の高を計算し、それを純収益から差引いた殘餘が利潤であると見ること、更により不正確なものたるを免れぬ。即ち分配の歸屬は頗る明瞭簡單であるが、分配すべき數量に至つては、こゝに頗る分明を缺いて來るのである。のみならず、それが單一なる三人に依つて、別々に一つ宛を持出したものならまだ判り易いが、多くの場合に於ては、一人にして二者を兼ねて居る。例へば、工業生産等に於ては、資本家と企業者とは大抵同一人なのである。こゝに於てか、實際の提供者に純収益の分配をなすに當つては、動もすれば數量上の正確を缺き、右の三者は、分配に就いて公正を缺き、互に相食んで歸屬の不正確を生じて來る。これ今日の賃銀制度の下に於て、利益分配を主題として勞働問題が起つて來た所以で、既に人の知る如く、資本家にして企業家を兼ねて居る所謂經濟的特權階級(資本階級)のために、當然、労働者に歸屬すべき所の勞賃までが、利潤の名に依つて掠奪されて居ると信せられるに至つて居る。資本家の勞賃掠奪と云ふことは、社會主義者の指摘するが如くでないとしても、幾分は事實であらう。而して斯くの如き所以のものは、利益分配に對して資本階級が優越した地位と事情とを有つて



居るためであることは勿論であるが、一つは右の三要素を表はす數量の計算が困難なためにその歸屬を誤り易く、そこに掠奪可能の餘地が存するからである。この餘地に乗じて、資本階級が優越した勢力を揮ふのである。即ち賃銀制度の下に於ては、資本提供者と企業家とが同一のものであるが故に、資本階級は利子及び利潤として、利子と利潤との總和額以上のものを純收益の中から取得して居る、この中には當然労働者の所得に歸すべき勞賃の一部が加はつて居ることは、社會主義者ならずとも充分に想像し得る。然るに、唯今述べたやうに、純收益を形造れる三要素はその所屬數量の計算が不明であるために、これが他のものに相食まれて、その中に巧妙に匿されて掠奪し去られても一寸見分けが着き兼ねる。マルクス氏の頭腦を以てして始めてこれが認別されたこと云ふ次第なのである。故に、所謂労働問題なるものは、換言すれば、「掠奪されたる勞賃」の恢復運動である。勞賃は勞力提供者に全得せしめよと云ふ要求が骨子となつた運動なのである。利益分配に於て行はるゝ掠奪を排除根絶し、純收益の中に含まれたる各々の要素を、その歸屬すべき所に正當に歸屬せしめようとする運動なのである。唯、併し、途中に於て色々な欲意を附帶し、また、色々な意義に轉化して來た今日の労働運動が、労働者に對する當然の報酬であるべき勞賃を全得するだけで終熄すべきか、これを保障する途を何處に求むべきか、または更に欲望の

増加に依つてその先を求め、その前途が何處まで續いて居るか、それ等は各々見る所に依つて異なり、また、主義の如何に依つて色々な現はれて居ることであるが、本文に關係の薄いことであるから、私はそれ等に關する意見を述べることは、こゝでは暫らく差控へて置く。

併し、兎にも角にも、生産利益の分配に際して、經濟的正義に據る公正の分配歸屬が不明となり、これがために掠奪が巧妙に行はれて居ると云ふことは、否むことの出来ない事實である。而してこの巧妙なる掠奪または不當取得が行はれて居るがために分配上の不正を來し、色々な問題が醸されて來ると云ふことも、争ふべからざる事實である。私はこの利益分配に於ける掠奪の可能性及びその事實が、小作料の過高なることを知る豫備知識となり得るものであると信ずる。以下、これに依つて筆を進めて見よう。

### (二) 農業利潤の行衛

利益分配上の錯誤に乗じた斯くの如き不當の取得は、極めて自然的状態の下に於て、極めて巧妙に行はれて居たものであるが故に、今日に至るまで（或は今日に至るも）、殆ど人をしてその錯誤に基づく不當の分配取得であることを識らしめずして過して來た。而してそれが識らずして行はれて居る中は、錯誤に依つて生じた不當分配の取得であるが、故意になされて來た時には、最早



明かに掠奪と云ひ得るのである。然し、いづれにせよ、それが自然的な錯誤に乗じた分配上の不當取得であることに相違ない。

斯くの如き分配上の錯誤及びこれに乗じた所謂掠奪は、獨り賃銀制度の下にのみ行はれる事實でなくして、小作制度の下に於ても矢張り同様に現はれて居るのである。唯、兩者の間の相違する所は、賃銀制度に於ては、利潤の中に勞賃の一部分が匿され、利潤の名に依つて勞賃の一部が掠奪されて居るのであるが、小作制度に於ては、利子(若しくは地代)の中に利潤の一部或は全部が匿され、利子(若しくは地代)の名に依つて利潤の一部或は全部が掠奪されて居るのである。更にこれを詳しく云へば、賃銀制度に於ては、資本家と企業者は常に同一人である。所謂資本家がこれを兼ねて居り、勞働者は全くこれと分れて居る。故に、利子と利潤とは資本家の取得に歸し、勞銀のみが勞働者の取得に歸属すべき筈になつて居る。然るに、實際の生産利益分配はさうなつて居るかと云へば、勞賃の一部は利潤の中に匿されて、利潤の名によつて資本家の取得に歸して居る。社會主義者が資本階級を目して、勞銀の掠奪に依つて富をなした階級であると云ふのは、即ちこの點を看破したからである。

小作制度に於ては、稍々これと異なつて居る。地主が農業生産の用に提供して居るのは唯土地だけであつて、小作人は企業家にしてまた勞働者である。小作人は企業者と勞働者とを兼ねて居る。故に、農業生産に依つて生じた利益の分配に就いては、地主は唯土地の生む地代(若しくは利子)だけを取得し、小作人は當然に利潤と勞賃とを取得すべき筈であるにも拘らず、分配の實際は果して如何であるか。その實際に徴して見ると、利潤の一部或は全部は地代の中に匿されて地代の名に依つて、地主の取得に歸し、小作人は企業者と勞働者とを兼ねて居ながら、僅に勞働に對する報酬額だけしか取得して居ないのである。

賃銀制度と小作制度とではこれだけの相違はあるが、生産利益の分配に際して錯誤が生じ、その錯誤が毫も人の注意を惹かないやうな極めて自然的状態の下に現はれることは、兩者同一である。のみならず、この分配上の錯誤に乗じての掠奪が、地位と勢力との優越して居る所謂資本階級(地主は無論資本家であるとして)の手に依つて行はれて居ることも、兩者全く同一なのである。併し、私は斯くの如き地主の所謂利潤掠奪が、地主が最初から故意に敢てしたものだとは言はない。(資本家の所謂勞賃掠奪も最初から故意になされたものだとは信じない)。故に、これを主觀的に見たる意味の掠奪と名づけることは穩當でないと思ふが、それが不當の分配所得であり、また、客觀的に見て掠奪と名づくべき結果を示して居ることは、如何に辯護しようとしても掩ひ



切れぬ事實である。

農業生産に依つて生ずる収益の中に含まれてあるべき筈の利潤は、抑々何人に取得されて居るか。當然の分配に従へば、農業収益中の利潤は、企業者たる小作人の取得に歸せなければならぬ筈であるが、我國の小作人は、果してこの分配を受けて居るかどうか。何よりも先づ小作人の所得の中に、農業利潤の有無を検するが早道である。併しながら、小作料を控除して残れる農業収益の中に、利潤と目すべきものゝ残存は認められないのである。我國に於ける小作人の實際取得高に就いては、私が前に數字を引證して説いた通りで、所謂農業利潤の如きは塵ほども含まれて居ないのである。否、これを賃銀労働者の収入標準となつて居る所謂市場賃銀の平均額に比較して見れば、それにすら如かないのが事實なのである。企業者を兼ねて居ると云ふ小作人の所得は利潤は愚なこと、充分な一般勞賃すらも見出だし得ないのである。(本書序篇「地主と小作人」中の第三章「分配より見たる地主と小作人」第四章「小作人の所得額」第五章「小作人と賃銀労働者」各項参照)。

然らば、この農業利潤の行衛は何處であるか。如何に寡少なりとするも、必ず農業収益の中に含まれて居るべき筈の利潤は、何人に依つて取得されて居るか。これが問題であるが、農業収益

は地主と小作人との二者にのみ分配せられ、而して小作人の所得の中に利潤が含まれて居ないことすれば、それは詮索するまでもなく、地主の取得に歸して居るべきことは明瞭である。地主の受取つて居る收得の中に、何處かにこの農業利潤が匿されて居るべきことは、言ふまでもないことである。私は敢て言ふ。農業収益の中に含まれて居る利潤は、地主の収益する小作料の中に匿され、地代の名に依つて地主に取得されて居ると。而して企業が生める利潤は企業者たる小作人の取得に歸すべきものであるが故に、これを地主が取得して居ることは、明かに一種の自然的掠奪である。暫らくこれを極めて寛大に見て、それは地主の行つて居る直接の掠奪ではないとしても、小作料が地代の名に依つて利潤を合併して居ることは事實である。而して地主は、その小作料を地代または利子として取得して居るのであるから、小作人の所得に歸すべき利潤を、地主は間接に掠奪して居るとは言ひ得ることであつて、地主はこの掠奪の結果に對しては、争ふことの出来ない責任がある譯である。唯、地主がそれを識らず、即ち小作料を以て地代または利子のみと誤認して居るのか、それともこれを知つて巧妙な掠奪を敢てして居るのかに依つて、その責任は小作料の決定そのことにあるか、それとも、地主の意志そのものにあるかが定まるのである。私は無論前の場合であると信するが、それにしても、掠奪の行はれて居る事實は、これを掩ふこ



とは出来ない。

猶、この地代の名に依る小作料の利潤合併、延いては、小作制度の上に行はれる地主の不當分配取得に就いては、後にこれを主題として述べる心算であるから、こゝには省略するが、斯くの如く、農業利潤が行衛不明となり、その實、地代の名に依つて小作料の中に合併され、以て地主が掠奪したと同じ結果を現はすに至つた根本的原因は何處に存するかと云へば、小作料がその最初の決定に於て、何等地代及び利子を標準として決定されず、唯、所謂五公五民式の收穫分配割合を標準として、全く強制的に決定されたがために外ならない。

我國の小作料が、何等地代及び利子の觀念に依つて設定せられず、全く地代及び利子と無關係な所謂五公五民式の收穫分配法を標準として決定されたと云ふことは、そのことが既に不合理なるを免れない。何故なれば、小作料は地代または利子たるべき性質のものだからである。併し、それは兎に角として、斯くの如き不合理の小作料決定は、必ず二つの結果を惹起せしめる。一つの場合は、小作料が過少なる場合であつて、その結果は、地代及び利子として土地に歸屬すべき収益の部分を、利潤若しくは勞賃の名に依つてそれに合併し、即ち地主に分配されるべき収益の一部を小作人が掠奪するに至ることである。他の一つの場合は、小作料が過高なる場合であつて、

その結果は、利潤及び勞賃として企業及び勞力に歸屬すべき収益の部分を地代若しくは利子の名に依つてそれに合併し、即ち小作人に分配されるべき収益の一部を地主が掠奪するに至ることである。小作料が地代及び利子の標準に無關係で決定されたと云ふことは、それが原因となつて、必ずこの二つの好ましくない結果を齎らすものである。偶然符節を合するが如き僥倖の結果は、それを眞に萬一の僥倖の場合であるから、到底、期待し得ざることには屬する。而してそのいづれの結果に立ち至つたとしても、それは極めて自然的状態の下に於て現はれるものであるから、容易にその錯誤であることを識別することは困難で、多くは人をして正當の結果であると誤認せしめる。我國に於ける小作料の決定、及びこれに依つて行はれたる地主と小作人との分配の不正を來せるが如きは、即ちこれが例證である。唯、不幸にして我國に於ては、小作料の最初の決定的標準となつた所謂五公五民式の收穫分配割合が、累代の政策的苛斂誅求の結果であり、強制的に賦課されたる租稅的性質のものであつたがために、最初より全く小作料過高の場合を現はしたのである。

我國に於ける農業利潤の行衛を検して見れば、我國の小作料は、單に地代及び利子のみならず、實に、地代及び利子と利潤との合併されたものであることが明瞭である。地代と利子との合



和は、決して小作料の數量的増加を來すものでないが利潤と合和するに至つては、明かにその數量的増加となり得るものであることを首肯せられるであらう。我國に於ける現行小作料は、地代及び利子と利潤との合和したものである。その總和なるが故に、我國の小作料は高かつたのである、また、高いのである。而してこれ獨り我國のみではあるまい。恐らくは、いづれの國に於ても認められることであらうと私は信ずる。而して私は、こゝではそれを不當、不合理なりとして非難せんとするのではない。勿論、それは甚だしい不當である。不合理なことも明かである。けれども、それを指摘して非難を有効に加へる機會は後に求めらるべきを以て、こゝには、唯、これがために小作料が純地代や純利子よりも高くなつたことを明かにすればよい。小作料が地代及び利子と利潤との總和であることを知り得れば、それで充分なのである。

(ホ) 利潤の地代化

我國に於て小作料が高いのは、一つは、右に述べたやうな事情が小作創制當時に絡まつて居たからで、即ち最初の決定からして、純地代や純利子に無關係に、全く高かつたのである。而してそれは右に述べた通りに、小作料の標準が所謂五公五民式の收穫分配割合に依つて決定され、この無意識から生じた錯誤が、極めて自然的狀態の下に於て、地代の名に依る小作料の利潤合併、

即ち小作人の取得に歸すべき利潤の掠奪を地主に行はしめたものであるが、併し、このことは過去に存した事實のみではない。私がこれまで叙述して來たのは、過去に於ける自然的錯誤が齎した掠奪の經過だけであるが、斯くの如き地主の利潤掠奪の事實は、形式こそ異なれ、今日に於ても猶明かに現はれて居り、また、更に今後に繼續されて行かうとするのである。而して今日現はれて居るのは、最早自然的錯誤より生じた結果としてではなく、自然的作爲より生じた結果としてである。換言すれば、今までの如くに、双方とも不知不識の裡に現はれたのでなくして、双方合意の形式に於て、作爲に依つて擬合理的に行はるゝに至つたのである。私は小作料が高い(また高かるべき)他の一つの理由として、これを看逃すことは出來ない。この事實を説明することは、やがて小作料の高くなつた全理由を説明することになるのである。

我國の小作人は、小作料が所謂五公五民式の收穫分配割合を標準として決定されたことに依つて、自己の所得に歸屬すべき利潤を地主に掠奪さるゝの結果を、全く識らない間に不可避的に受取つたが、それと同時に、小作料の獲得競争をなすことに依つて、また、自己の所得に歸屬すべき利潤の一部或は全部を地主に掠奪さるゝの結果を、自招的に受取らざるを得ない破目に陥つたのである。何故なれば、小作人間に於ける小作料獲得競争は、常に、小作契約に際して地主を頗



る有利の地位に立たしめ、以て小作料を高くせしめる不自然の原因を作るのみならず、それがために名義上の地代を増加せしめて、以て小作料を高からしむる自然的原因を作り出すからである。言ふまでもなく、小作料の騰貴は、その多くの場合に於て、地代の名に依る小作料の利潤合併となり、延いて小作人の不利となるものである。小作料の騰貴が小作人の不利とならない場合は、真に稀有に屬する。殊に、小作権の獲得競争が原因となつた小作料の騰貴は、常に必ず小作人の不利となる。私は、我國の小作料が高い理由として、小作権獲得競争の行はれて居ることを挙げざるを得ない。而して小作権獲得競争が齎らした小作料の騰貴と云ふことは、結果より觀れば、極めて自然的事に見えるが、その原因に於ては、自然の場合と不自然の場合とがある。

小作権の獲得競争が小作料を高からしめる自然の場合の理由は、それが、名義上の地代増加に基づく場合である。理論上、地代増加の原因となるべきは、私の幾度か述べた通りに、土地の生む差額の餘剰利益の増大であるが、實際に於ては、多種多様の事情に基づいて地代が増加するのが例である。その一つの場合に、企業者の能力が地代に影響を及ぼすことがある。斯かる場合には、土地の生む差額の餘剰利益が毫も増大せざるにも拘らず、地代は増加するのである。私が

名義上の地代と謂へるは即ちこれを指したのである。

農民の數は多い。而して數の多い農民のことであるから、その間に、企業能力の優劣を生じ來るべきことは、蓋し何人も看易い自然の數である。例へば、同じ程度に使用する同じ資本と勞力でも、その按排及び使用等に就いて利用方法を講ずる上に巧拙があり、この巧拙に依つて著るしくその生産能率に相違を現はして來る。農民には各々この企業能力の相違あるが故に、同じ生産條件(即ち同じ土地と同じ勞力と同じ資本)を以てしても、甲は多くの收穫を擧げるに反し、乙は少ない收穫しか擧げられないのである。土地の生産力には相違する所がないとして、甲と乙とはその生産力の働らせ方に優劣の相違があるから、同じ土地でも、甲が耕作經營すると乙が耕作經營するとは、その土地の生む生産價值は相異なつて來るのである。従つて、實際土地の生む生産價值の相違する度合は、生産力の相違する度合に農民の企業能力の相違する度合が交るために、土地の生産力のみ相違する度合が著るしく異なつて來る道理になる。即ちこれを換言すれば、差額の餘剰利益である地代は、土地の生産力の相違すると同じ度合で異なるべきものであるが、同時に、農民の企業能力の相違する度合がそこに交るために、その度合を示して居る土地の生産力と地代との比例は、著るしく變更されて來ることになる。



この「地代は土地の生産力の相違すると同じ度合で異なる」と云ふ立言は、農民の企業能力の相違するために、如何に緩和せらるべきかと云ふに、この場合を考察するには、先づ農民の企業能力の性質的相違……農民の企業能力の相違には分量的相違と性質的相違とあるが……に就いて見るを要し、また、農業経営上の集約程度は皆一様であると假定するを要する。これ等の條件を假定して考察すれば、土地の生産力と地代との比例が、農民の企業能力の相違するがために、如何に緩和せらるべきかが分明に想察されるであらう。

先づ結論から言へば斯うなる。性質的に優れた企業能力を有する農民は、如何なる性質の土地の耕作に於ても、企業能力の劣つた農民よりも多くの収益(即ちそれだけの餘分の利益)を擧げ得る。然るに、この農民の企業能力の優れたことに依つて生ずる餘分の利益は、劣等地の耕作よりも優良地の耕作に於て一層大なるが故に、企業能力の優れた農民は、成るべく生産力の多い優良地を獲んとして競争するのみならず、その競争の結果は、優良地の耕作に對しては、企業能力の劣つた農民が支拂ふよりも一層多大の地代(即ち小作料)を支拂ふことを肯諾する。何故なれば、その理由は唯今述べた通りに、優良地の耕作に於ては、企業能力の優れたことに依つて生ずる餘分の利益が多い故に、企業能力の優れて居る農民は、企業能力の劣つた農民が支拂ひ得るよりも

更に多額の地代(即ち小作料)を支拂ひ得る譯だからである。

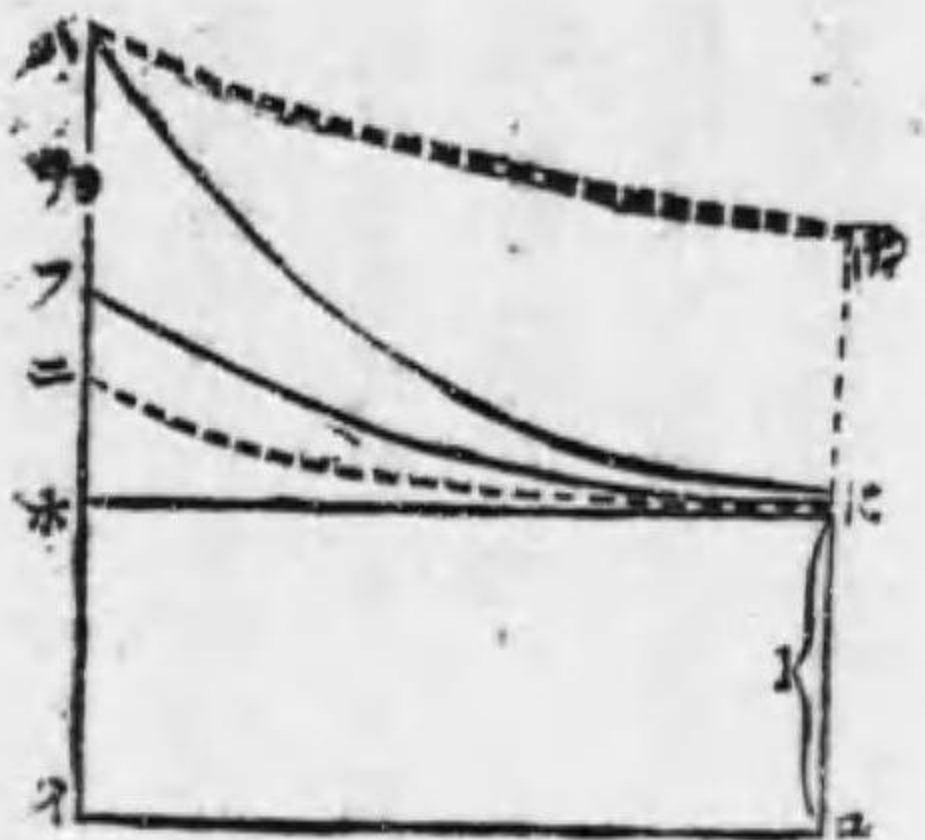
併し、言ふまでもなく、この場合企業能力の優れた農民が企業能力の劣つた農民よりも多額の地代(即ち小作料)を支拂ひ得ると云ふことは、企業能力の優れたことに依つて生ずる餘分の利益即ちその農民個人に歸屬する利潤を犠牲にすることであることを忘れてはならぬ。企業能力の優れた農民は、優良地の耕作に依つて一層多大の餘分利益を得らるゝが故に、利潤を犠牲にした多額の地代(即ち小作料)の負擔にも堪へ得らると云ふ意味なのである。而して斯くの如く企業能力の優れた農民は、生産力の優れた優良地を獲んとして競争する結果として、自然に、最も企業能力の優れた農民は最も生産力の多い土地を獲、最も企業能力の劣つた農民は最も生産力の少ない土地を獲ると云ふ風に、農民の企業能力の程度と土地の生産力の程度とは、大體に於て適當に組合せられることにならう道理であるから、各地の生産する實際収益の相違は、或る一定の農民が生産し能ふ収益の相違よりも、遙に大なることになり、従つて、各地に生ずる地代(即ち小作料)は、各地の生産力の相違よりも、まだ、遙に大ならざるを得ないことになるのである。換言すれば、生産力の多い土地ほど、企業能力の優れた農民に依つて耕作せらるべく、従つて、生産力の多い土地が企業能力の優れた農民に依つて耕作せられるほど、その生産し得る収益が多いことに



なる道理であるから、各地間に於て擧げ得る實際収益の相違は、その各地の有する生産力の相違、例へば、一定の農民が各地に於て擧げ得る収益の相違よりも、頗る多大な差を生ずる道理である。従つて、また、生産力の多い土地ほど、企業能力の優れた農民が生産力の多い土地を耕作することに依つて生ずる餘分の利益の多いだけ、地代（即ち小作料）の額も多くなる譯である。何故なれば、前にも述べた通りで企業能力の優れた農民は、最も餘分の利益の多く得られる優良地を獲んとして競争するが故に、それを犠牲にすることを肯諾するからである。故に、これを再言すれば、土地の生む差額利益に依つて形造らるべき地代は、土地の生産力の相違する度合に依つて相異なるものであるが、決して土地の生産力の相違すると同じ度合ではなくして、土地の生産力の相違と、農民の企業能力の相違との自乗したものと同一度合になるのである。

農民の企業能力の相違が地代の額に及ぼす影響に就いては、テイロル氏が最も精細な研究を試みた一人者のやうである。左に氏の研究を藉りて、圖解に依る説明を試み、以て讀者の了解に便して置かう。

今、現に耕作されて居る土地を、イよりロに至る範圍と假定し、最優良耕地たるイ程度の土地は、限界耕地たるロ程度の土地に比して、二倍の生産力を有するものとする。また、この土地を



(ハニ)線は生産を示す曲線なり。  
 (フ)線は地代を示す曲線にして、唯、地代が(ニ)線以上なりと云ふことを示さんがために、任意に引かれたる線とす。  
 フ點はニ點との間の何處にか存すべきものにして地位は一定せず。即ちイ土地の地代はフよりも多く、ロよりも少なければなり。  
 (ホニ)は各農民が皆同一の企業能力を有する場合に生すべき地代を示すものにして、(ニフ)は各農民の企業能力の相異なる場合に生すべき地代を示すものなり。  
 (フハニ)に依りて示されたる殘餘は、餘分利益として各農民に、その企業能力に應じて歸屬すべきものなり(詳細本文参照)

耕作せんがために競争する農民の企業能力は、ハよりニに至る程度と假定し、最優良農民たるハ程度の農民は、限界農民たるニ程度の農民に比して、二倍の企業能力を有するものとする。而して限界農民ニが限界耕地ロを耕作する時は、生産費と出費とが相殺されて、一文の利益もないものとして置く。従つて、ニ農民はイ程度の土地に於ては、同じ出費を以てロ程度の土地よりも二倍の生産を擧げ得べく、即ちイ土地の地代として、その半ばだけを支拂ふことを肯諾するのである。限界農民ニが限界耕地ロに於て生産し得る所のもの、價值をI(ロ線を以て表はされたるもの)となし、彼はイ地の使用に對してはIだけの地代(ホニ)を支拂ふことを肯諾すると假定する。



然る場合には、ハ程度の農民の生産する所のもの、價值は、我が限界農民ニよりも性質に於て二倍の企業能力を有することの結果として、ロ程度の土地にあつては、ニ（ロは）で、イ程度の土地にあつては、三（イハ）であらねばならぬ。斯くの如くにして、イ程度の企業能力を有する農民は、ロ程度の生産力ある土地に於ては、一（はに）の價值ある餘分の利益を占め得ると同時に（イ程度の土地に於て彼がニ程度の企業能力を有する農民の生産し得る所以上に占むる餘分の利益は、ニ（ハニ）の價值を有しなければならぬ。

この場合に於て、イ能力の農民は、イ土地に於ける地代が騰貴して彼の占むる餘分利益の半ばを吸盡するに至るまでは、ロ土地に對して競争することはないであらう。即ちイ土地に於て地代がニ（チ點）にしてニチ線に依りて示さるべき）に増加するまでは、ハ農民がイ土地に於て占むる餘分利益は、ロ土地に於て占め得らるべきそれよりも多額に上る譯である。従つて、若しイ土地に於ける地代がニ（チ點）まで上るに於ては、イ土地に於けるハ農民の利潤は、彼がロ土地に於て收め能ふ所のもの（には）と同額たるに至るべく、即ち一だけのものとなるのである。然らば、ハ農民はロ土地を耕作して一（はに）の地代を支拂ふよりも、イ土地に對してニ（ホチ）の地代を支拂ふことを肯諾すべく、これと同様に、ニ農民はイ土地に對して一（ホニ）の地代を支拂ふ

よりも、寧ろロ土地を耕作するを喜ぶべきである。この假定の下に於て、イ土地の地代は、一（ホニ）よりも少額になることはないであらう。何故なれば、それだけならば、ニ農民も能くその額を支拂ふことを肯諾するであらうからである。而してまたイ土地の地代は、二（ホチ）よりも多額にはなり得ないであらう。何故なれば、ハ農民もそれ以上の地代をイ土地に支拂ふほどならば、ニ農民に依つて一文の地代も支拂はれて居ないロ土地を耕作するであらうからである。

今、土地の使用に對して競争しつゝある各程度の企業能力の農民に就いてこれを見るに、イ土地の地代は、一よりも多いであらう。何故なれば、イ土地の地代が一なるに於ては、限界農民を除く以外の農民は、その企業能力の優れて居る結果、それだけ若干の餘分利益を占め得べきが故に、イ土地よりも劣れる土地を耕すよりは、寧ろイ土地を耕さんと希望するであらうからである。斯くして競争した結果、終に企業能力の劣つて居る農民が、漸次一人一人少ない地代を以て足る劣等の土地を耕作する方が有利と見て……恰度限界農民ニが限界土地ロを耕作する方が有利であると喜ぶやうに……各優良地から逃げるまでに、各優良地の地代は増加すべきである。然るに、最も企業能力の優れた農民のみは、最優良地に對して他の競争者の支拂ふ額よりも多くの地代を支拂ふことを敢てし、然も企業能力の劣れる農民が支拂ふだけの地代を支拂つて劣等地を耕作する



よりも、高い地代を支拂つても最優良地を耕作する方が、彼の優れた企業能力に依つて大なる餘分利益を占むることが出来るのである。即ち企業能力の優れた農民ほど、生産力の多い優良地を耕作することに依つて生ずる餘分利益が多くなるが故に、彼は競り上げられた地代を負擔しても、なほ優良地の耕作の方が有利なのである。

この理由に依つて、地代を形造すべき差額の餘剰利益は、土地の生産力の相違……詳しく云へば、限界農民に依つて耕作さるゝ場合に生ずる生産價値の相違に依つて測定される土地の生産力の相違……よりも、遙に多大になるべき筈のものである。故に、各地間に於ける地代は、各地間に於て擧げ得る實際収益の相違と同じ度合で定まるもので、各地の有する生産力の相違する度合とは同じものでない。

農民が各々その企業能力に従つて土地を得たとすれば、云ふまでもなく、限界農民は限界耕地を得、企業能力の最も優れた農民は生産力の最も多い土地を得べき筈である。而して斯くの如き企業能力の最も經濟的な適合より生ずる生産は、これを(イロハに)の平面に依つて測定することが出来る。唯、この測定に就いて注意を要するは、(ハに)の線は直線でないことである。何故なれば、この線と(イロ)線との距離は、農民の企業能力に依り漸次増加する生産力に依つて定

められるものであるが、この兩者は、共に漸次(ロ)に向つて遞減するものだからである。而して土地の生産力と農民の企業能力と共に、その程度の相違が規則正しく相接するものである場合には、この線もまた正しい曲線たるべきであるが、事實はさうでなく、不規則の曲線を表はすべきであらう。

右は、農民の企業能力の性質的相違が地代の額に及ぼす影響の大體に就いての説明であるが、この外、農業經營上に於ける集約の程度もまた地代に影響を及ぼす。テイロル氏は、これに就いても精細な研究を試みて居るが、稍々複雑難解に互る嫌があるから、ここには省略して置かう。(詳しくは The Quarterly Journal of Economics: XVII Boston 1903 参照)

兎に角、地代は斯くの如く農民の企業能力の相違、及び經營上の集約の程度に依つて、著るしき影響を蒙るものである。而してその結果は、土地の生産力の相違に依つて測定せらるゝ地代の額よりも、實際上に土地の上に生ずる地代の額は、遙に多大なのである。のみならず、その増加したる部分は、地代を形造るべき差額の餘剰利益が、土地の生産力の相違することに依つて生ずる差額よりも、遙に多大なるがために、それが企業に歸屬すべき利潤であるにも拘らず、これを地代の觀念に編入されることが當然とせられて居る。換言すれば、如上の理由に依り利潤が名義上の地代



に變體することに依つて、利潤が小作料に合併せらるゝ、理程を現はし、甚だ奇怪に思はるゝ地主の利潤掠奪が、この理程に依つて是正せられて居るのである。而してそれは述べ來つた如く、小作人の小作權獲得競争のためなのである。私は、これを以て小作料が頗る高くなつた理由の一つに數へることが出来ると思ふ。このことの正否に就いては、後に述べる機會があらうから讓つて置く。

(へ) 利潤及勞銀の小作料化

以上述べた所は、自然的原因に依り自然的結果として、小作料を高からしめるものであるが、小作人の間に行はるゝ小作權獲得競争は、別に、不自然的原因に依る自然的結果として、小作料を更に高からしめる場合が多いのである。別言すれば、利潤の變體より生ずる地代化にあらずして、端的に、利潤及び勞資が其まゝにして小作料に合併され、因つて以て地主に利潤の掠奪を行はしむべき機會を、小作人自らが與へる場合が多いのである。私はこの場合をも一瞥しなければならぬ。

農民に歸屬すべき利潤が變體して地代化する理程は、前述の圖解説明に依つて明かであるが、小作人の數の割合に比して土地が狭少を告げ、土地の分量及び分配が小作人の希望を満たすことが出来ないで、各土地は各農民の企業能力の相違に順應して得られると云ふやうな圓滿な歸着が期待せられない場合には、一地に對して各農民の小作權獲得競争が猛烈に行はれる結果として、

その土地の耕作は、その土地に於て最多の生産價値を擧げ得る企業能力の最も優れた農民の手に歸せざるを得ない。而してその土地の小作權を失はざらんがためには、その農民は、自己の企業能力の優れたことに依つて擧げ得た餘分利益の一部のみならず、その全部を犠牲に供するも敢て辭することが出来なくなる。否、甚だしきに至つては、嘗に餘分利益全部を犠牲にするのみならず、更に、普通では到底忍び得べからざる勞賃の一部までも、これを犠牲に供して多額の小作料を支拂はなければならぬ破目に陥る。何故なれば、斯くの如き小作人過多（若くは耕地不足）の社會状態に於ては住居する土地に於て小作權を獲得することは、土地の上に勞働をなすより他に勞働の自由を有つて居ない農民に取つては、既に採算上の利害を超越した所の生活上の絶對的必要化して來て居るからである。

今、小作人が特定の土地に小作權を獲得せんがために、互に競争して小作料を競り上げ、而してこの競り上げたる小作料を支拂はんがために、自己の企業能力（性質的にもまた分量的にも）の優越より生ずる利潤の全部及び勞賃の一部までも犠牲に供するとすれば、その土地に於ける小作料の騰貴は、最早、自然的原因のみに依るものとは云へない。私の謂ふ不自然的原因に基づく小作料騰貴の場合に相當するのである。何故なれば、それは決して地代の増加に基づく小作料の



騰貴とは、どの點から見ても受取れないからである。何處から判断しても、その小作料は最早地代のみではない、全く他の或るものを附加したものだからである。この點は、小作料騰貴の原因を數へる場合に看過すべからざることであるから、私はこゝに特に兩者の場合を比較して、その異同を明かにして置かう。

聊か正確を缺くの感はあるが、假に、便宜の言葉で以て説明すれば、地代の基礎を形造るものは、土地の生産力の相違することに依つて生ずる差額である。詳しく云へば、一定の企業能力を有する農民（例へば限界農民）に依つて擧げらるゝ生産價値の相違に依て測定される土地の生産力の相違である。この場合に限界耕地に比較して、優良耕地が生産し得たる差額の餘剰利益が、地代の本質的基礎を形造るのである。私はこれを假に本質上の地代と呼ぶ。次に、前來幾度か説明した如く、優良農民が優良耕地を耕作することに依つて生産し得る差額の餘剰利益は、限界農民が優良耕地を耕作することに依つて生産し得る差額の餘剰利益よりも遙に多大なるが故に、こゝに優良耕地に於ける地代と劣等耕地に於ける地代との差額は、土地の生産力の相違することのみに依つて生ずる差額よりもまた更に多大なのである。換言すれば優良農民が優良耕地を耕作することに依つて擧げる餘分利益の一部を犠牲にするだけ、それだけ、多額になる譯である。然

し、これもまた兩地間に現はれた差額の餘剰利益に屬するものであるから、矢張り（名義上にせよ）地代と稱し得る。即ち企業者たる小作人に歸屬すべき利潤ではあるが、その利潤が既に地代化の理程に依つて變體し、差額の餘剰利益となつて現はれたものであるから、既に地代と見做し得る。この變體的利潤を加へて増加した地代を、私は假に名義上の地代と名づける。テイロル氏の研究に據る所の前出の圖解は、即ちこの名義上の地代増減を生ずる一つの場合（それは農民の企業能力が及ばず影響）を説明したものである。

然るに、小作人過多（若しくは耕地不足）の状態に依つて惹起された猛烈な小作權獲得競争の結果全く人爲的に競り上げられた小作料の騰貴に至つては、假令、それが地代増加の名に於て引上げられたとしても、その小作料の騰貴は、純粹の地代増加に依つたものではない。即ちそこには毫も地代の増加すべき理由が存しないで、唯、地代が増加したと稱せらるゝだけである。地代の増加すべき理由となるものは、如何なる場合に於ても、その土地の擧げ得る生産價値の中に差額の餘剰利益が現はれることである。これあるが故に、優良農民が優良耕地を耕作することに依つて擧げ得た生産價値の差額は、當然、小作人に歸屬すべき利潤であるにも拘らず、その地代化の理程が是認せられるのである。然るに、他に何等の理由なく、たゞ、小作人が土地の上に勞働



すると云ふ生活上の絶對的必要と、この必要に依つて裏づけられた土地耕作に對する欲求のみが、小作人間の猛烈なる小作權獲得競争を惹起せしめ、その結果として、その土地の小作料が騰貴したとすれば、そこには地代を形造すべき差額の餘剰利益が生じて來ないのである。差額の餘剰利益を生ずべき何等の原因もないのに、地代（名義上にもせよ）が増加すべき理由がない。故に、斯くの如き小作料の騰貴は、これを地代の増加と云ふ名に依つて是正しようとしても、全く差益的觀念と沒交渉に生ずる部分であるから、差益的觀念に依つて成立すべき地代と同稱することは出來ぬ。斯くの如きは全く土地の存在量が限局せらるゝがために、耕地の所有者が一種の獨占的地位を贏ち得た結果として、地主に取得される純然たる獨占的利益であつて、差益的觀念に依つて成立する地代とは、全然その性質を異にして居るものである。

學者は通例の用語として、前の差額性に依つて成立する地代を差額地代と稱し、この獨占性に依つて成立するものを獨占地代と別稱して、中には矢張り一種の地代と見做して居る學者もある。然し、それ等の學者も、耕地に發生するものは差額地代のみで、この獨占地代は主として宅地等にのみ發生すると見て居るやうであるが、小作人過多（若しくは耕地不足）の状態に於ては、耕地の獨占的性質は益々濃厚となり行つたためか、この所謂獨占地代は耕地にも發生して居る。私

は、この所謂獨占地代と同様に解して、差額性に依つて成立する普通の地代と同一の言葉を以て稱するに多大の疑問を有するが、暫らくこれを獨占地代なりと見做すとすると、この所謂獨占地代（少なくとも耕地に發生せるそれ）は、全く小作人に歸屬すべき利潤及び勞賃の一部が、擬合理的に地代化したものであることを指摘し置かざるを得ない。この所謂獨占地代は、決して地代の發生すべき理由の下に土地が生んだのではなくて、小作人が分配法則に依つて當然取得すべき利潤及び勞賃の一部を犠牲にし、心ならずもこれを小作料に附加して地主に與へたのである。否、與へたのではなくして、寧ろ地主がその獨占的地位に乗じて、端的に小作人より掠奪したものであると云ふも過言ではない。この場合に於ける利潤及び勞賃の地代化は、利潤が差額の餘剰利益に變質して地代化する場合の理程の如く合理的のものではなくて、全くの擬合理的のものであることは争はれない。これ私が、小作料化したことは自然的結果であらうが、その原因は甚だ不自然的に作り出されたものであると見る所以である。

一般的にこれを云へば、小作人過多（即ち耕作不足）の現象は、小作地需要競争上より來る劣等小作人の淘汰となり、従つて、比較的優良なる限界農民を得ることとなつて、こゝに自然に調節さるべきものなるが故に、地主の獨占的地位が小作契約に於て益々有利を示すに至るべきことは、蓋し



自然の結果である。何となれば、小作人の競争上に於て優勝し得る唯一の一般的條件は、自己の有する企業能力及び労働能力の優越さを極度に發揮して、成るべく多くの生産價值を土地より擧ぐること努力、而してその收め得た餘分の利益を、成るべく多く地主に支拂ふことだからである。收め得た餘分の利益なるものが、企業に對する報酬であるべき利潤であり、また、勞力に對する報酬であるべき勞賃の一部をまで含んだものであることは云ふまでもない。即ち小作人は、多額の自作料を支拂ひ得ることに依つて、辛うじて自作地を贏ち得るものであるが、その自作料の正當地代より多額に超過せる部分は、自己に歸屬すべき利潤及び勞賃の一部であるが故に、自作權獲得競争に優勝し得るや否やは、いくばくの程度まで自己の取得すべき利潤及び勞賃を地代化し得るや否やに懸つて居る。いくばくの程度まで自己の収入を犠牲にして地主に呈與し得るや否やに存して居る。而していくばくの程度まで自己の収入を犠牲にして地主に呈與し得るや否やの問題が、いくばくの程度まで餘分の利益を擧げ得るや否やに存することは、私が改めて云ふまでもないことである。換言すれば、小作人過多(即ち耕地不足)より起る自作權獲得競争は小作人が自己の企業能力及び労働能力を酷使して、地主のために多額の地代(實は利潤及び勞賃の地代化に依る自作料)を生み出すところの競争に外ならない。自作料は愈々高まらざるを得ない道理ではないか。

然し、人口増殖に伴ふ農作物の需要増加は、竟に耕地の擴張を必要とするが故に、同時に、農民數の増加をも必要とする。而して農民數増加の必要は、勢ひ企業能力及び労働能力の比較的勞等な農民を存在せしむることになるから、當然ならば(即ち自作權獲得競争が猛烈に行はれないと假定すれば能力の優れて居る小作人、特に優良耕地を耕作して居る小作人は、人己の所得に歸すべき餘分の利益が著るしく多くなる道理である。何故なれば、限界耕地に限界農民の存在を必要とすることに依つて、優良耕地に於て地主が取得する地代は、著るしく制限されて來る譯だからである。換言すれば、土地の生産力の相違のみに依つて成立する差額地代は、こゝに多少増加すべき理由を生ずるが、農民の企業能力の相違に依つて成立する差額地代、及び利潤または勞賃の地代化に依つて形造られる獨占地代は、著るしく制限されるべき理由を生ずる筈である。然るに我國の小作人に至つては、この「地代増減の法則」の恩恵にすら浴することが出來ないで、常に利潤の全部のみならず、更に勞賃の一部までを地代化し、これを犠牲にしてまでも地主の歡心を求めなければならぬ事情を有つて居るのである。

我國の小作人が、斯くの如く「地代増減の法則」の恩恵にすら浴することの出來ないのは何の故か。これを數言にして盡せば、第一は、我國の耕地は農作物の全需要に適應すべく擴張されたので



なくて農民たること以外に労働の自由を有たなかつた國民に、土地の労働に依つて生活する便を與へんがために擴張せられたものだからである。第二は、封建時代に於て國內移民の自由を禁じたために土地と勞力との分配が平均を得なかつたからである。第三は、舊開の農業本位國であつたがために國民の土地に對する慾望が強いからである。この他にも理由は數へられるが、如上の三大理由を照合する時は、我國に驚くべき程度の限界耕地と限界農民とが存在して居りながら、猶、土地に對する小作權獲得競争が猛烈に行はれて、利潤及び勞賃の地代化と云ふ合理的及び擬合理的過程の下に、小作人が已むなく争うて自己の取得すべき利潤及び勞賃を犠牲にし、以て地主のために小作料を高からしめる理由が首肯されるであらう。のみならず、我國の小作人は如上の理由に依り、土地經營に就いては遺傳的にも世襲的にも深い經驗を有して居たから、農民として能力は略ぼ平均して、甚だしき差異が現はれなかつたのである。このことは一層小作權獲得競争を激烈ならしめ、従つて小作料増加の原因を作つたのである。

我國の小作人が、小作權を獲得せんがために、如何に競争して小作料を高からしめたか、而して小作料を高からしむべく、また小作料を高からしめた結果として、如何に自己の取得すべき利潤及び勞賃を犠牲にしたかは、我國の小作人の實際所得額を検して見れば極めて明瞭である。この事

實は既に私が「小作人と地主との分配比較」及び「寡少なる小作人の所得額」に數字を示した通りで、彼等は地主に多額の小作料を支拂ふために、普通貸銀の労働者の得て居る労働報酬すら得て居ないのである。土地の生産收益の中から小作料を差引けば、残る所の一日當りの労働報酬は、所謂市場貸銀にすら及ばないのである。これ明かに小作料が利潤及び勞賃を併合して居る證據でないか。而してそれが地代化の合理的及び擬合理的過程に依つて、地主の取得すべき相當の地代なるが如くに見做されて仕舞つたのである。私はこの點が最も注意に値するものであることを特記して置きたい。

最後に結論する。小作料が今日の如く高い理由は、これを要するに、小作料は地代若しくは利子のみでなく實は利潤及び勞賃をまで併合したからであることは、如上の事實に徴しても争ふことは出来ないのである。即ち小作料は性質的には地代と利子との合和したものであるが、數量的には地代と利子である外に、利潤及び勞賃をまで總和したものである。小作料の高いのは實にこれがためである。故に私は小作料を解して性質的には地代と利子との合和したものを、數量的には地代及び利子と利潤及び勞賃との總和したものであると云ふ。恐らくはこの結論に對しては、何人も異論を挟むことは出来ないであらうと信ずる。



## 第五章 小作料の決定

### (イ) 小作料の決定に關する諸説

私の寡聞なためかは知らないが、小作料に關する研究は、最も文献に乏しいもの、一つである。經濟純理上の地代及び利子ならば苟くも經濟學者である以上は皆これを論究して居るから、その研究は頗る進んで居るが、小作契約に依つて決定されて居る小作料に至つては、經濟純理を離れた實際上の問題であるが故にや、その系統立つた研究は餘り見當らないやうである。従つて、小作料に關する學者の研究は、一つの經濟的現象としての調査を報告した程度のものに止まり、それのみを主題とした研究は未だ試みられて居ない。大抵は小作料は地代(若しくは利子)である、またはそれであるべきものであると云ふ觀念の下に取扱はれ、地代及び利子の理論に依つて演繹的説明を下されて居るだけである。故に、どの經濟學書を読んで見ても、小作料に關する説明の多くは、小作料は地代(若しくは利子)であるべき筈であるが、種々の特殊の事情に依つて決定されて居るから、純地代(若しくは純利子)と必ずしも一致して居ないと説かれてあるだけである。稍々親切な學者が特に地代論の終に一節を割いて、その所謂特殊の事情なるものを説明して居るに過ぎないのである。小作料の實際的研究は、今日なほ新に着手されなければならない問題と言ふてもよい。

小作料に關する根本的理論とも云ふべき小作料の一定の性質、及び小作料と純地代(若しくは純利子)との關係に關する研究が斯くの如くであるから、全国各地それ〴〵異なつた特殊の實際的事情を有する小作料の決定に關する研究の如きは猶更精細を極めた者は見當らない。學者に依つて見解が區々であつて未だ決定的説明として推すべき説はない。一部に首肯すべき點が認められても、他の一部には説明の不足がある。一面は可なり肯綮を穿つて居るかと思へば、一面は根據が甚だ薄弱である。小作料の決定に關する諸説は、經濟學書上に著聞する者三四を數へ得るが、比々として皆然らざるはない。私はこゝに參考の爲に、その二三を採つて一瞥を與へて置かう。

一、小作料は地代を基調として決定されると云ふ説である。之に依れば、小作料は即ち地代である。と云ふのであるから理論としては何等疑を挾さむ餘地はない。小作料は勿論地代であらねばならぬ。けれども、事實の理論的説明としては、甚だ辻褄の合はない説である。何故なれば、私が前に述べて來た如く、小作契約に依つて小作人より地主に支拂はれて居る所謂地代なるものは、純地代的性質のものよりも遙に高くなつて居るからである。而してその實際は、純地代とは殆ど無關係に上下して居るからである。例へば、我國の如く小作人間に小作權獲得競争が盛んに行はれて居る所では、小作料の決定は、耕地の面積と小作人の數との關係に依つて有力に支配されるので、全く



地代の法則及び地代を支配する法則を無視した現象が現はれて居る。故に、各種の經濟的現象の合理化に伴うて、漸次小作料は地代に接近しつゝ、ある事は争へないかも知れないが、それは畢竟するに、終局的に觀た場合の議論であつて、現實に於ては、小作料の決定は餘り地代と關係して居ない。

二、小作料は土地の有する資本價値の利子を賠償する程度に於て決定せられると以ふ説、即ち資本利子説である。この説は前の地代説と同様の根據に立ち、地代説よりも一層融通の利く説であるが、それだけに薄弱な點もある。廣義に解釋すれば、土地もまた一つの資本であり、さうでないまでも少なくとも資本化したのは事實であるが故に、その賃料(即ち小作料)は利子でなければならぬ筈であるが、さて、土地の有する資本價値なるものは、それ自身頗る不定的のものであつて何を標準として決定してよいか判らない。土地の資本價値を表はす所の土地の價格決定が既に大問題である。勿論土地の資本價値なるものは土地の收益價値を標準として決定せらるゝものではない。あるが土地の收益價値なるものは、唯單にその時々<sup>々</sup>に於ける偶然的な需給關係に依つて定められる場合が多く、土地の收益價格と所謂市場價格とは必ずしも一致するものでない。即ち土地の價格を決定するに當つては、收益以外に種々の勢力の原因となつて居るが故に、小作料を利子を基調として決定するとすれば、小作料は頗る土地の收益と關係が薄いものになる場合を生ずる、のみ

ならず若し小作料が利子のみであるとすれば、土地の收益價格は小作料を或る利率に依つて還元することに依つて定めらるべききが故に、土地の收益價格と、所謂市場價格とは常に必ず一致しなければならぬ筈である。従つて土地の收益價格と、所謂市場價格とが常に必ずしも一致しないと云ふ事實は、小作料は利子を基調とすると云ふ、此説の根據の薄弱を證する者と云へる。併し、小作料が終局に於て地代に近づき行くと同じやうに、漸次、利子に近づきつゝあることは利率に依つて小作料の高下が論せられ、同時に、土地の所謂市場價格が、小作料を或る利率に依つて還元された資本額に支配されて行く傾向に徴して明かである。換言すれば、土地の資本化と共に小作料の利子化は明白になつて行くから、この利子説は一步一步有力さを加へて行くのは事實である。が、これとても矢張り終局的に觀た議論で現實に於て小作料と利子との關係が密接でないことは、地代に於ける場合と略々同様であると觀られる。

三、小作人の生活費を基調とすると云ふ説である。即ち小作料は、性質上最も優れた小作勞働の收益の中から、小作人の生活費を控除した殘額に依つて決定せられると云ふのである。これは人口過剰……小作人過多の我國等に於ては、最も事實の真相に近い説である。小作人間に競争の行はれる結果、地主は愈々土地の獨占的所有をなすことに依つて有利の地位を占むるが故に、小作人



は唯小作労働に依つて僅に生活費を得る程度に甘んじて、土地収益中より當然自己の取得すべき部分、即ち利潤及び勞賃の一部すらもこれを小作料化して地主に支拂ふ結果、小作人の生活費以外は小作労働に依つて増加された價值までも全く小作料となつて地主に取得されると云ふのである。従つて、特殊の現象を説明する説としては頗る肯綮を得た議論であるが、一般的説明としては頗る論據の薄弱なるを免れぬ。その主なる點を擧ぐれば、第一この説は、人口過剰……小作人過多の場合に於ては、事實の真相に近いが、その反對の場合に於ては全く當筈まらない議論となる。例へば、人口稀薄の未開國または農村の人口が減少した商工業國等の如く、耕地の割合に小作人の少ない土地に於ては、地主よりも寧ろ小作人が有利の地位に轉じて、小作料の決定はこれと反對に行はれるのである。また、第二には小作人の生活費と云ふも一定して居ないし、また、これを最低生活費と解釋すれば、最低生活費は小作人全體を通じて略々同一であらうから、土地収益よりこれを控除した額は、各地各小作人に依つて多少不同とならなければならぬ道理であるが、事實に於て小作料はさほど多く不同でない。略々全國を通じて平均して居る。これ等の點はこの説の必ずしも事實の真相に觸れたものでないことを證して居ると云へよう。要するに、この説は特殊の事情を説明するに恰適であるが、一般論としてはその價值の著しく乏しくなるを免れない。

四、小作料は生産費を基調として決定されると云ふ説である。之に依れば土地収益より小作人の勞働報酬及び小作人の使用したる資本利子、並びに社會普通の利潤を控除したる殘餘、即ち小作人の堪へ得る最高のものが小作料となると云ふのである。この説は地代説及び利子説と何處か通じて居る同巧異曲の説であつて、現今國民經濟上の所謂分配法則と靈犀相通する點がある。否、寧ろ所謂分配法則の起源的思想と同所に出でたものである。殊に、この説はアダム・スミス氏等に依つて唱へられたものであるだけに、これを洗練して究竟に行けば、土地の生産したるもの、價值は、土地の生産力（若しくは土地の有する資本價值）小作人の勞働、土地使用者に依つて投せられた所謂可變資本、並びに企業的努力の協働した結果であるが故に、小作人は自己に歸屬すべき後の三者の報酬を取得し、土地所有者に對しては、土地の生産の（若しくは土地の有する資本價值）に歸屬すべきものだけが支拂はれると云ふことになる。即ち小作料は地代若しくは利子に依つて決定せられると云ふこと、同義になるのである。唯それが著しく原始的程度の意味を以て説明せられた相違があるだけである。併しながら、小作料は實際に於て耕地の面積と小作人の數との關係に依つて有力に支配せられるが故に、この説の事實の真相と縁遠いことは、地代説及び利子説と同様の距離がある。



五、労働報酬を基調とすると云ふ説である。即ち小作人は自己及び家族の労働に對する報酬を控除しその残餘を小作料として地主に支拂ふと云ふ説である。この説は生活費説と似て非なるものであるが、今日に於ては、殆ど何等の根據を有たぬと云ふの外はない。従つて、今更この説の當否を検する必要もないが、唯、この説は最も早く重農學派に依つて唱へられ、小作料の決定に對して最初に試みられた説明であるが故に、最後に列擧したまで、ある。

斯くの如く、小作料の決定に就いては所説區々あつて、殆ど一定した結論と云ふものが見當らないのである。併し、これはその歴史に於て、その事情に於て、殆ど一律を以て規し難い小作料の解剖的説明としては已むを得ないことであつて、その事實の成因が一定一様でない以上、その事實の理論的説明が一致しないのは當然なのである。故に、小作料は何を標準として決定すべきかと云ふ問題は決せられるが、小作料は何を標準として決定されたかと云ふ問題に對しては、一つの答を以て解くことは至難である。唯、今日私の求め得る所は、小作料は何を標準として決定せらるべきかの正しき答を知り、將來、小作料がこの正しき答に依つて如何に支配せらるべきかを推察するだけのことである。換言すれば、小作料の合理化である。小作料の合理化は如何に行はるべきか、如何に行ふべきかである。而してこれ等のことは、小作料を中心として、地主と小

作人との分配を争はるゝ所の小作問題に於て、最も重要な地位を占める問題である、否小作問題なるものは小作料の問題に出發し小作料の決定がその中心點をなすことは、貸銀制度の下に於ける分配問題が所謂労働問題の出發點となり、而してまたその中心點となつて居ると同様なのである。故に、小作料の合理的決定は、小作問題を適當に解決する所以であると謂ふも過言ではない。

(口) 小作料將來の騰落

小作料は何を標準として決定されたるかと云ふ事實の理論的説明は、右に述べた如く、所見區々として一定しない觀があるが、さて、小作料は何を標準として決定せるべきかと云ふ純理の考究に至つては、最早、考究を費すまでもないほど簡單明白である。それは云ふまでもなく、小作料は地代または利子を標準として決定せらるべきである。小作料の合理的決定は、地代または利子を基調とすることである。換言すれば、合理的小作料なるものは、純地代または純利子と一致しなければならぬ。

今日の所謂小作料なるものは、幾多の事情及び勢力等の支配關係に依つて決定せられ、而して今日なほこれ等の支配的關係は存續して居るが故に、純地代や純利子とは無關係に寧ろそれ等の